

生きものの 恵みを軸とした 藤沢のまちづくり

藤沢市生物多様性地域戦略



平成30年6月 藤沢市

戦略の策定にあたって

藤沢市は、江の島や湘南海岸などの海浜環境をはじめとして、引地川や境川沿いの斜面緑地、谷戸など多様で良好な生態系が存在し、それら自然から豊かな恵みがもたらされています。

しかし、経済の発展やグローバル化に伴い、かつては地域の自然と密接なつながりがあった市民の暮らしは、地域の自然から遠ざかり、その恵みを日常的に感じるものが難しくなっています。

その一方で、今でも私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、自然からの豊かな恵み（生物多様性を基盤とする生態系サービス）によって支えられており、自然との『つながり』は決して途切れることはありません。

「生物多様性地域戦略」とは、2008年（平成20年）に施行された「生物多様性基本法」に基づいて、地方公共団体が策定する「生物多様性の『保全』及び『持続可能な利用』に関する基本的な計画」です。

藤沢市では、これまでも生物多様性の『保全』については、「藤沢市緑の基本計画」や「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を策定し、取組を進めてきましたが、生物多様性の『持続可能な利用』については、新たな課題として取組を進める必要があります。

また、これまでも2度にわたり実施した「藤沢市自然環境実態調査」の結果から、市域全体でも生物多様性への4つの影響の拡大が判明している一方で、生物多様性の意味や重要性が十分認識されていないといった課題もあります。

このような課題の解決に向け、本市は「藤沢市生物多様性地域戦略」を策定し、本戦略の取組を通じて、市民一人ひとりが生物多様性について自分のこととして考え、関わることで、藤沢市における生物多様性の『保全』と『持続可能な利用』の実現を目指します。

表紙写真／蓮とカワセミ（鵠沼蓮池）
富岡真里子

裏表紙写真／「江の島のニケ」海食崖に立つビャクシンの古木（江の島）
永田 勝

目 次

第1章 はじめに.....	1
1. 生物多様性とは.....	1
(1) 「生物多様性」とは.....	1
(2) 3つのレベルの「生物多様性」 ～生物多様性を3つのレベルでとらえます～	2
2. 「生態系サービス」とは	
～私たちの暮らしは多くの生きものとのつながりから恩恵を受け、支えられています～	5
(1) 4つの「生態系サービス」	5
(2) 私たちの暮らしを支える「生態系サービス」	6
(3) 産業経済活動を支える「生態系サービス」	7
3. 生物多様性に関する4つの危機 ～今、「生物多様性」が危ない～	9
4. 経済界にも波及しはじめた生物多様性の考え	11
(1) SDGs（持続可能な開発目標）	11
(2) ESG（イーエスジー）投資	12
(3) ISO14001	13
5. 生物多様性の危機回避に関する国内外の動き	14
(1) 国内外の動き	14
(2) 愛知目標	15
(3) 国内における「生物多様性地域戦略」の策定状況.....	16
(4) 「かながわ生物多様性計画」の概要	16
第2章 藤沢市におけるこれまでの生物多様性保全の取組	17
1. 「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」の策定	18
2. 「藤沢市自然環境実態調査」の実施	20
3. 藤沢市における「生物多様性の4つの影響」	21
4. 「生物多様性のもう一つの影響」～第0の影響～	21
5. 「藤沢市生物多様性地域戦略」策定のねらい	22
6. 「藤沢市生物多様性地域戦略」の考え方と柱	23
(1) 「藤沢市生物多様性地域戦略」の考え方	23
(2) 「藤沢市生物多様性地域戦略」の柱	23
7. 「藤沢市生物多様性地域戦略」の位置づけ	25
8. 「藤沢市生物多様性地域戦略」の対象地域	26
9. 「藤沢市生物多様性地域戦略」の計画期間	27
第3章 藤沢市の生物多様性の状況.....	29
1. 藤沢市の自然的風土の特色	30
(1) 北の台地と南の低地、2つの河川と海岸、そして江の島	30
(2) 藤沢市の気候.....	31
2. 藤沢市が今日の姿に至った経緯	32
(1) 高度経済成長期までの風土に合わせた人々の生活.....	32
(2) 高度経済成長期以降のまちの発展と暮らしの変貌.....	35

(3) 拡大する自然への負荷と生物多様性の喪失	36
3. 藤沢市の現在の状況と今後の課題	38
(1) 藤沢市民と生物多様性との関わり	38
(2) 事業活動と生物多様性との関わり	39
(3) 土地の特性と災害発生の関係	48
(4) 子どもたちと地域の自然	49
(5) 2度の藤沢市自然環境実態調査結果からみる自然	51
(6) これから取り組むべき課題	61
第4章 基本方針	63
1. 将来像（目標）	63
2. 基本方針	64
第5章 施 策	65
1. 施策体系	65
(1) 基本方針と施策の方向性	65
(2) 施策	68
(3) 主な取組（事業）	68
(4) 重点プログラム	68
2. 施策の展開	73
3. 重点プログラム	86
(1) 普及啓発と協働の推進にあたっての取組の方向性	86
(2) (仮称)藤沢市生物多様性センター機能の目的	87
(3) (仮称)藤沢市生物多様性センター機能の役割	87
第6章 体制、進行管理	89
1. 体制	89
2. 進行管理	89
資料編	
1. 生物多様性条約	資料 1
2. 生物多様性基本法	資料 4
3. 生物多様性国家戦略 2012-2020（愛知目標）	資料 11
4. 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 （生物多様性地域連携促進法）	資料 13
5. 第2回藤沢市自然環境実態調査結果（概要）	資料 18
6. 市民ヒアリング（聞き取り調査結果）	資料 20
7. 市民参加のグループワーク	資料 24
8. 藤沢市ビオトープネットワーク基本計画から統合する施策内容	資料 25
9. 委員名簿	資料 33
10. 戦略策定までの経緯	資料 35
用語解説	資料 36

【情報コーナー】

① 藤沢市バイオープネットワーク基本計画に基づく取組.....	19
② 知られざる「江の島」の価値	41
③ 市民を対象としたヒアリング（聞き取り調査）の実施.....	46
④ 市民参加のグループワークの実施	47
⑤ 生態系が有する機能の活用と防災・減災 ～グリーンインフラ、Eco-DRR～	50
⑥ 第2回藤沢市自然環境実態調査	52
⑦ 河川と海のつながり.....	54
⑧ 制度によって緑地を守る ～地域制緑地の状況～	58
⑨ 市民自治の風土の継承 ～市民活動団体によるさまざまな活動～	62

※文中で「＊」が付記された用語については、巻末の「用語解説」で説明をしています。

第1章 はじめに

1. 生物多様性とは

(1) 「生物多様性」とは

「生物多様性」とは、すべての生きものの間に違いがあることを表す言葉であり、「生きもののつながりと個性」と言い換えることができます。「生きもののつながり」は、食物連鎖や繁殖行動など生きものの間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、「個性」は、同じ種であっても少しずつ違う特徴（特性）があることや、それぞれの地域に固有の生物相があることを表しています。

地球誕生以来、数えきれない生きもののつながりによって、地球の大気や土壌が形成され、次の時代の生きものはその前の時代の生きものが創りあげた環境を基盤として進化するということを繰り返してきました。私たちの周りにある「生物多様性」は、地球の歴史の中で育まれてきたものです。

人間が生きていくために欠かすことのできない生態系サービス（大気、水、食料、燃料、医薬品等の資源や洪水調整、大気の緩和、観光など）は、「生物多様性」を基盤として生み出されています。

この「生物多様性」という基盤が、現在の暮らしや産業活動によって急激に劣化すると、地球環境や私たちの暮らしの持続可能性が失われるおそれがあります。



（２） ３つのレベルの「生物多様性」

～生物多様性を３つのレベルでとらえます～

日本が 1993 年（平成 5 年）に条約締結した生物の多様性に関する条約*では、「生態系の多様性」「種間（種）の多様性」「種内（遺伝子）の多様性」という３つのレベルで多様性があるとしています。

１） 生態系の多様性

～環境要素の違いにより、それぞれ違ったつながりが生まれます～

「生態系の多様性」とは、干潟、サンゴ礁、森林、湿地、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。生態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されてきたものです。一般的に生態系のタイプは、「自然環境のまとまり」や「見た目の違い」から区別されることが多いですが、必ずしも境界ははっきりしておらず、生物や物質循環を通じて相互に関係している場合も多いといえます。

また里地里山のように二次林¹、人工林、農地、ため池、草原などといった「さまざまな生態系から構成されるモザイク状の景観」を「まとまり」としてとらえ、生態学の視点から地域における人間と環境の関わりをとらえていく、という考え方もあります。



最も自然の状態に近い常緑広葉樹林（江の島）



波打ち際から松林の間の砂浜にみられる砂浜草原（辻堂海岸）



河川沿いの河辺草原と河原の公園と背後の斜面林（引地川親水公園）



多くの生きものの生息・生育地となっている落葉広葉樹林（遠藤笹窪谷（谷戸））

藤沢市の多様な生態系

出典：藤沢市



水田・水路・畦・雑木林・人工林などさまざまな生態系が組み合わさった里山（石川丸山谷戸）

¹ 二次林：詳細は P60 の表「藤沢市内で拡大する『生物多様性への４つの影響』」の脚注「※５ 二次林」を参照。

2) 種間（種）の多様性

～多くの異なる種（生きもの）が関わりあって生きています～

「種間（種）の多様性」とは、いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということです。世界では既知のものだけで約 175 万種が知られており、まだ知られていない生物も含めると地球上には 3,000 万種とも言われる生物が存在すると推定されています。

また、日本は南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあることから、既知のものだけで9万種以上、まだ知られていないものまで含めると30万種を超える生物が存在すると推定されています。さらに、地域の生物の保全を考えていく際には、種数や個体数だけに着目するのではなく、種の固有性を保全していくことが重要といわれています。



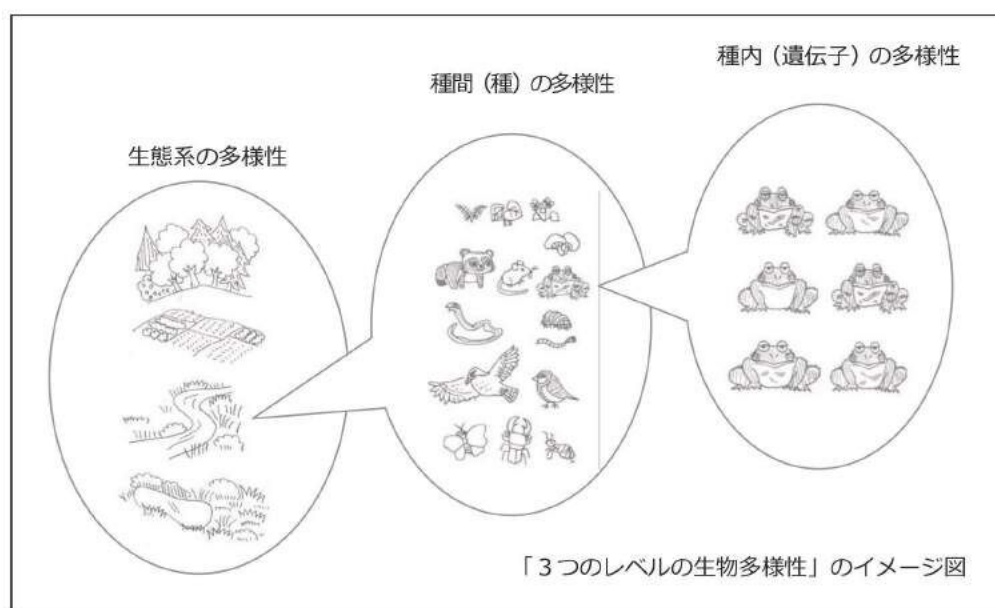
トウキョウダルマガエル



クマガイソウ

藤沢市の多様な生きもの

出典：藤沢市の自然環境 調査結果の概要 平成 23 年度～25 年度 藤沢市自然環境実態調査 藤沢市



3) 種内（遺伝子）の多様性

～気候変動、病気による種の絶滅を避けたり、地域ごとの環境に適応するため、長い時間をかけて生じた違いがみられます～

「種内（遺伝子）の多様性」とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。例えば、アサリの貝殻模様はさまざまですが、これは遺伝子の違いによるものです。あるいは、メダカやサクラソウのように地域によって遺伝子集団が異なるものも知られています。



同じ種でも模様の違うアサリ
出典：環境省ホームページ



藤沢メダカ（ミナミメダカの地域個体群）
出典：新江ノ島水族館の藤沢メダカ

参考：生物多様性国家戦略 2012-2020（2012 年（平成 24 年）9 月）環境省

◆藤沢メダカ

日本にいるメダカは以前は 1 種類とされていましたが、2012 年（平成 24 年）に「キタノメダカ」と「ミナミメダカ」の 2 種類に分類されました。神奈川県は「ミナミメダカ」の分布域に当たります。ミナミメダカはさらに 9 つの小集団に区分され、神奈川県のミナミメダカは「東日本型」になります。これは、ミナミメダカという種としては 1 つでも、地域によって違う遺伝子を持った「地域個体群」が存在することを意味します。

藤沢市には、かつて地元由来の個体群が生息していたと思われませんが、開発や河川改修、環境変化などにより 1990 年（平成 2 年）頃には姿が見られなくなりました。1995 年（平成 7 年）9 月、藤沢市内の民家の池で、代々遺伝子を受け継いできたと考えられるメダカが発見されました。このメダカは、1957 年（昭和 32 年）に、この民家近くの通称「はす池」と呼ばれる境川水系の河跡湖（池）²で捕獲されたものが、ほぼ自然状態の池で世代を重ね、生き残っていたものでした。このメダカは「藤沢メダカ」と名付けられ、教育関係者が中心となり、市民、研究者、行政などの協力のもと地域ぐるみの保護活動が続けられています。

参考：環境省生物多様性ホームページ
藤沢メダカの学校をつくる会ホームページ
<http://www.geocities.jp/fujisawamedaka/medaka.html>

²河跡湖：蛇行の著しい河川で、河道の変化により一部が取り残されて湖沼となったもの。

2. 「生態系サービス」とは

～私たちの暮らしは多くの生きものとのつながりから

恩恵を受け、支えられています～

(1) 4つの「生態系サービス」

生物多様性は私たちの暮らしを支える基盤となっています。生物多様性が私たちの暮らしにもたらす恵みは「生態系サービス」と呼ばれており、ミレニアム生態系評価^{*}では、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されています。

例えば、私たちの生存に欠かせない酸素は、植物の光合成により生成されたものです（基盤サービス）。

また、野菜や米などの農産物の多くは、野生の植物を品種改良したものであり、魚などの水産物は、海等から得られます（供給サービス）。

さらに、植物による二酸化炭素の吸収や蒸散は、気温・湿度の調節にも寄与し、森林は、洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養の働き、山の侵食を防ぎ土砂災害を軽減する働きを持っています（調整サービス）。

そして、四季の豊かな自然を前に、自然に順応した形で、豊かな感性や美意識をつちかい、多様な文化を形成してきました（文化的サービス）。

生態系サービス		
供給サービス	調整サービス	文化的サービス
暮らしの基礎を支えるサービス ・食料 ・水 ・木材や繊維 ・遺伝資源 ・薬用資源 ・観賞資源 など	環境を調整・安定させるサービス ・気候調整 ・大気質調整 ・洪水調整 ・局所災害の緩和 ・土壌侵食の抑制 ・水の浄化 など	文化の多様性を支えるサービス ・自然景観の保全 ・レクリエーションや観光の場 ・伝統行事の継承 ・科学や教育に関する知識 など
基盤サービス（上記の生態系サービスを支えるサービス）		
・酸素の供給（植物の光合成により供給される） ・水や栄養塩の循環 ・豊かな土壌 ・生きものの生息・生育環境の提供 ・遺伝的多様性の維持 など		

生態系サービスは、お金を支払って得ているものではありませんが、それが失われてしまうと人間にとって大きな損失となります。例えば、森林を伐採してしまうと、洪水が起きてさまざまな被害が発生しますが、これは森林の「雨水を貯え、徐々に放出する」という働きが失われたことによる人間への損失を説明する一例です。生態系がもつ洪水調整や局所災害の緩和といった生態系サービスは、健全な生態系を維持することではじめて受け取ることができます。生態系サービスは、自然資源³としての「物質的な恵み」のほかに、「防災・減災」や「心身の健康」といった目に見えない形で私たちの暮らしに恩恵を与えているといえます。

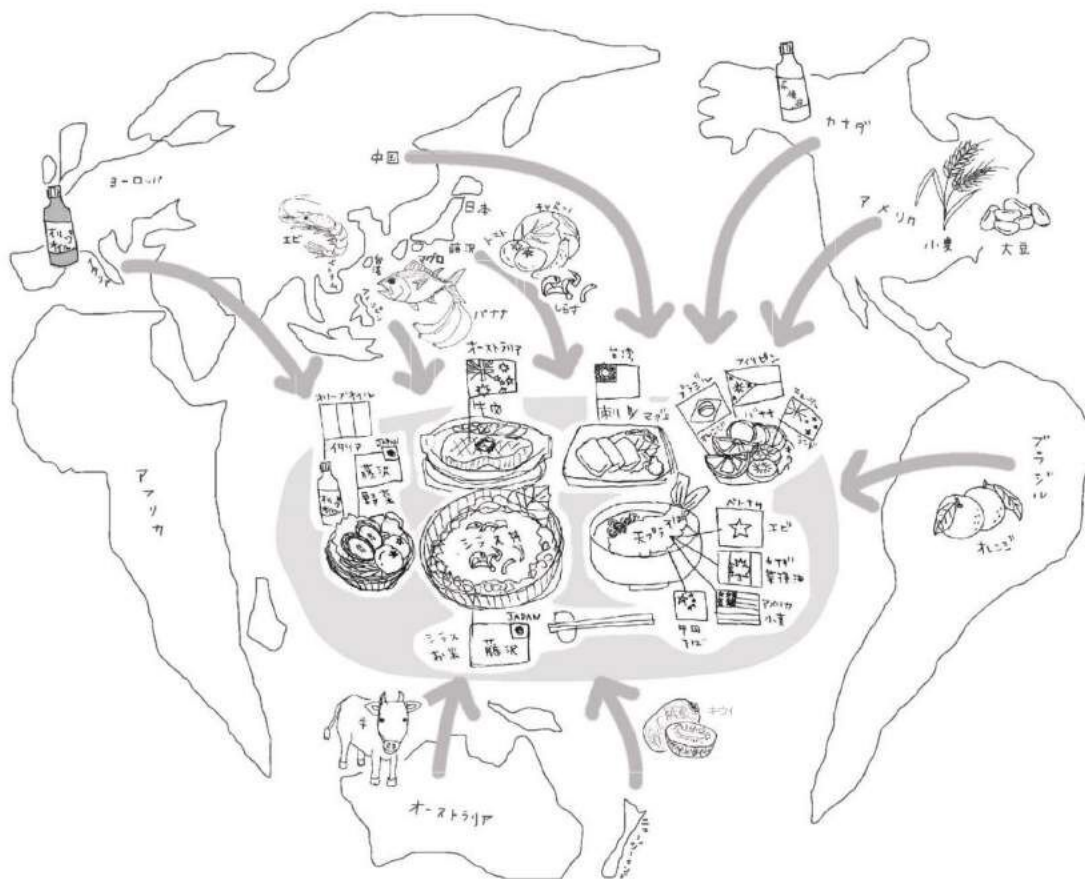
³自然資源：人間に利用される自然のなかの物質および物質生成の源泉となる環境のこと。土地、水、鉱物などの非生物資源と森林、野生鳥獣、魚などの生物資源がある。

（２） 私たちの暮らしを支える「生態系サービス」

私たちの毎日の生活の基本となる衣食住は、農林水産業や商工業などの産業活動がもたらす作物や商品によって支えられています。それら作物や商品の原材料は、生態系サービスによってもたらされ、産業活動だけでなく経済活動（流通システム）を介して私たちに供給されています。

したがって、私たちの暮らしは、産業経済活動を通じ生態系サービスに支えられているといえます。

また、現在の私たちの暮らしを支える生態系サービスは、藤沢市内のみならず、国内・国外のさまざまな地域からもたらされています。このことは、私たちの日々の暮らしが藤沢市内にとどまらず、広く、場合によっては地球規模で生物多様性と関係していることを意味します。



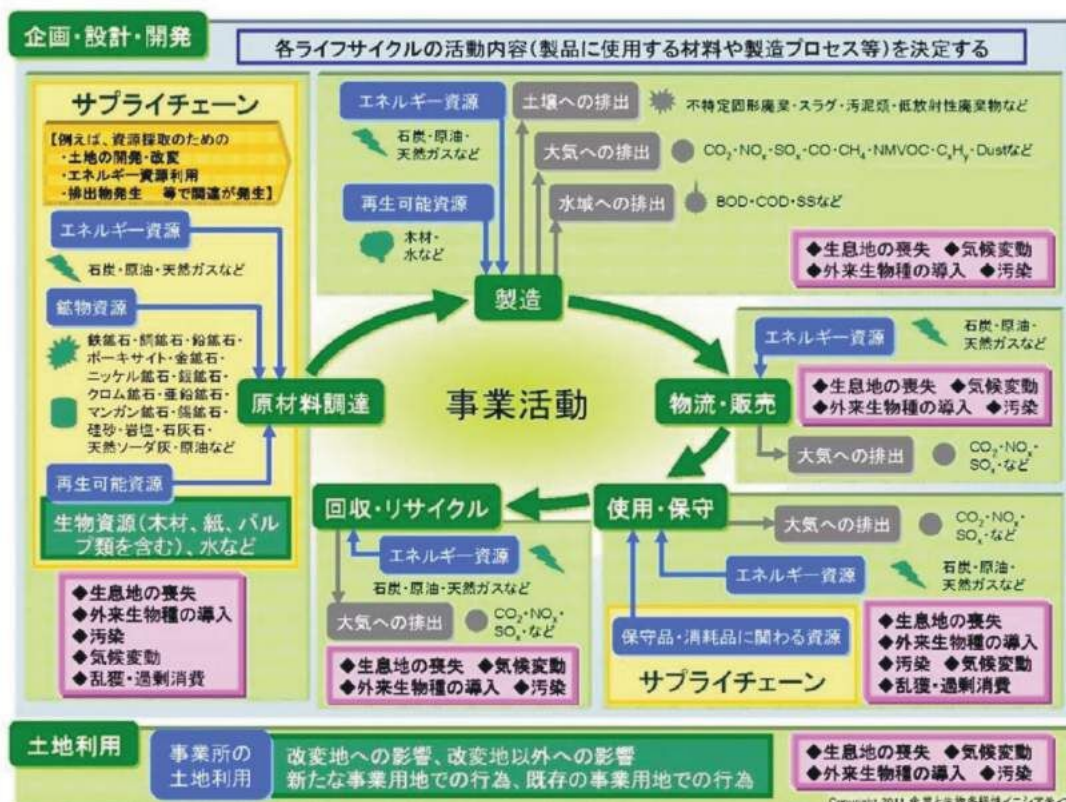
(3) 産業経済活動を支える「生態系サービス」

私たちが暮らしていくうえで欠かせない産業経済活動は、多くの場面・段階で生物多様性を基盤とする生態系サービスを利用しています。

藤沢市でも、卸売業や小売業をはじめ、宿泊業や飲食サービス業、不動産業、建設業、製造業など、さまざまな事業活動が行われていますが、例えば原材料に鉱物資源、生物資源を使用したり、製造過程で水を利用するといった形で、実は多くの生態系サービスに支えられているのです。

原材料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのことを「サプライチェーン」といいます。下の図で示すように、事業者は事業活動におけるサプライチェーンのさまざまな場面・段階で、生態系サービスに依存し、また、これらに影響を与えていることがわかります。

特にエネルギー資源や鉱物資源などの天然資源が十分でない日本の場合は、その多くを海外の生態系サービスに依存しています。したがって、事業活動を成り立たせるためには、海外の生態系サービスにも目を配る必要があります。



企業と生物多様性の関係性マップ[®]の例

出典：事業者のための生物多様性民間参画ガイドライン第2版（2017年（平成29年）12月8日 環境省）から引用

生物多様性分野における事業者の取組状況の把握を目的として、2013 年（平成 25 年）に環境省がアンケート調査を実施しました。その中で、「事業活動ごとの取組」に関しては、下表の結果が得られています。

生物多様性分野における事業者による取組の実施状況（nは回答者数）	
事業活動における 場面ごとの取組	何らかの取組を実施している 事業者の割合
1. 原材料調達	86.9 % （n=1,322）
2. 生産・加工	96.9 % （n=1,209）
3. 生物資源の利用	65.8 % （n=743）
4. 投融資	32.0 % （n=855）
5. 販売	47.6 % （n=1,183）
6. 研究開発	72.0 % （n=1,076）
7. 輸送	79.9 % （n=1,222）
8. 土地利用・開発事業	61.0 % （n=779）
9. 保有地管理	57.2 % （n=1,077）

「生物多様性分野における事業者による取組の実態調査」（2013 年（平成 25 年）環境省）をもとに作成

調 査 期 間：2013 年（平成 25 年）1 月 10 日から 1 月 31 日

調 査 対 象 者：株式会社東京商工リサーチ「TSR 企業情報ファイル 283byte」に登録された公務（日本標準産業大分類 S）を除く事業者のうち、従業員数 500 人以上（農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業については 50 人以上）の全事業者

ただし、東日本大震災に係る警戒区域、計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域は除く

・農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業を除く事業者：6,067 社

・農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業に該当する事業者：351 社

調 査 主 体：環境省（自然環境局 自然環境計画課 生物多様性施策推進室）

上表から、何らかの取組を実施している事業者の割合が、「4. 投融資」と「5. 販売」の場面では、他の場面と比較して少ないことがわかります。

このことから、投融資の場面では今後、生物多様性への配慮の視点をより重視した取組が事業者に求められるほか、サプライチェーンの下流に位置する販売の場面では、取組の余地が残されているといえます。

3. 生物多様性に関する4つの危機

～今、「生物多様性」が危ない～

生命が地球に誕生して以来、生きものが大量に絶滅する、いわゆる「大絶滅」がこれまでに5回あったといわれていますが、その原因は火山噴火や隕石衝突など「自然の力」による影響と考えられています。

一方、現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われており、1年間に絶滅する種が2000年（平成12年）には1975年（昭和50年）の40倍に当たる40,000種に上るなど、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な要因は、人口の増加や暮らしの変化といった「人間活動による影響」と考えられています。



一年間に絶滅する種の数
出典：平成22年版環境白書

生きものの絶滅によって引き起こされる生物多様性の劣化や消失は、生物多様性国家戦略*で「4つの危機」として整理されています。

第1の危機：開発など人間活動による危機

開発による土地の改変や乱獲などを要因とした生物多様性への危機をいいます。

<影響例>

- ・ 埋立などによる干潟や湿地などの消失や、森林の転用などの土地利用の変化を伴う生きものの生息・生育環境の破壊と悪化
- ・ 鑑賞用や商業的利用による生きものの乱獲・盗掘・過剰な採取など、生きものの直接的な採取による個体数の減少
- ・ 河川の直線化・固定化、ダム・堰などの整備、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備などによる、生きものの生息・生育環境の劣化

第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機

自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる危機をいいます。

<影響例>

- ・ 薪炭林⁴の管理不足による森林の遷移の進行とそれに伴う生物相の変化
- ・ 林業生産活動の停滞が引き起こす人工林の整備不足による、水源かん養や土砂流出防止など森林機能の低下、生きものの生息・生育環境としての質の低下
- ・ 耕作地の放棄や里山林の放置によるニホンジカ・ニホンザル・イノシシなどの個体数の増加及び生息地の拡大、それに伴う農林業被害や人的被害などの発生増加と生態系への影響

第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機

外来種や化学物質などの持ち込みによる危機をいいます。

<影響例>

- ・ 人間によって国外や国内の他の地域から持ち込まれた生きものによる、地域固有の生物相や生態系の改変
- ・ 家畜やペットが野外に定着することによる生態系への影響
- ・ 殺虫剤や農薬、化学肥料などの化学物質を長期間ばく露したことによる、生きものや生態系への影響

第4の危機：地球環境の変化による危機

地球規模の環境変化による影響が要因となる危機をいいます。

<影響例>

- ・ 地球温暖化
- ・ 強い台風の発生頻度の増加や降水量の変化などの気候変動
- ・ 海洋の一次生産⁵の減少や、海洋の酸性化⁶などの地球環境の変化

参考：生物多様性国家戦略 2012-2020 2012 年（平成 24 年）9 月 環境省

⁴薪炭林：薪や木炭の原料の生産を目的とする森林。

⁵一次生産：生きものが生きていくうえで必要なエネルギーの源は太陽光にあり、植物の光合成は生態系の中を循環するエネルギーの基礎となるものであるため、基礎生産または一次生産と呼ばれる。海洋の一次生産は真光層（湖沼や海洋などにおいて太陽光の届く範囲の水層）の植物プランクトン群集が大部分を担うとされている。

⁶酸性化：石油や石炭などの化石燃料は炭化水素（有機化合物）を主成分としており、化石燃料が燃焼すると二酸化炭素（CO₂）が発生する。二酸化炭素は火山の噴火などの自然現象によっても発生するが、近年は主に人間の活動により排出する二酸化炭素量の増加と、植物などが吸収する二酸化炭素量の減少を要因に、大気中の二酸化炭素量が増加している。大気中の二酸化炭素量増加により海洋の酸性度は上昇しつつある。海洋の酸性化は、生きものの殻や骨格になっている炭酸カルシウム生成を強く妨害するので、海の生きものに影響を与える。

4. 経済界にも波及しはじめた生物多様性の考え

(1) SDGs (持続可能な開発目標)

エスディーゼス
SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) *は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する国際的な新しい動きです。2030年(平成42年)までに世界が取り組む行動計画(「2030 アジェンダ」)として、2015年(平成27年)9月に国連(国際連合)サミットで採択されました。

17の目標と169の小目標に分かれており、環境に関わる項目が多く含まれています。これまでの国際目標と異なる画期的な特徴として、①先進国も含むすべての国に目標が適用される ②分野横断的なアプローチが必要とされている ③環境・経済・社会の三側面統合の概念が打ち出されている などが挙げられ、格差や貧困をなくし、持続可能な社会を実現するための積極的な取組を求めています。

下の図は SDGs (持続可能な開発目標) と生物多様性の関係を整理したものです。地球の生物圏(Biosphere)に支えられて社会(Society)が成立し、その社会に支えられて経済(Economy)が動いているという3層構造が示されています。経済と社会が持続可能であるためには、生物圏が有する自然資本がその必要条件であることが、階層構造で表されています。この図から、自然資本の保全は SDGs (持続可能な開発目標) の目標であり、また他の目標の達成を支える基盤でもあることがわかります。



SDGsを説明する“wedding cake”の図

科学者 Johan Rockström 博士と国連の「生態系と生物多様性の経済学」のプロジェクト・リーダーでもあった Pavan Sukhdev 氏が考案した SDGs を説明する図 “wedding cake” に原口真氏が日本語で加筆したもの(原図考案者の許諾済み)

参考：環境省 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ/SDGs ホームページ <http://www.env.go.jp/earth/sdgs/index.html>

図の出典：原口真 (2017)：持続可能な開発目標 (SDGs) にどのような向き合えば、企業価値創造ストーリーを描けるのか～必要条件である、自然資本への依存と影響に関する理解～、新エタナール<第 42 号>、4:1-4

(2) ESG（イーエスジー）投資

生物多様性を含めた環境などの取組度合いに応じた投資として、ESG投資*があります。ESG投資とは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字を並べた言葉で、企業の財務情報だけではなく、環境や人権などの問題への取組状況なども考慮する投資手法のことです。国連が2006年（平成18年）に機関投資家に責任のある投資を呼びかけたことをきっかけに、その動きが世界的に広がりました。

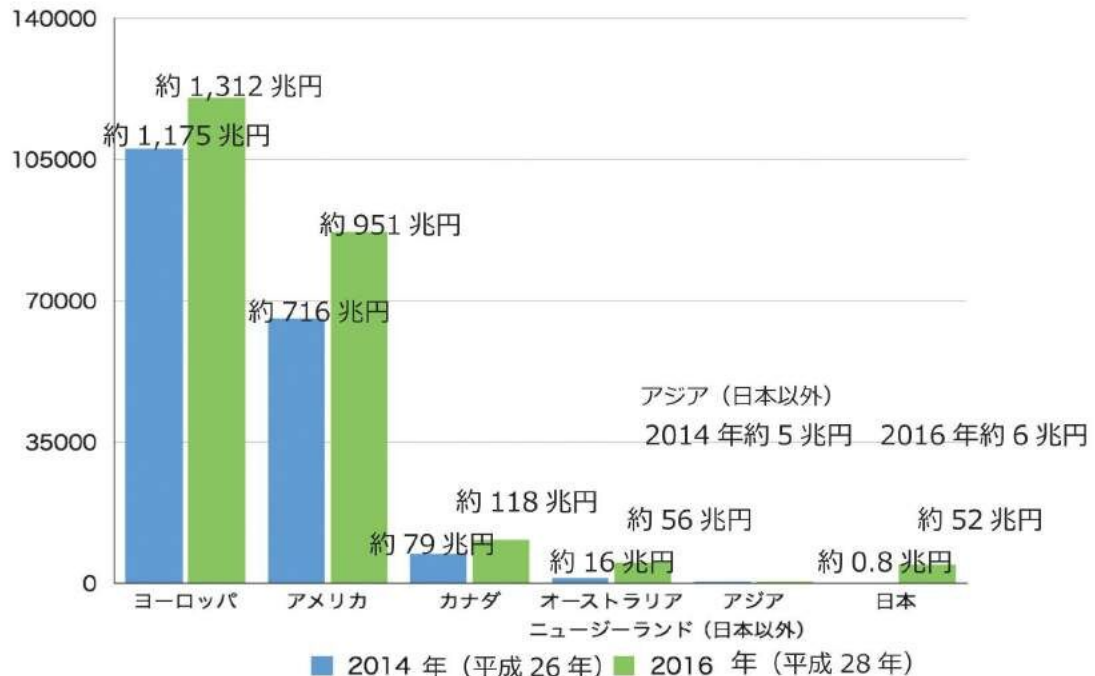
総投資額は、2016年（平成28年）に日本円で約2,500兆円（22.89兆ドル）となり、世界の投資の4分の1を占めるまでに膨らんでいるとされます。

地球規模で広がる環境破壊や、労働者を酷使する人権問題に、投資を通じて改善を促す動きであり、環境や人権問題に積極的な企業には投資を増やし、そうではない企業からは資金を引きあげ、厳しい対応を迫ることもあります。地球の「持続可能性」と結びついたESG投資の現状は、欧州では投資全体の52.6%と半分を占め、アメリカでも21.6%を占めるのに対し、日本では全体の3.4%とされているというデータもあります。

下のグラフは、2014年（平成26年）と2016年（平成28年）における国別のESG投資額の推移を示したのですが、各国において増加していることを示しています。

こうした動きを受け、日本でも多くの企業が「環境・社会・企業統治」への取組を求められています。

（億ドル）



国別 ESG 投資額の推移

資料提供：慶應義塾大学環境情報学部一ノ瀬友博教授

参考：NHK クローズアップ現代+ ホームページ <https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4039/> 及び
2016 Global Sustainable Investment Review ホームページ
http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR_Review2016.F.pdf

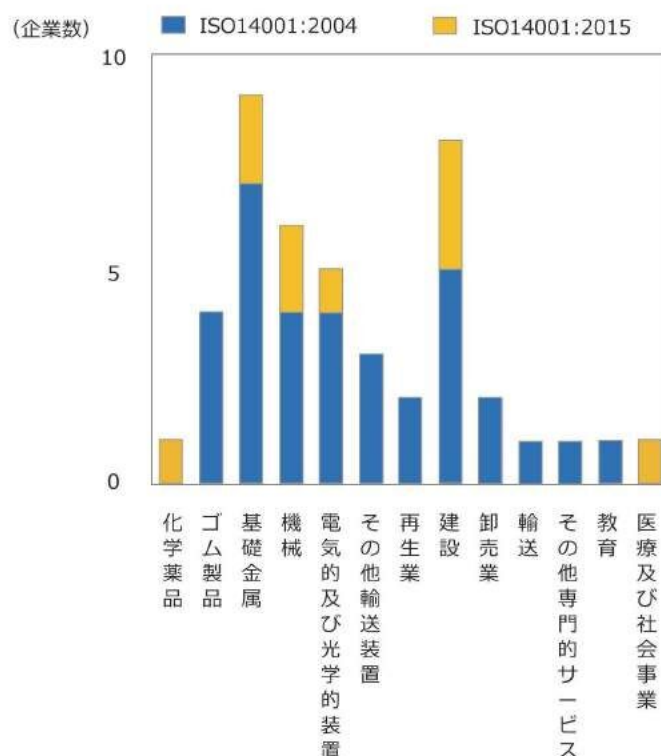
※1 ドル=109 円（2018 年（平成 30 年）2 月時点）換算

(3) ISO14001

ISO14001*とは、環境マネジメントシステムに関する国際規格です。ISO14001では、組織を取り巻くすべてのヒト（地域住民、利害関係者）、モノ（水、空気など）に対し、組織が与えている影響を明確にし、悪い影響を与えていれば、それを解決していくためのシステムを作ります。ISO14001を取得すると、「環境保全に貢献している企業」とみなされます。

ISO14001は2015年（平成27年）に改訂され、規格本文のなかに「生物多様性」という言葉が初めて記載されました。これにより2015年改訂版を取得することは、生物多様性の保全や持続可能な利用に寄与する事業活動を行っていることを示す一つの指標になったといえます。

各種マネジメントシステムの評価機関の情報によると、藤沢市内で2017年（平成29年）11月末現在までにISO14001を取得している企業は44社（うち中小企業は28社）で、2015年改訂版の認証を得ている企業はそのうち10社となっています。下のグラフに示すように認証を取得している企業の業種は、基礎金属業や建設業、次いで機械関連及び電気・光学などが多く、それぞれ2015年改訂版を取得している企業が出てきています。



藤沢市内で ISO14001 を取得している企業数（2004 年版、2015 年版）

参考：公益財団法人 日本適合性認定協会ホームページ <https://www.jab.or.jp/>

マネジメントシステム認証機関の認定：適合組織検索

5. 生物多様性の危機回避に関する国内外の動き

(1) 国内外の動き

生物多様性の危機に対応し、国際的には、1992年（平成4年）の国連環境開発会議（地球サミット）で生物多様性条約が採択されたのを契機として、生物多様性の保全や持続可能な利用などについて議論と行動が進められています。2010年（平成22年）に名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議」（COP10）では、2020年（平成32年）までに達成すべき20の目標を「愛知目標」⁷として定め、日本を含む締約国各国が目標達成に向けた行動を進めています。

日本では、生物多様性条約に基づいて、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略」が1995年（平成7年）に策定され、2008年（平成20年）には「生物多様性基本法」が制定されました。同法に基づいて2012年（平成24年）に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、愛知目標の達成に向けた日本のロードマップと、平成32年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性が示されました。

生物多様性に関する国内外及び藤沢市などの動向

年	世界・日本	神奈川県・藤沢市
1968～1988年 (昭和43年～63年)		藤沢市の植生調査（市北西部） 藤沢市の植生調査（市全域） 藤沢市の植生調査（市全域、江の島） 藤沢市の植生調査（慶応義塾大学キャンパス）
1992年（平成4年）	国連環境開発会議（地球サミット）において「生物多様性条約」採択	
1993年（平成5年）	「生物多様性条約」日本が締結	
1995年（平成7年）	「生物多様性国家戦略」策定	
1998年（平成10年）		「藤沢市自然環境実態調査」（平成10～14年度） 「藤沢市環境基本計画」策定
1999年（平成11年）		「藤沢市都市マスタープラン」策定
2000年（平成12年）		「ふじさわ総合計画2020」策定 「藤沢市緑の基本計画」策定
2002年（平成14年）	「新・生物多様性国家戦略」策定	
2006年（平成18年）		「藤沢市環境基本計画」改定
2007年（平成19年）	「第3次生物多様性国家戦略」策定	「藤沢市ピオトープネットワーク基本計画」策定
2008年（平成20年）	「生物多様性基本法」施行	
2009年（平成21年）	環境省が生物多様性民間参画ガイドライン公表 ⁸	
2010年（平成22年）	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を名古屋市で開催（愛知目標採択） 「生物多様性国家戦略2010」策定	
2011年（平成23年）		「第2回藤沢市自然環境実態調査」（平成23～25年度） 「藤沢市環境基本計画」策定 「藤沢市都市マスタープラン」改定 「藤沢市緑の基本計画」改定
2012年（平成24年）	「生物多様性国家戦略2012-2020」策定	
2014年（平成26年）		「藤沢市市政運営の総合指針2016」策定 「藤沢市環境基本計画」（第1次改定）
2015年（平成27年）	国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にSDGsを記載	
2016年（平成28年）		「かながわ生物多様性計画」策定
2017年（平成29年）	環境省が「生物多様性民間参画ガイドライン 第2版」公表 名古屋議定書*締結	「藤沢市環境基本計画」（第2次改定） 「藤沢市市政運営の総合指針2020」策定 「藤沢市立地適正化計画」策定

⁷愛知目標：詳細は次ページおよび資料編「3. 生物多様性国家戦略2012-2020（愛知目標）」を参照。

⁸生物多様性民間参画ガイドライン：事業活動において直接的・間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えている民間事業者が、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことは、自らの事業を将来にわたり継続していくうえで必要なことである。また、生物多様性の保全と持続可能な利用は、民間事業者の参画なしには実現できない。以上の点から表中に「生物多様性民間参画ガイドライン」（初版及び第2版）の公表時期を明示した。

(2) 愛知目標

愛知目標は、「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)で採択された2020年(平成32年)までに世界が達成すべき目標であり、5つの戦略目標と20の個別目標を掲げています。また、2050年(平成62年)までの長期目標(Vision)として「自然と共生する世界」の実現、2020年(平成32年)までの短期目標(Mission)として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。

日本においては「生物多様性国家戦略2012-2020」が、愛知目標の達成に向けたロードマップとしての役割を担います。「生物多様性国家戦略2012-2020」では、5つの戦略目標ごとに愛知目標の個別目標に沿った形で、日本の国別目標及び国別目標の達成に向けた主要行動目標を設定し、可能なものについては、目標年次を定め、国別目標の達成状況を把握するための指標を設定しています。

愛知目標 20の個別目標

戦略目標 A

根本的な要因への 取り組み

- ① **みんなが、生物多様性は大切なんだと知ろう。その気持ちをもって、行動しよう。**
- ② **国や地方は、生物多様性を大切に作る計画を立てよう。**
- ③ **生物多様性に悪い制度はやめよう。やめさせよう。いい制度をすすめよう。**
- ④ **環境に無理をさせず続けられる生産と消費を行おう。**

戦略目標 B

直接的な要因への 取り組み

- ⑤ **森など、生き物が暮らす場所が失われるスピードを半分まで抑えよう。ゼロを目指そう。**
- ⑥ **魚や貝など水産資源は、これからも無理なく続けられるように漁獲しよう。**
- ⑦ **農業・養殖業・林業が行われる地域を、長く無理なく活動できるよう管理しよう。**
- ⑧ **化学物質・肥料・農薬は、生物多様性に有害でない範囲まで抑えよう。**
- ⑨ **環境に害をあたえる外来種が増えるのを防ごう。入ってこないようにしよう。**
- ⑩ **サンゴ礁など、環境の変化に特に弱い生態系を守ろう。**

戦略目標 C

生物多様性の 状態の維持・改善

- ⑪ **陸地の17%、海の10%は、なにがあっても守る場所に決めよう。**
- ⑫ **絶滅危惧種を絶滅から防ぎ、ふつうの種に戻していこう。**
- ⑬ **一つの種のなかでも、多様さを大事にしよう。**

戦略目標 D

自然の恵みの 強化

- ⑭ **生態系を守り、自然の恵みが子どもや貧しい人々にも届くようにしよう。**
- ⑮ **傷ついた生態系を、15%以上回復させよう。それによって気候変動や、砂漠化の問題に貢献しよう。**
- ⑯ **生物多様性から得られる利益は、国や地域を超えて公正に分配しよう。**

戦略目標 E

実施の強化

- ⑰ **みんなで参加しながら作戦を立て、みんなで実現しよう。**
- ⑱ **生き物や自然にまつわる伝統的な知識を大切にしよう。**
- ⑲ **生物多様性に役立つ知識や技術を豊かにしていこう。**
- ⑳ **活動を支えるために大切な人材と資金を、協力を集め増やしていこう。**

IUCN-J (国際自然保護連合日本委員会)「にじゅうまるプロジェクト」のホームページをもとに作成

（３）国内における「生物多様性地域戦略」の策定状況

生物多様性地域戦略*とは、生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する『生物の多様性の保全』及び『持続可能な利用』に関する基本的な計画』で、同法においてその策定を努力義務として定めた地域版の生物多様性戦略です。2016年(平成28年)12月現在、110の地方公共団体(39の都道府県、71の市区町村)において策定されています。

（４）「かながわ生物多様性計画」の概要

神奈川県は、2016年(平成28年)3月に県の生物多様性地域戦略として「かながわ生物多様性計画」を策定しました。

「かながわ生物多様性計画」において、藤沢市は「都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)」に区分されており、関係する主な生態系は、「都市生態系」及び「里山・農地生態系」としています。「都市生態系」は、人口の集中と産業の集積などにより都市的土地利用が進む中で、樹林地や公園、農地などの小規模な生態系を要素としてモザイク状に構成されたもので、これらの生態系は、都市部の生きものにとって重要な生息・生育環境を提供しています。また、「里山・農地生態系」は、水田などの農地と周辺の二次林を中心とした生態系であり、集落や水路、ため池なども要素として構成され、里地里山と呼ばれる地域がこれに当たります。

藤沢市生物多様性地域戦略では、「かながわ生物多様性計画」における「都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)」に即した取組と「エリアをまたぐ取組」を踏まえたうえで、「三浦半島エリア」と「山麓の里山エリア」との連携にも配慮した施策体系の構築を図りました。

「かながわ生物多様性計画」における 神奈川県の取組

◆「都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)」に即した取組

- ・都市公園の整備及び適切な管理運営
- ・トラスト制度などによる緑地の保全
- ・里地里山の保全などの促進
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進
- ・アライグマ防除対策などの推進

◆「エリアをまたぐ取組」

- ・野生鳥獣との共存を目指した取組
- ・外来生物の監視と防除
- ・法令・制度などを通じた生態系の保全
- ・生物多様性への負荷を軽減する取組
(環境に配慮した計画的な土地利用、農林水産業の振興における環境への配慮)



生態系に着目した県土のエリア区分
出典：かながわ生物多様性計画（一部加筆）

第2章 藤沢市におけるこれまでの生物多様性保全の取組

藤沢市では、これまでも「自然環境共生推進事業」として緑の保全を軸に、自然環境や生物多様性の保全に関するさまざまな取組を市民や企業との協働により行ってきました。

昭和48年度～63年度にかけて藤沢市の植生調査を行うとともに、平成10年度～13年度には第1回の「藤沢市自然環境実態調査」を実施し、その結果をもとに「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を策定しました。

その後、平成23年度～25年度にかけて第2回の「藤沢市自然環境実態調査」を実施し、第1回調査結果との比較をすることで、藤沢市における生物多様性に関する課題も明らかになりました。

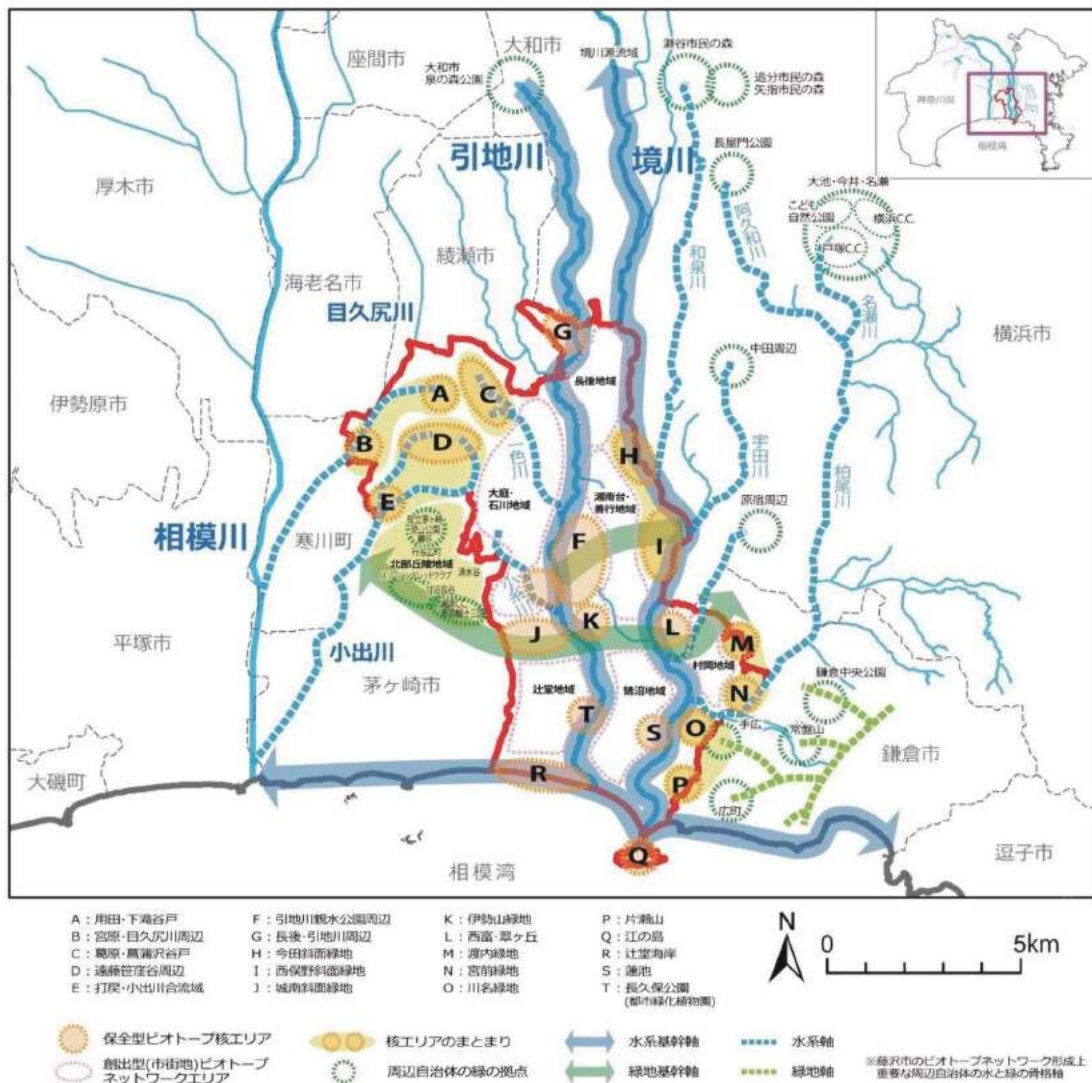
施策／年度	平成10年度以前	平成10年度以降	..	平成19年度	平成20年度	..	平成23年度	..	平成27年度	平成28～29年度
国・県等の動向					生物多様性基本法				県地域戦略策定	
藤沢市の植生調査	昭和48～63年度の間									
藤沢市自然環境実態調査		【第1回】平成10～13年度 ※14年度まとめ					【第2回】平成23～25年度 ※26年度まとめ		市民協働による継続的な調査	
藤沢市ビオトープネットワーク事業				「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」策定						
藤沢市生物多様性推進事業										地域戦略策定

生物多様性関連事業 取組経緯

1. 「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」の策定

藤沢市は「生物多様性基本法」の施行に先駆けて、生きもののつながりに重点を置いた、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を2007年（平成19年）に策定しました。

本計画は、江の島や湘南海岸、引地川や境川などの河川、谷戸など、「現存するビオトープ環境の保全」に加えて「再生・創出の推進」と、「これら相互の連携」によって、藤沢らしい生きものとの触れ合いが市域全体で展開されるよう、ビオトープ*とそのネットワークの構築について具体的指針を示した計画であり、第1回藤沢市自然環境実態調査の成果を活用して策定しています。生物多様性地域戦略は、生物多様性の「保全」及び「持続可能な利用」に関する計画ですが、藤沢市ビオトープネットワーク基本計画は、地域戦略の「保全」の領域を定めた計画であるといえます。



藤沢市ビオトープネットワーク全体系統図

情報コーナー①：藤沢市ビオトープネットワーク基本計画に基づく取組

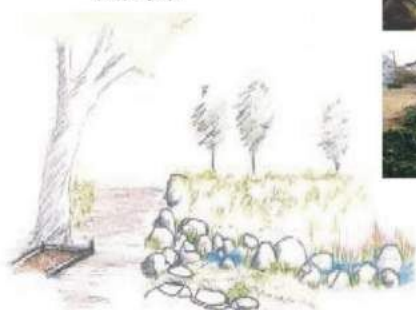
藤沢市ビオトープネットワーク基本計画に基づく主な取組のひとつとして、「藤沢市ビオトープ管理者養成講座」の実施があります。この講座は、市民・事業者・NPO 団体・行政などが共にビオトープに対する認識を深め事業を推進することを目的に、日本大学生物資源科学部生物環境科学研究センターとの共催により、平成 21 年度から実施しているものです。また、本講座の卒業生により「藤沢市ビオトープ管理者の会」が設立され、養成講座の実習で整備した長久保公園等のビオトープの維持管理などを実施しています。

「藤沢市ビオトープ管理者養成講座平成 21 年度～23 年度（基礎～上級編）」
日本大学生物資源科学部生物環境科学研究センターにて開催



長久保公園（創出型ビオトープ）

養成講座の中で受講生が描いた
スケッチ



養成講座風景



平成 29 年度の様子



取組の成果のひとつとして、引地川親水公園において、多自然型護岸への改修や下水道の普及に加え、青年会議所・自治会・企業・行政などマルチパートナーシップ*による川の清掃活動などの定着化により、生物多様性の豊かな水域が誕生しました。カワセミ、アオサギ、コサギ、カルガモ、ウナギ、アユなどが見られるとともに、一時、見られなくなったハグロトンボが復活しました。

引地川親水公園
天神橋～大庭鷹匠橋
（保全型ビオトープ
核エリア）



従来型護岸

多自然型護岸

2. 「藤沢市自然環境実態調査」の実施

藤沢市では、「藤沢市環境基本計画（1998年（平成10年）策定）」に基づき、平成10年度～13年度に、市内を代表する33箇所の緑地などを対象とした「藤沢市自然環境実態調査」を実施しました。

その後、藤沢市の自然環境は大きく変化し、自然環境に対する社会の要求も多様化してきたため、平成23年度～25年度に2回目の調査を実施しました。

第2回調査の目的は、「生物多様性と緑地の保全やビオトープネットワークの広域的形成などに関する基礎的資料を得ること」「前回調査からの経年変化を把握すること」また「調査地ごとの客観的評価をもとに各調査箇所の実態を明らかにするとともに保全の必要性を明確にし、その対策の方向性を示すこと」そして「市民など多くの主体との協働による、継続的な調査体制の構築に結びつけること」としました。

1回目の調査は専門業者を主体とし、樹林地を中心とした調査でしたが、今後市民を含む多くの主体との協働が藤沢市の自然環境の保全に極めて重要であることから、2回目の調査は市民、大学、団体が主体となって実施するとともに、調査対象についてはビオトープネットワーク形成上、重要となる水田などを追加しました。

また、調査の継続性を確保するため、前回調査に参加した調査員が調査地の変化などの考察を行うとともに、今後、同様の調査を実施した場合に備え、調査方法、調査ルート（鳥類など）、調査地点などの標準化を図りました。

藤沢市自然環境実態調査 第1回と第2回の実施状況

	第1回調査	第2回調査
実施主体	専門業者が主体 (市民、大学、団体は協力)	市民、大学、団体が主体 (専門業者が協力)
市民の参加状況	調査のみに参加	調査及び評価に参加 (調査実施者数80名、延べ日数687日)
調査対象（陸域）	樹林地を中心に調査（水田は樹林地に隣接した場所のみ調査）	樹林地のほか、ビオトープネットワーク形成上、重要となる独立した水田を追加
調査箇所数（陸域）	33箇所	48箇所



第1回調査 概要版



第2回調査 概要版

3. 藤沢市における「生物多様性の4つの影響」

第2回藤沢市自然環境実態調査の結果を第1回藤沢市自然環境実態調査の結果と比較した結果、市民協働で保全の取組を進めてきた三大谷戸など7つの調査箇所において自然環境の劣化が最小限であったことがわかりました。

その一方で、この7つを含むほとんどの調査箇所では生物多様性への4つの影響(危機)[※]が拡大していることが明らかになりました。

※生物多様性国家戦略では、4つの危機と捉えていますが、本実態調査では、4つの影響としています。

第1回及び第2回藤沢市自然環境実態調査の比較からわかったこと

第1の影響（開発など人間活動による影響）	第2の影響（自然に対する働きかけの縮小による影響）
● 住宅地が約8%増加 ● 畑地が約7割に減少	● 良好な環境を指標する動植物種の減少を確認
第3の影響（人間により持ち込まれたものによる影響）	第4の影響（地球環境の変化による影響）
● 特定外来生物の定着	● 南方系の生きものの定着と増加を確認

4. 「生物多様性のもう一つの影響」～第0^{ゼロ}の影響～

第2回藤沢市自然環境実態調査の結果から生物多様性への4つの影響が拡大していることがわかりましたが、その後、内閣府や神奈川県調査結果（下表）などを参考に検討を進めていくなかで、これら4つの影響の根底には「生物多様性の重要性が十分に認識されていない」という実態があるのではないかと考えました。そこで本戦略では、生物多様性に対する認識不足を「4つの影響の根底にある『第0^{ゼロ}の影響』」として生物多様性の危機の一つに位置づけることとしました。

生物多様性の言葉の意味を知っている人の割合

内閣府調査（平成26年度） ⁹	16.7%（平成24年度より2.7%減少）
神奈川県調査（平成28年度） ¹⁰	28.3%

⁹内閣府調査(平成26年度)：内閣府環境問題に関する世論調査 結果の概要 ホームページ
<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-kankyoku/2-3.html>

¹⁰神奈川県調査(平成28年度)：神奈川県 平成28年度県民ニーズ調査結果（課題調査） ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/870992.pdf>

5. 「藤沢市生物多様性地域戦略」策定のねらい

藤沢市では、これまでも生物多様性の保全に向けた取組を進めてきましたが、本市においても生物多様性への4つの影響が拡大していること、また、生物多様性基本法において国家戦略を基本とした地域戦略策定の努力義務が定められたことから、「藤沢市生物多様性地域戦略」を策定したうえで、さらに取組を進めることとしました。

策定にあたっては、『暮らしのなかに』生物多様性をテーマとしたうえで、まずは生物多様性の意味や重要性に関する「啓発」を進め、「経済」の視点をもって「協働」で進める生きものの恵みを軸とした「まちづくり計画」とすることとしました。

「暮らしのなかに」生物多様性

生物多様性は日常生活や経済活動をとおして、誰にでも深く関わりのあることです。生物多様性の危機を回避し、持続可能な社会を実現するために、藤沢市民及びすべての主体が、日々の暮らしや社会活動に関わるあらゆる場面において、生物多様性への配慮の視点をもって行動することを目指します。

◆まずは「啓発」

現在のような生物多様性の危機に陥った要因として、生物多様性に対する認識不足（第0の影響）が大きいと考えます。生物多様性の危機を回避するためには、生物多様性に対する人々の関心や認識を高めることが何より大切です。まずは「啓発」によって人々の関心・認識を高めていくことを重視します。

◆「経済」の視点

生物多様性地域戦略は、生物多様性の「保全」と「持続可能な利用」に関する計画です。これまでも藤沢市では、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」や「藤沢市緑の基本計画」に基づき、生物多様性の「保全・再生・創出」には取り組んできましたが、今後は新たに「持続可能な利用」にも取り組むものです。「持続可能な利用」を進めるには、「経済」の視点で生物多様性との関わりをとらえることが効果的であると考えます。そこで、商工業・農業などの産業が生態系サービスを楽しむことで成り立っていることの再認識や、消費行動を通じた市民と生物多様性との関わりに重きをおきます。43万市民が生物多様性に配慮した経済活動に取り組むことで、「持続可能な利用」の実現を目指します。

◆「協働」で進める

藤沢市市民活動推進センター登録団体¹¹データベースに登録された団体数は300団体余りあります。自然保護活動のみならず、さまざまな活動においても積極的に「市民協働」で進めてきた藤沢市の強みを活かし、多様な主体が、「生物多様性」という共通の視点をもってお互いに協力し合い、さらに協働を進めることとします。

¹¹藤沢市市民活動推進センター登録団体：詳細はP62 情報コーナー⑨：市民自治の風土の継承を参照。

6. 「藤沢市生物多様性地域戦略」の考え方と柱

(1) 「藤沢市生物多様性地域戦略」の考え方

次ページの図に示すとおり、藤沢市における生物多様性の「保全」及び「持続可能な利用」を進めるにあたっては、藤沢市自然環境実態調査で判明した4つの影響と、その根底にある第0の影響（生物多様性に対する認識不足）を回避することが必要です。

しかしながら、第1の影響（開発など人間活動による影響）及び第4の影響（地球環境の変化による影響）については、藤沢市の既存計画の施策により取組を進めていることから、本戦略では第2の影響（自然に対する働きかけの縮小による影響）、第3の影響（人間により持ち込まれたものによる影響）及び第0の影響を重視することとします。そして、第1の影響と第4の影響については、本戦略の施策と既存計画との連携を緊密に行うことで、全ての影響を回避することとします。

なお、戦略の策定にあたっては、戦略の柱を立てた上で既存資料などによる現状の把握及び課題の抽出を行い、市民ヒアリング・グループワークにより市民のニーズを把握しながら、将来像（目標）を定め、施策の設定を行うこととしました。

(2) 「藤沢市生物多様性地域戦略」の柱

戦略の柱は、以下の4つとすることで、藤沢市らしい戦略になると考えました。

① 生物多様性の保全と創出

第2回の藤沢市自然環境実態調査の結果、ほとんどの調査箇所では生物多様性への4つの影響が拡大していることが明らかとなる一方で、三大谷戸など7つの調査地点において自然環境の劣化が最小限であったことがわかりました。これは、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」などにより、これまで行政・市民などの協働により進めてきた生物多様性の保全などに関する取組の成果であるといえます。このことから、藤沢市の生物多様性を保全・創出するこれまでの取組を継続します。

② 暮らしや活動のなかでの取組

現在、生物多様性に対する認知度が低い中で、生物多様性の保全と持続可能な利用は一部の人の取組にとどまっています。そこで、市民の暮らしは生態系サービスによって支えられていること、生態系サービスは生物多様性によってもたらされていることを認識し、43万市民が衣食住といった日常の「暮らし」の中で、できることから少しずつ取組を進めることで、より効果的に4つの影響を回避することができると考えます。

③ 産業経済活動と生物多様性の関わり

SDGs（持続可能な開発目標）では、地球の生物圏に支えられて社会が成立し、経済が動くという考え方が示されています。

「農業」は、「災害時の防災空間」「洪水の抑制」「環境保全」などの多面的機能を有するとともに、経済活動の中で生物多様性に最も密接に関係しています。農業や水産業を通じて保全・活用されてきた生物多様性を継承し、持続可能な利用を広めることが有効かつ必要です。

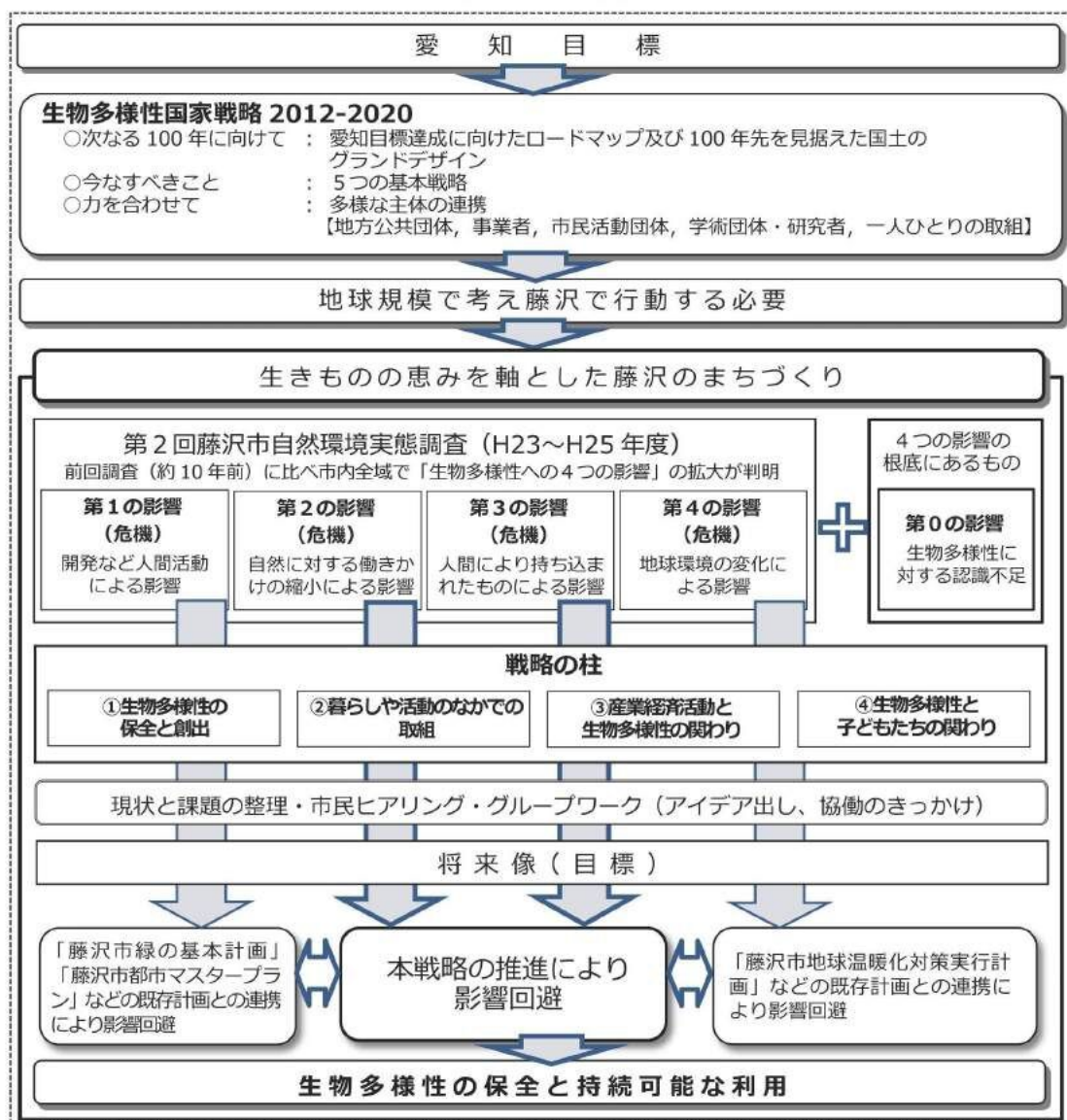
「商工業」においては、日本は天然資源に乏しいことから、事業活動の多くの段階で国内外の生態系サービスに依存しています。天然資源なくしては現在の事業活動が成り立たないことを理解し、企業などが各々の立場で実施する自発的な取組が望まれます。

また、藤沢市は、「江の島」を中心とした観光都市でもあります。「江の島」の生物多様性が、景観や産物などによって江の島らしさといった観光地の価値をもたらしており、その豊かさを損なうことなく、江の島を持続可能な観光資源として位置づけることを目指すとともに、江の島のみならず市内の生物多様性を持続可能な方法で利活用し、保全へとつなぐため「自然体験」や「エコツーリズム」といった観光についても考えていきます。

④ 生物多様性と子どもたちの関わり

子どもたちに藤沢市の生物多様性を伝え、生物多様性の恩恵を残していくことが、大人の務めであると考えます。そこで、藤沢市の将来を担う「子どもたち」を対象にしながら、自然に親しみ、生物多様性の大切さを理解してもらえるような施策を、家庭・地域・学校とともに展開していきます。このことにより、親世代、祖父母世代に対して生物多様性への理解が波及することも期待できます。

藤沢市生物多様性地域戦略の考え方



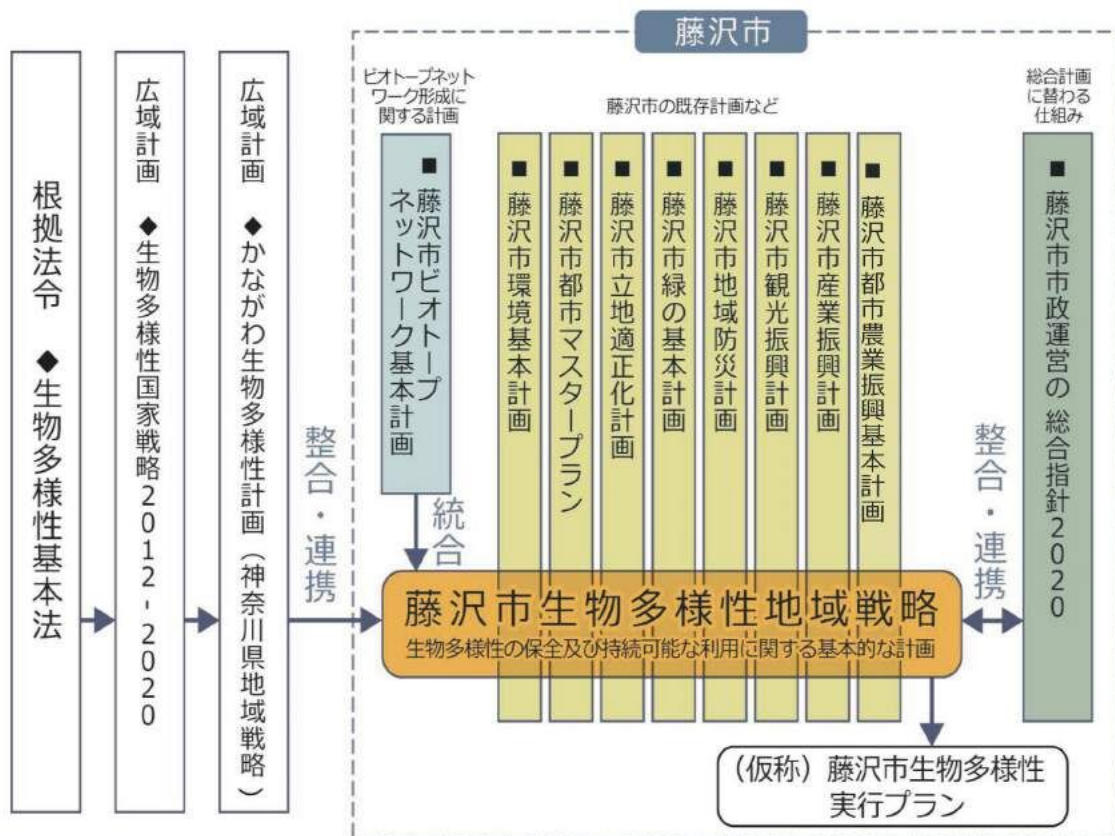
7. 「藤沢市生物多様性地域戦略」の位置づけ

藤沢市生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づき「生物多様性国家戦略」を基本として策定する「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」であり、また広域計画である「かながわ生物多様性計画」を参照しつつ、これら戦略・計画と整合・連携を図るものとします。

藤沢市の既存計画の中で、生きものの生息・生育空間であるビオトープ環境の「保全・再生・創出」と「相互の連携」を図ることを目的とした「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」は、本戦略の目的や方針に一致したものであることから、本戦略に統合します。

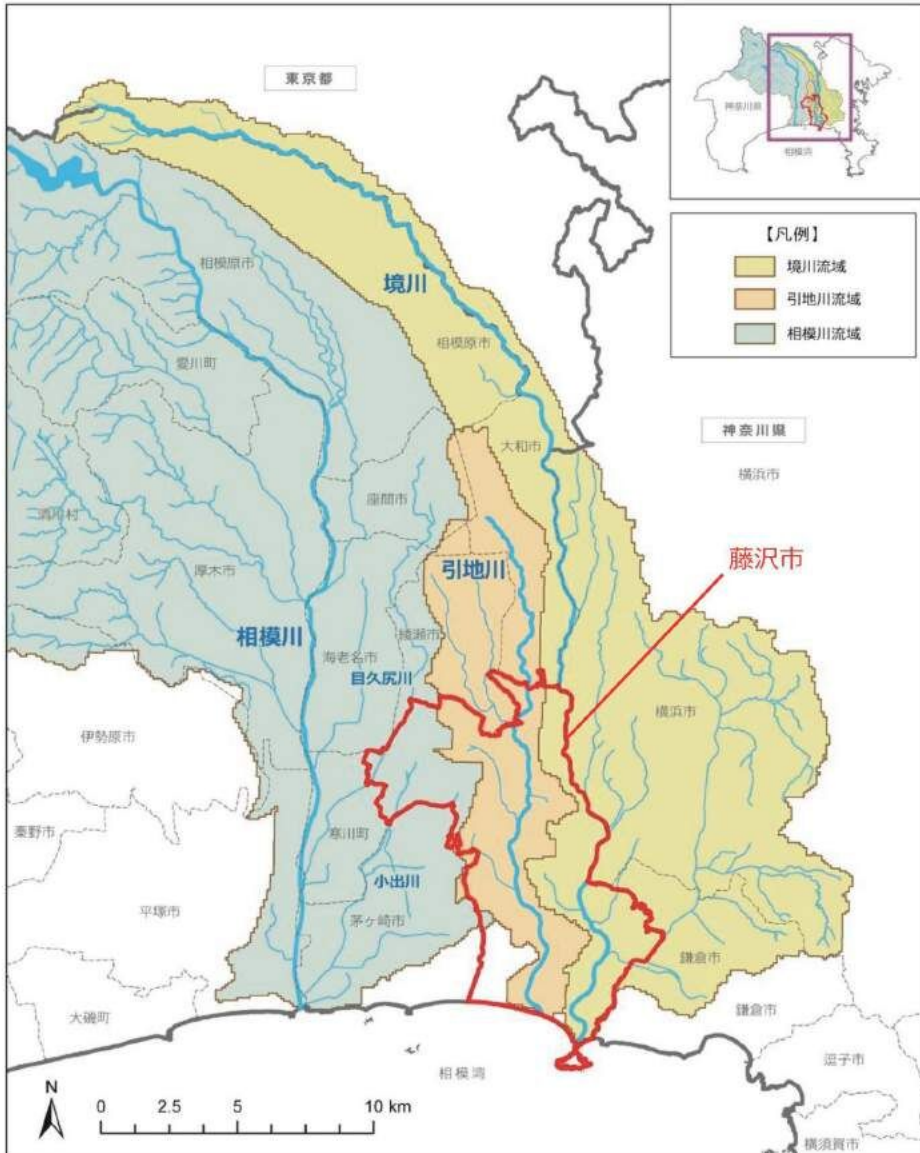
次に、総合計画に替わる新たな市政運営の仕組みである「藤沢市市政運営の総合指針2020」は、整合・連携を図るものとします。

なお、「6（1）「藤沢市生物多様性地域戦略」の考え方」で示したとおり、本戦略は既存計画の取組と役割分担を行うものであるとともに、既存計画の改定時には生物多様性の観点を入れて改定できるよう、その指針となるものとします。また、本戦略に位置づけられる既存計画の取組に、本戦略によって生物多様性の視点という『横ぐし』を通すことで、藤沢市の生物多様性の保全と持続可能な利用の一体的な推進を図るものとします。また、今後、本戦略に位置づけられた取組の具体化と個々の取組の目標と進行管理を定めた「（仮称）藤沢市生物多様性実行プラン」を策定するものとします。



8. 「藤沢市生物多様性地域戦略」の対象地域

本戦略は全ての市民、主体が関わることを目指すものであることから、対象地域は、藤沢市全域とします。なお、藤沢市の生物多様性を考えるうえで必要な事項については、神奈川県¹¹の地域戦略である「かながわ生物多様性計画」や「県・市町村連絡会議の場」などを活かして、神奈川県や周辺の市などと協力・連携し、藤沢市の周辺域や流域¹²を含めた地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を推進します。



対象とする地域： 藤沢市域及び藤沢市生物多様性地域戦略で留意する周辺域・流域
(国土画像情報 流域メッシュデータ、河川データ(国土交通省国土政策局国土情報課)より作成)

¹²**流域**：その地形により降雨が河川等の水系に集まる大地の範囲・領域のこと。流域は、洪水等の自然災害対策とともに生きものの生息・生育としても大切な基盤であり流域の違いは、違った生きものを育む。本戦略では行政区のみでなく流域を考慮した。

9. 「藤沢市生物多様性地域戦略」の計画期間

藤沢市における自然環境の変化の把握は、これまでの2度の「藤沢市自然環境実態調査」によるものであり、今後も継続的な把握を目指していることから、本戦略の目標年は、「藤沢市自然環境実態調査」の調査サイクルに合わせ、短期目標年を2024年（平成36年）とします。また、長期目標年は、愛知目標や生物多様性国家戦略2012-2020の計画期間に合わせて、2050年（平成62年）とします。

「藤沢市生物多様性地域戦略」の計画期間

年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	...	2030 (H42)	...	2050 (H62)
愛知目標 (2010(H22).10)		短期目標年									長期目標年	
生物多様性国家戦略 2012-2020 (2012(H24).9)		短期目標年									長期目標年	
市政運営の総合指針 2020 (2017(H29).4)			改定				改定					
藤沢市緑の基本計画 (2011(H23).7)		段階的目標年						段階的目標年				
第 3 回藤沢市自然環境 実態調査 (2024(H36).3)						調査とりまとめ						
藤沢市生物多様性地域戦略	策定	進行確認					短期目標年				長期目標年	
(仮称) 藤沢市生物多様性 実行プラン		策定						短期目標年				長期目標年

第3章 藤沢市の生物多様性の状況

神奈川県南部に位置する藤沢市は、東西 6.5km、南北 12km、面積 69.57 km²の広さを有し、周囲は横浜市、鎌倉市、茅ヶ崎市、大和市、綾瀬市、海老名市、寒川町の6市1町に囲まれています。南は相模湾に面し、北は緩やかな相模野台地の地形が続く、気候温暖な地域です。

藤沢市には、南部の江の島、湘南海岸や北部の台地、台地周辺の段丘崖の斜面林、谷戸、引地川、境川、湧水など特徴ある自然環境が存在しています。植物の分布や生育は、気温や降水量などの気候的条件や地形・地質などの立地的な条件に左右されます。そして、植物の分布は他の動物の分布にも大きく関わっています。

こうした植物や動物の分布は、気候や地形・地質など自然環境の影響だけでなく、長い年月のなかでそこに住む人々の生活の影響も受けてきました。現在の藤沢市でみられる生物多様性の状況は、そこにある自然環境とそこに暮らす私たちの営みとで作り上げてきた姿といえます。

この章では、藤沢市が、湘南地域の代表的な都市である今日の姿に至った経緯を振り返ることを通じて、生物多様性の現状と課題を整理しました。



江の島沖から藤沢市内方向を望む（2010年（平成22年）1月撮影）
出典：藤沢市観光シティプロモーション課・公益社団法人藤沢市観光協会
ホームページ <http://www.fujisawa-kanko.jp/library/index.php?categoryid=17>

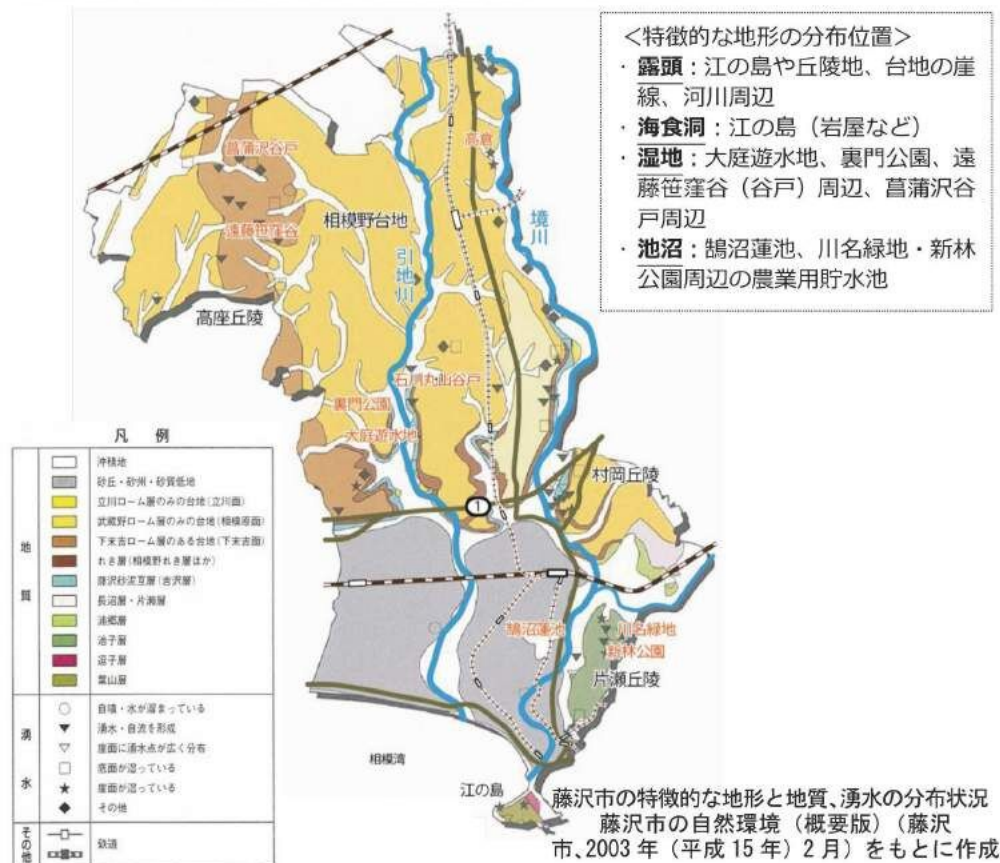
1. 藤沢市の自然的風土の特色

(3) 北の台地と南の低地、2つの河川と海岸、そして江の島

藤沢市は地形的には、国道1号線付近を挟んで、南北に大きく2つの地域に分けられます。市の北側(市域の約2/3)は海拔約40～50mの平坦な相模野台地¹³となっており、台地は引地川や境川などに開析¹⁴されて、谷戸¹⁵や沖積地¹⁶が樹枝状に分布しています。市の南側(市域の約1/3)は、相模川などが運んできた砂礫が堆積し砂丘となって、低地が広がっています。

境川以東には、三浦丘陵の西端に位置する海拔50m超の丘陵地が分布し、^{しんばやし}新林(藤沢市川名字)には市の最高地となる海拔66.9mの三角点があります。江の島はこの丘陵地から連続する丘陵地の一部であると考えられており、市内で最も古い地層の葉山層群は江の島で見られます。

また、藤沢市内では、露頭¹⁷や海食洞¹⁸、湿地や池沼などの特徴的な地形が見られ、市内全域の丘陵地や台地の縁辺部からは湧水が湧き出ています。



¹³相模野台地：数十万年前以降に扇状地、三角州、海岸平野、浅海底、あるいは火山の山麓(さんろく)などが隆起して侵食され、周囲に崖が生じることによって形成された洪積台地。

¹⁴開析(かいせき)：台地状の地形が川によって侵食され、数多くの谷が刻まれること。

¹⁵谷戸：丘陵地が侵食されて形成された谷状の地形のこと。

¹⁶沖積地：河川による堆積作用によって形成される平野(沖積平野)のこと。

¹⁷露頭(ろうとう)：岩石や地層が土壌や植生などに覆われていないで、直接地表に露出している場所。

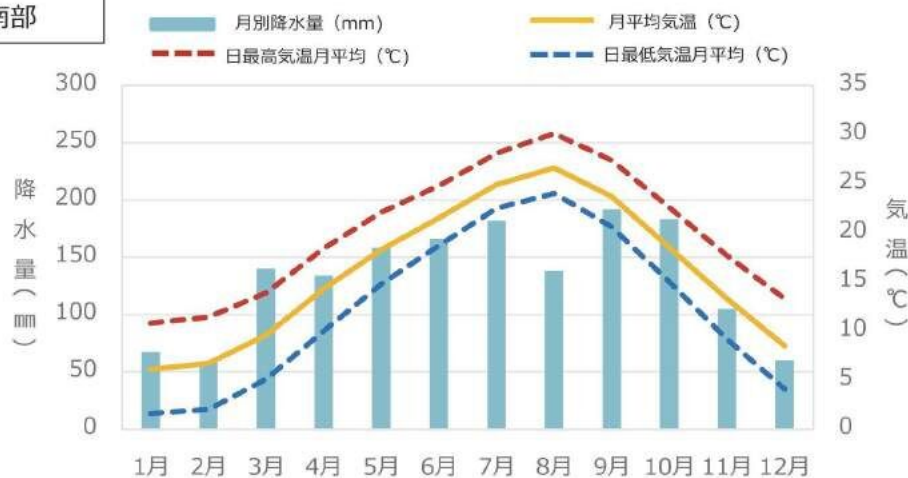
¹⁸海食洞(かいしょくどう)：波の侵食によってつくられた洞穴のこと。

(4) 藤沢市の気候

藤沢市は相模湾に面しており、暖流の影響を受けるため夏は比較的涼しく冬は暖かい温暖な気候です。降水量は夏季に多く冬季には少ない太平洋型気候を示します。

また、市域は南北に長いため、北部と南部で気候に地域差がみられます。藤沢市の南部・辻堂観測所の気象データと藤沢市の北西にある海老名観測所の気象データを比較すると、藤沢市の北部では南部に比べて夏季の降水量が多く、冬季の気温が低い傾向にあることがわかります。

南部



辻堂観測所月別降水量と月平均気温（1992～2010年（平成4～22年）の平均値）

出典：国土交通省気象庁過去の気象データ検索 辻堂観測所

<参考：藤沢市の北西にある海老名観測所の気象データ>

北部



海老名観測所月別降水量と月平均気温（1992～2010年（平成4～22年）の平均値）

出典：国土交通省気象庁過去の気象データ検索 海老名観測所

2. 藤沢市が今日の姿に至った経緯

(1) 高度経済成長期までの風土に合わせた人々の生活

1) 農業を^{なりわい}生業に身近な自然とともにあった暮らし

かつての藤沢市は、昭和30年代以降の高度経済成長期に大きく変貌するまで、北部を中心に農業を主要な^{なりわい}生業とする農村地域でした。人々は、台地の縁から湧き出る水を利用して谷戸に水田を耕作し、その周囲に住み、水の便の悪い台地上は畑として利用するなど、地形に即した土地利用をしていました。谷戸の湿田は生産力が低く、台地の畑作に依存する自給自足の生活でした。

田畑は平坦な場所に作られ、周囲の斜面は雑木林となっていたので、たびたび木々を切り出して、煮炊きや風呂の湯沸かし用の薪や炭の材料とし、林床に積もる落葉は田畑の肥料として利用していました。雑木林や田畑の畔などからは、日々の暮らしの糧となる山菜や道具類の材料となる材やつるなどを得ていました。

このように、日々の暮らしと^{なりわい}生業にはつながりがあり、また周辺の自然から暮らしの中で使用する材料や日々の糧を得るなど、人々と自然とのつながりは、今よりもはるかに身近で密接なものでした。



終戦直後の村岡地域の展望。農業（生業）と自然が密接であった。

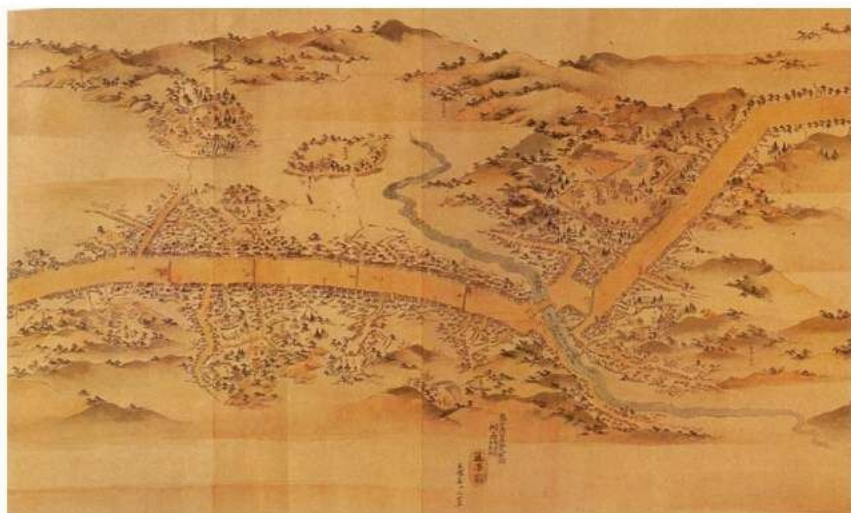
出典：地図に刻まれた歴史と景観1－明治・大正・昭和 藤沢市

2) 人や物の行き交いの場から交通の拠点へ

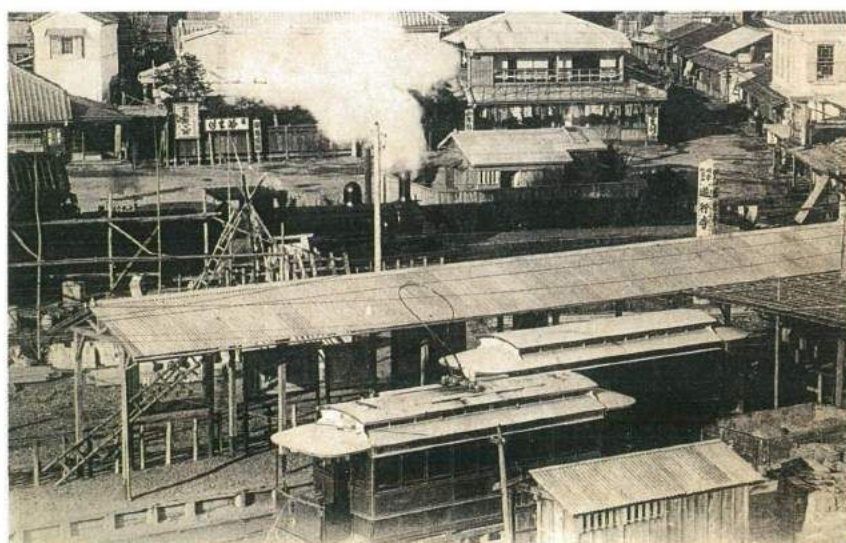
藤沢市は、鎌倉時代に創建された清浄光寺(遊行寺)の門前町として栄えました。江戸時代に東海道の宿場町として栄え、街道沿いに中心的な集落が形成されて商業が盛んになっていきました。

このように、藤沢市の中心的な集落は、交通と信仰を中核に成立し発展してきた歴史があります。中でも江の島は、信仰の対象として庶民の行楽も兼ねた観光地としてにぎわいました。

1887年(明治20年)、東海道本線が開通し、それまで門前町や宿場町として栄えた場所から南東方向に1kmほど離れた場所に藤沢駅が開業しました。藤沢駅周辺は、旧市街地とともに新しい市街地の核となり、人や物の行き交いがいっそう盛んになりました。



「東海道分間延絵図」に描かれた藤沢宿。幕府道中奉行の描いた19世紀初めごろの絵図
出典：地図に刻まれた歴史と景観1－明治・大正・昭和 藤沢市



明治末頃の藤沢駅周辺 手前が江ノ島電鉄の藤沢駅
出典：市制50周年記念歴史写真集「ふじさわ」

3) 新たな土地利用の兆し

明治から昭和初期にかけての藤沢市では、産業の中心はまだ農業にありましたが、当時盛んであった養蚕に関連して製糸業が成立したり、東海道本線が開通したことなどをきっかけに工場の進出が少しずつ進んでいきました。特に1931年(昭和6年)の満州事変以降、軍需産業を中心にした重工業化が進展しました。工場で働く人々のための住宅建設が進み、住宅都市としての藤沢市の基礎となっていきます。

また南部の砂丘地帯は、海からの潮や飛砂の影響や水はけの悪い低湿地などの土地条件から、耕作にも適さず長らく土地利用が進みませんでした。もともと温暖で風光明媚な土地柄であることから、鉄道の敷設とともに鵠沼を中心に別荘地・保養地としての土地利用が始まりました。

第二次世界大戦後は、1952年(昭和27年)に藤沢飛行場の返還、1959年(昭和34年)に辻堂演習場の接收解除があり、市内各地で新たな土地利用が始まりました。



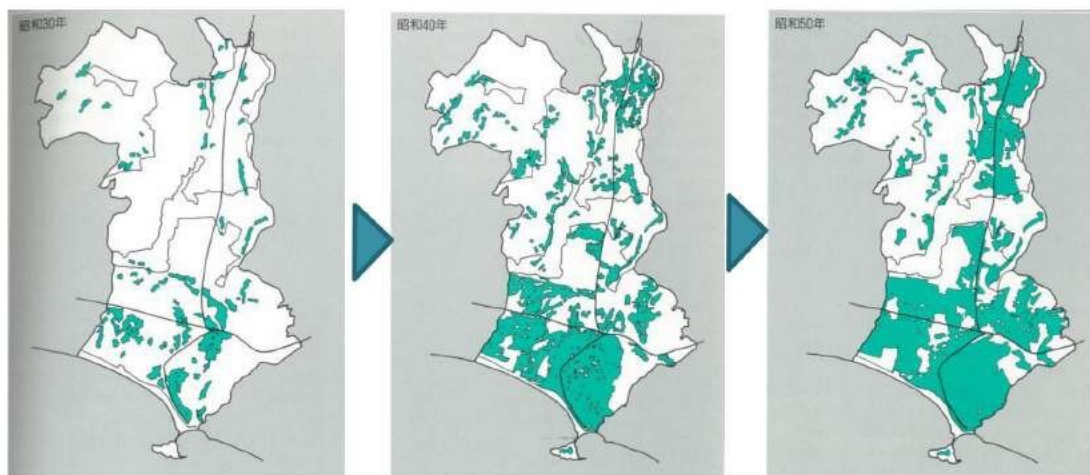
昭和初期の藤沢町の様子
出典：藤沢市の地名 藤沢市

(2) 高度経済成長期以降のまちの発展と暮らしの変貌

昭和30年代からはじまる高度経済成長に伴い首都圏への人口・産業が集中したことで、東京・横浜への通勤圏内である藤沢市にも住宅団地の造成が始まり、人口は急激に増加しました。当初は別荘地としての利用が主で、第二次世界大戦時中は疎開地であった南部の砂丘地帯でも、交通機関の充実によって定住化が拡大し、住宅地開発に拍車がかかりました。

1957年（昭和32年）からは、大規模自動車工場の立地にはじまる北部開発による工業団地の造成、辻堂駅前の区画整理や藤沢駅南部地区の整備が始まりました。小田急線長後駅と六会駅周辺への住宅地の造成、善行駅や湘南台駅の開設と周辺開発、旧日本住宅公団による藤沢団地（藤沢地区）の整備などが進められ、通勤の便の向上が図られるとともに駅周辺で商業中心の新たな市街地の開発が進みました。

生業や身近な自然と密接なつながりがあった農業中心の人々の暮らしは、住居と離れた仕事場へ働きに出るようになったことにより大きく変化しました。そして、暮らしの中で自然とのつながりが、次第に分断されてくることとなりました。



住宅地の発展過程

出典：藤沢都市計画 30年のあゆみ 1957-1987（藤沢市都市計画課）

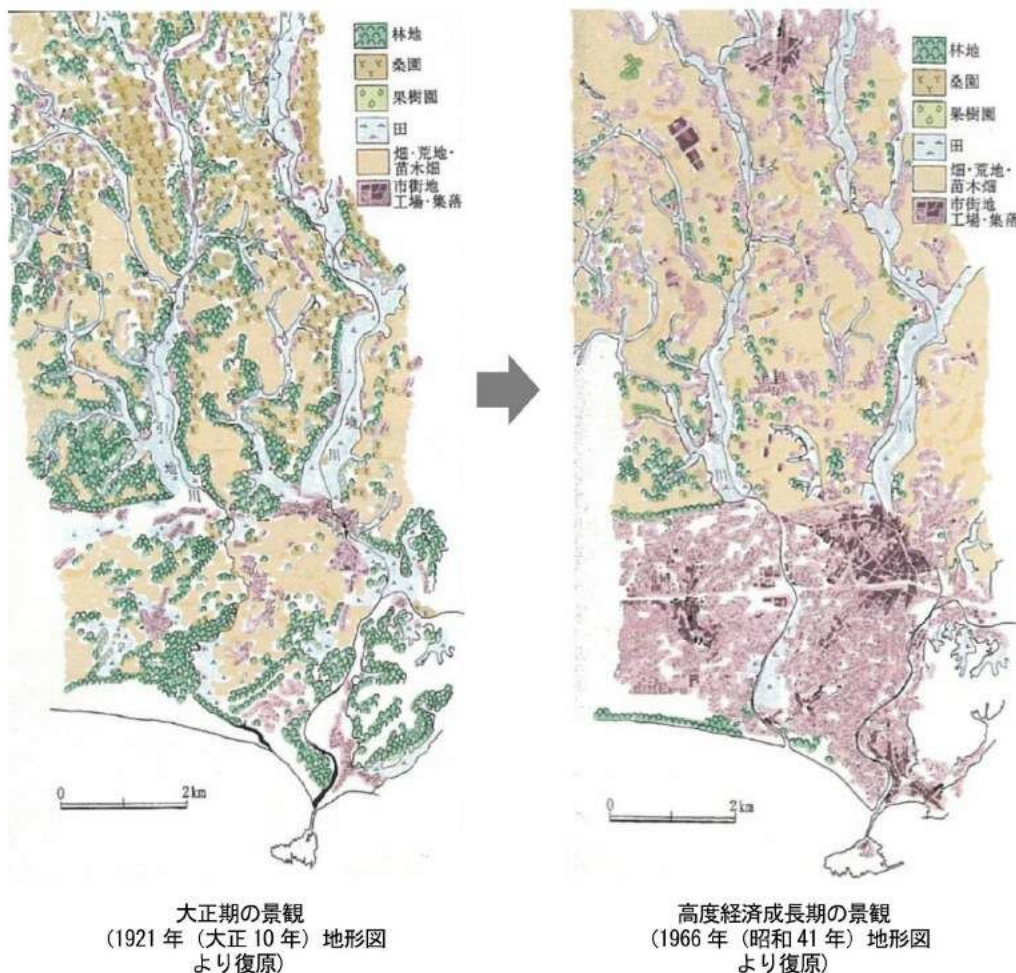
（３） 拡大する自然への負荷と生物多様性の喪失

仕事場が増え住居も充実し、まちが大きく発展する中で、市民の暮らしは豊かにはなりましたが、その一方で自然環境への負荷が高まり、生物多様性は次第に失われてきました。

農業中心であった藤沢市の産業は商工業へと比重が移っていきました。

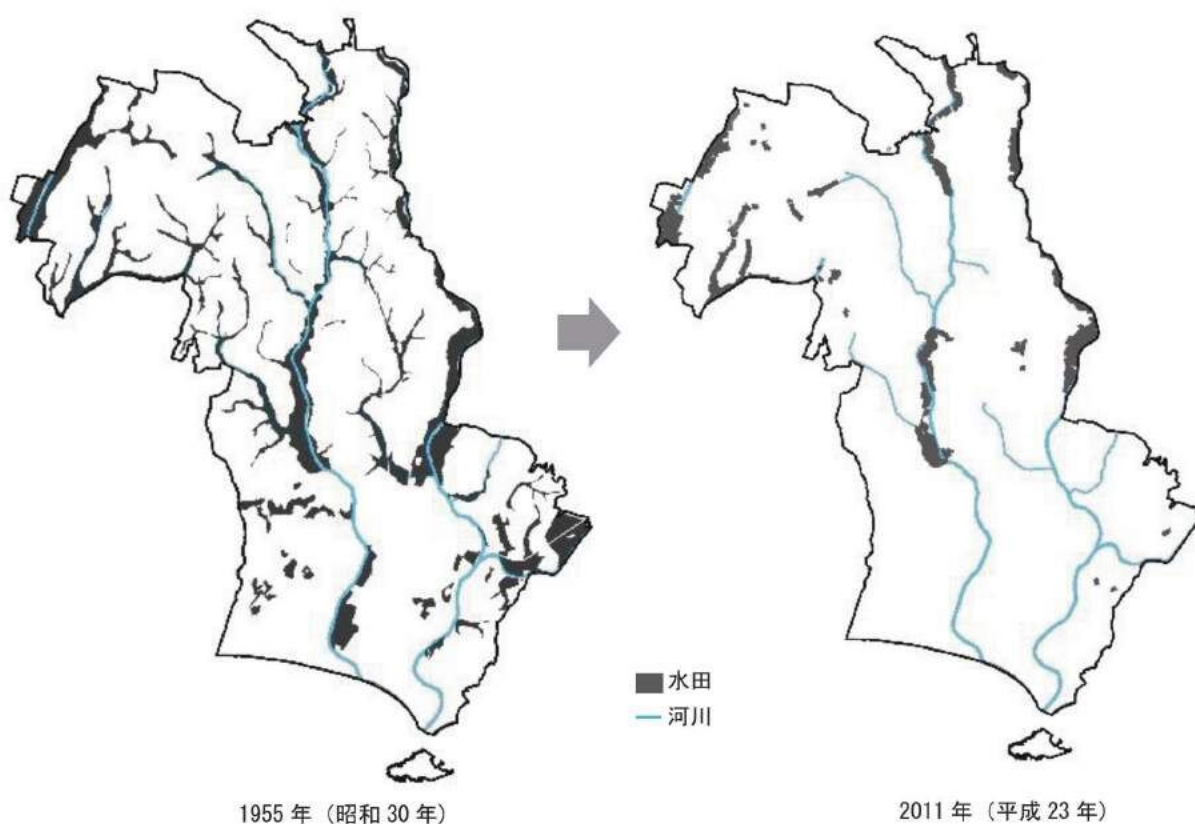
その結果、農地や樹林にかわって工場や市内外で働く人々の住宅が市内に増えていきました。

下の図に示すように藤沢市の自然景観は大きく変わり、南部では樹林地や農地が失われ、住宅地をはじめとした市街地が広がりました。北部でも、境川や引地川沿いにあった斜面林や農地が減少しました。



出典：藤沢市ビオトープネットワーク基本計画（2007 年（平成 19 年）5 月）

藤沢市の水田面積は、1955 年（昭和 30 年）には市域全体の 11%でしたが、2011 年（平成 23 年）には全体の 3%に減少しました。南部ではほとんどの水田が失われ、北部の境川や引地川から枝状に伸びた小河川沿いの水田・谷戸田の多くが姿を消しました。



水田面積の減少の状況

1955 年（昭和 30 年）の図：藤沢都市計画 30 年のあゆみ（藤沢市都市計画課、1987 年（昭和 62 年））及び、
2011 年（平成 23 年）の図：藤沢市現存植生図（第 2 回藤沢市自然環境実態調査、2013 年（平成 25 年））
をもとに作成

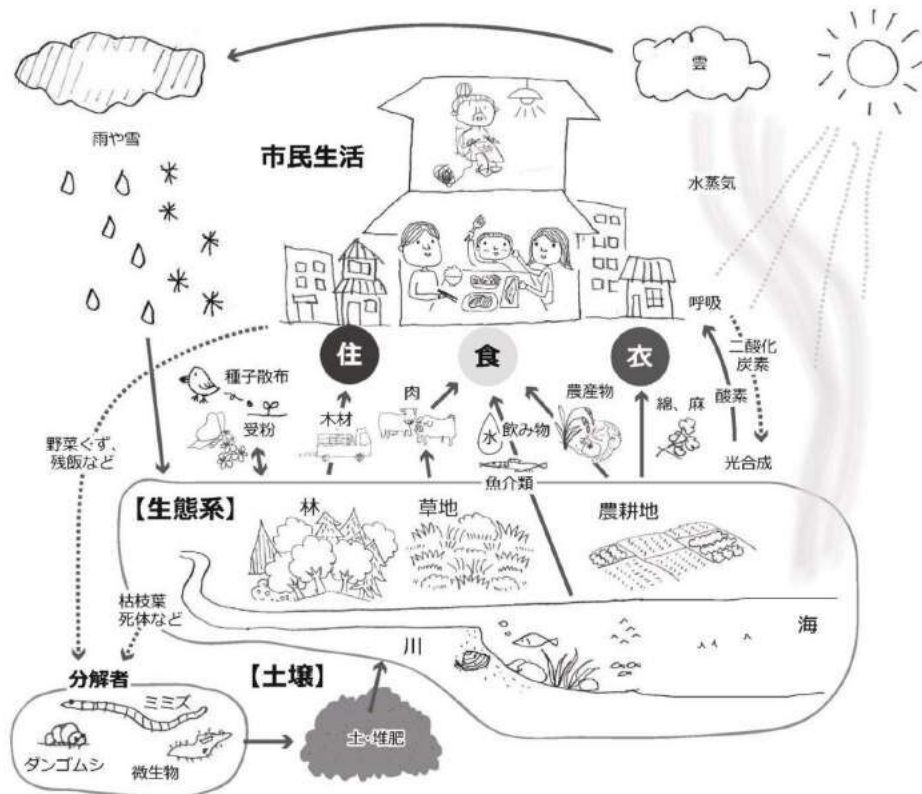
3. 藤沢市の現在の状況と今後の課題

(1) 藤沢市民と生物多様性との関わり

かつての藤沢市では、人々の「生業（仕事）－暮らし（生活）－自然」の『つながり』が現在より密接な状態で、自然は身近に感じられるものでした。しかし、高度経済成長期以降、農地や樹林が縮小して、多くの生きものや生きものの生息・生育地が失われ、同時に都市化の進行は人々の仕事場と生活の場を分離し互いの距離を遠ざけて、それまで身近であった自然との『つながり』も次第に希薄になっていきました。

一方で、現在でも藤沢市民の仕事や暮らしは国内外からもたらされる多くの自然の恵み（生物多様性を基盤とする生態系サービス）によって支えられています。身近な自然を感じにくくなっていますが、自然との『つながり』は、現在でも決して途切れてはいないのです。

人々が日々の暮らしの中に自然との『つながり』を感じ、生きていくうえで欠くことのできない生態系サービスを将来にわたり享受し続けることができるよう、その基盤となる生物多様性の保全と持続可能な利用に努める必要があります。



市民と生態系サービスとの関係

(2) 事業活動と生物多様性との関わり

＜商工業＞ 暮らしを支えるさまざまな場面で生物多様性と関わりをもつ商工業

藤沢市の商工業は、人口の増加、交通網の発達などに伴い発展してきました。

そして、私たちの暮らしを支える衣・食・住に関わる製造・流通・販売などさまざまな場面で、実は生物多様性と密接な関わりをもっています。

例えば、商品の製造に必要な原材料を、世界中のさまざまな自然資源から得ており、製造・流通・販売の過程では、多くの水や電力、化石燃料を利用しています。

下表に示すとおり、藤沢市の業種別事業所数は「卸売業、小売業」が最も多くなっています。第1章2.(3)で述べたように、販売の場面で生物多様性に関する取組の余地が残されていることを踏まえると、販売が主な事業である「卸売業・小売業」の事業所数が多い藤沢市では、まずは、事業活動と生物多様性との関わりについて理解と浸透を図ることで、生物多様性の保全と持続可能な利用へと結びつくことが期待されます。

藤沢市の商工業と生態系サービスとの関わり

業種	事業所数 2014年 (平成26年)	構成比	関連する主な生態系サービス			
			基盤	供給	調整	文化
建設業	1,207	8.8%	○	○	○	○
製造業	708	5.1%	○	○	○	
情報通信業	127	0.9%	○	○		○
運輸業、郵便業	205	1.5%	○	○		
卸売業、小売業	3,390	24.6%	○	○		
金融業、保険業	215	1.6%	○	△	△	△
不動産業、物品賃貸業	1,294	9.4%	○		○	
学術研究、専門・技術サービス業	533	3.9%	○	○	○	○
宿泊業、飲食サービス業	1,963	14.3%	○	○		○
生活関連サービス業、娯楽業	1,257	9.1%	○	○	○	○
教育、学習支援業	679	4.9%	○	○		○
医療、福祉	1,439	10.5%	○	○		
サービス業（他に分類されないもの）	707	5.1%	○	○	○	○
その他	34	0.2%	－	－	－	－
総数	13,758	100.0%	－	－	－	－

事業所数・構成比の出典：藤沢市産業振興計画（2017年（平成29年）4月 藤沢市）

投資選択などを通じて、○：関わりがあるもの △：間接的に関わりがあるもの

＜観光業＞ 藤沢市ならではの地域の自然にちなんだ観光

相模湾に面する藤沢市は、都心からも近く、海水浴やさまざまなマリンスポーツで賑わう一大観光地でもあります。それらは、海があるからこそ楽しむことができます。

また、江の島は、崖に囲まれた特徴的な景観・地形から、古来、信仰の対象として多くの人が訪れ、今もなお観光地として全国的に知られている場所です。加えて、島の自然豊かな森や磯では、散策、生きものの観察や釣りといった多様な自然を活かしたさまざまな遊びを気軽に楽しむことができます。認識しづらいことですが、藤沢市らしい観光は、海や島の自然景観や地元の文化を生み出した自然資源を資本として成り立っています。

◆自然資源を利用した新しい観光

昨今、新しい視点で新しいスタイルの観光が各地で提案・提供され始めています。これまでのように名所旧跡や景勝地を訪れ「訪問」や「鑑賞」を目的に楽しむだけでなく、「体験」を通じて地域そのものを知ることを目的に楽しむスタイルなどがあります。

例えば、観光地を訪れた際に近隣の農地を訪問し、農業体験をしたり、地域の生産物で作られた名物を味わうことは、その土地の生物多様性を学び、活用することができる一つの方法といえます。

こうした新しいスタイルの観光は、提供する側も参加する側も小規模な場合が多いため、例えば、移動時の燃料コストをはじめ訪問先の自然資源への影響など、さまざまな観点からみて環境負荷が小さくてすむことも利点の一つです。

観光名所「江の島」以外にも、藤沢市の多様な自然資源を新しい視点で「観光資源」として「持続可能な利用」を進めることは、藤沢市の生物多様性を「保全」することにもつながることから、将来性のある取組といえます。

情報コーナー②：知られざる「江の島」の価値

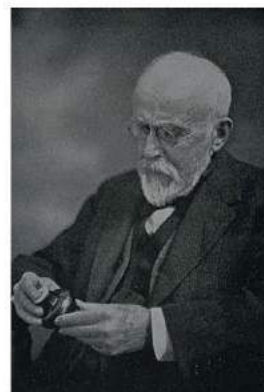
江の島の四方を海食崖¹⁹に囲まれた地形や海食洞「岩屋」の存在は、古来、宗教的な修行の場として利用され、多くの人々により参詣され、その面影を残すように島内には江島神社などの社寺が存在しています。江戸期には大山－江の島－鎌倉－金沢八景を結ぶルートを巡る観光が江戸庶民の間で大ブームとなり、江の島は景勝観光地として、さまざまな浮世絵や名所図会に描かれています。



出典：歌川広重画『相州江の嶋弁才天開帳詣本宮岩屋の図』藤沢市浮世絵館所蔵
ホームページ <http://www.fujisawa-miyu.net/cms/files/miyu/MASTER/0220/uki10054.jpg>

このように観光地としての人気が高かった江の島ですが、1877年（明治10年）にシャミセンガイの研究のため来日したエドワード・S・モースは、東京大学の初代動物学教授を務めるとともに、江の島に日本最初の臨海実験所を開くなど、日本の近代科学史の発展に貢献しました。モースが採集したシャミセンガイは、現在の江の島には生息していませんが、モースの日記「日本その日その日」には、過去の江の島にはたくさんの貝類が生息しており、自然豊かな場所であったことが記録されています。

江の島は、地史・植生の面でも特徴的な場所です。藤沢市内では最も古い地層（葉山層群）が分布する地域であり、砂嘴²⁰あるいはトンボロ²¹によって繋がることはありますが、陸から完全に孤立しています。島の南側には海岸断崖地特有の風衝低木林や風衝草原が発達しており、島内には極相林に近い常緑広葉樹林が成立しています。このような、海岸風衝地や常緑広葉樹林には、伊豆半島以西や伊豆諸島に分布する暖地性の植物が生育しています。



エドワード・S・モース
出典：電子博物館・みゆネット
ふじさわ
http://www.fujisawa-miyu.net/enoshima/people/d01_00.html

資料：藤沢の自然5 みどりの江の島（2004年（平成16年）藤沢市教育文化センター）
ふじさわ教育第165号（2014年（平成26年）7月 藤沢市教育文化センター）
日本その日その日（講談社学術文庫、2013年（平成25年）6月）

¹⁹海食崖（かいしよくがい）：海に面した山地や台地の前面で主に波食作用によってできた崖のこと。なお、波の侵食によって海食崖につくられた洞穴を海食洞という。

²⁰砂嘴（さし）：沿岸流が砂を運び、島のくちばし状に堆積した砂浜のこと。沿岸流によってさらに砂が運ばれ、砂嘴が発達して入り江が塞がれた形になると、砂州（さす）という。

²¹トンボロ：陸繋砂州（りくけいさす）ともいい、陸地と島をつなぐ砂州のこと。海岸からそれほど離れていない距離に島があると、海流の侵食、運搬作用によって運ばれてきた岩屑が陸地と島の間に堆積し、細長く低平な砂州を形成して両者をつなぐ。

＜農業＞ 自然を活かし、自然を支える農業

藤沢市の農業は、古来、台地や低地などそれぞれの地形的特徴に応じて続けられてきました。高度経済成長期以前は、自然を活かし、自然に寄り添った作業によって、農地ならではの環境が維持されてきました。その結果、農地環境に適応した生きものがすみつき、農地環境ならではの自然が長きにわたって続いてきました。

高度経済成長期以降、農地やその周辺の自然環境は減少し、農作業の機械化や農業技術の進展により農地環境ならではの自然も減少しました。その結果、農地環境に特徴的な生きものも姿を消しつつあります。かつては人の暮らしとのつながりによって身近にみられた生きものたちが、現在は絶滅の危機にある希少な存在となっています。

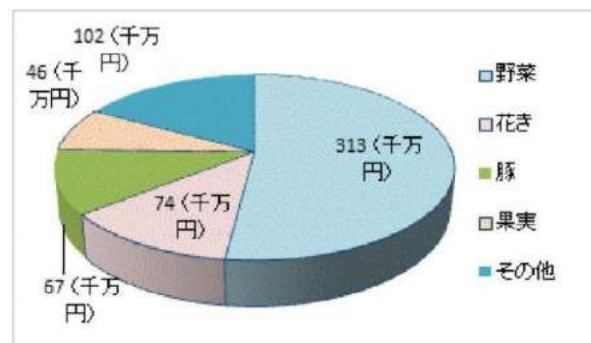
しかしながら、水田をはじめとする農地等は多様な生きものを育む環境保全などの機能を有しており、今後より一層、農地の保全に努める必要があります。

◆藤沢市の農業

藤沢市の農地については、市域総面積の約 9.5%が経営耕地で、そのうち約 85%が畑（果樹を含む）、約 15%が水田です。藤沢市の代表的な農産物は、野菜（キャベツ、トマト、キュウリ、ホウレンソウ、ダイコンなど）、花き、果樹（ブドウ、ナシなど）、畜産（豚、肉牛など）や米などです。

販売農家戸数は 672 戸、農業就業者数は 1,487 人で、いずれも年々減少傾向ですが、農産物直売所などが設けられ、地産地消が進められています。

資料：藤沢市都市農業振興基本計画
2017 年（平成 29 年）3 月
藤沢市地産地消推進計画
2016 年（平成 28 年）4 月



藤沢市の農業産出額の内訳
出典：2015 年（平成 27 年）農林業センサス

◆農地の多面的機能

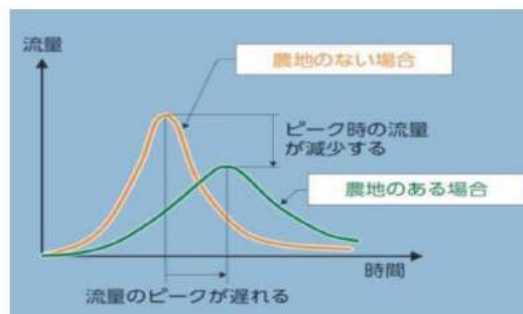
農地は、農業が営まれることにより、生態系サービスに基づくさまざまな機能を発揮します。例えば、畦に囲まれている水田や水を吸収しやすい畑の土壌は、雨水を一時的に貯留し、時間をかけて徐々に下流に流すことによって洪水の発生を防止・軽減させます。

また、自然との調和を図りながら、農業が営まれ、水田や畑が適切かつ持続的に管理されることで、植物や昆虫、カエル類や魚類などの豊かな生態系を持つ二次的な自然が形成・維持されます。

そして、作物、農家の家屋、周辺の水辺などが一体となった独特の里山景観は、私たちに安らぎを与えてくれます。農地から得られる作物は供給サービスそのものです。

農地の多面的機能は4つに分類される生態系サービスの機能全てにわたっています。

このような農地の機能は、生態系サービスの一つでもあります。あたりまえにあり、お金で買うことができないものであるため、その価値を認識することが難しいものである一方で、私たちが暮らしていくうえでなくてはならないものといえます。



出典：2012年（平成24年）農業白書

＜水産業＞ 無限の恵みではない『海の幸』

日本は、古来、水産物を食料として利用してきた歴史を有しており、水産物が食生活上の重要な位置を占めています。私たちが食料としている魚介類は、海域での食物連鎖をはじめとした物質循環など、自然の再生産システムの中で産卵、成長、世代交代を行っています。したがって、このシステムが保たれるよう海域の良好な環境を維持しながら適切な量の漁獲を行うことが、持続可能な水産資源利用のためには重要です。

また、私たちが日々口にしている食用の魚の約4割は輸入されたものです。私たちの生活は水産資源においても、世界の生物多様性に依存し、負荷を与えている恐れがあります。

◆藤沢市の水産業

相模湾は、水産資源の豊かな海として知られています。それは、湘南海岸の砂丘や江の島の岩礁のような目に見える地形だけでなく、湾の海底の浅深が入り組んだ地形の複雑さによる環境の多様さがもたらす生物多様性によるところが大きいといわれています。

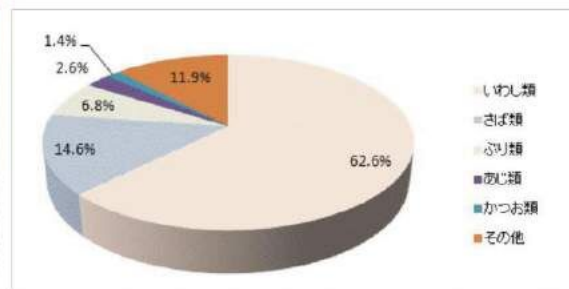
相模湾では、イワシやアジなど回遊魚²²を中心とした沿岸漁業が発達しています。

藤沢市の水産業は2017年（平成29年）4月現在、漁業経営体数が26、漁業協同組合は2つ、組合員の総数は86人で、第12号共同漁業権²³内において操業しています。

沿岸域ではシラスの船曳き網漁が行われ、湘南シラスとして販売されています。また、刺し網漁により獲られたイセエビなどは、江の島島内などの飲食店での流通が図られています。

また、江の島沖合の水深30～40mの場所では大型定置網漁が行われており、藤沢市の漁獲量の約9割を占め、市内スーパーでの販売や地元の飲食店の食材として使われるほか、片瀬漁港の直売所を通じ、市民への提供が積極的に進められています。

その他、サザエ、ハマグリ、マダイ、ヒラメ、トラフグ、カサゴなどの栽培漁業の取組も行われています。



海面漁業の魚種別漁獲量の内訳
出典：2015年（平成27年）海面漁業生産統計調査

²²回遊魚：定まった季節または時期に、広い範囲のほぼ一定の経路を移動する魚のこと。

²³共同漁業権：漁業協同組合の組合員（漁業者）が、一定の水域を共同利用して営む漁業を共同漁業といい、共同漁業を営む権利を共同漁業権という。共同漁業権ごとに番号が付与。

さらに、近年では伝統的な漁法を体験することができる「観光地曳き網」の取組が人気を博しており、観光と水産業の連携による新しい観光のあり方のヒントとなっています。

一方、漁業環境に関する課題として、藤沢市では多様な生きものの生息・生育地である藻場²⁴の規模などの実態について、情報や資料が不足している状況にあります。藻場はコンブやワカメなどの海藻の漁場としてだけでなく、魚介類の餌場や産卵・保育場として重要な役割を果たすとともに、光合成活動により水中の二酸化炭素を吸収し酸素を放出しているほか、栄養塩を吸収・固定して海の浄化に寄与していることなどから、藻場の継続的な保全に努める必要があります。

また、河川では魚道のない堰堤などにより魚類等の移動が制限され、魚類等の成長へ支障を及ぼすことが危惧されています。

参考：かながわ水産業活性化指針 2016年（平成28年）3月 神奈川県

²⁴ 藻場：カジメ、コンブ、ワカメなどの海藻やアマモなどの海草の群落のこと。

情報コーナー③：市民を対象としたヒアリング（聞き取り調査）の実施

本戦略の策定に先立ち、市民が現在感じている生物多様性に関する課題や今後の可能性を把握するために、市民を対象にヒアリングを行いました。ヒアリングではそれぞれが関わる分野での生物多様性に関する課題について率直なご意見をいただきました。

市民を対象としたヒアリングの実施

実施回数	全6回
実施分野／実施日／参加者数	・ 農業：2017年（平成29年）5月19日〔参加者：3名〕 ・ 商工：2017年（平成29年）5月26日〔参加者：4名〕 ・ 教育：2017年（平成29年）5月30日〔参加者：3名〕 ・ 観光：2017年（平成29年）6月26日〔参加者：6名〕 ・ 市民活動団体（藤沢探鳥クラブ、植物誌研究会藤沢グループ） 2017年（平成29年）7月21日〔参加者：6名〕 ・ 市民活動団体（NPO 法人 藤沢グリーンスタッフの会、藤沢市ビオトープ管理者の会、新林公園みどりの会） 2017年（平成29年）7月28日〔参加者：7名〕
ヒアリング内容	・ 事業内容、活動内容について ・ 生物多様性の取組の現状について ・ 事業や活動を実施するうえでの生物多様性に関する課題

◆ヒアリングで出された課題◆

<農業>

- 後継者不足、新規参入者に関する問題
- 飼料に起因する外来雑草の侵入
- 外来生物の効果的な防除を後押しする仕組みの構築
- 農業の使用による生物多様性保全への影響

<商工>

- 工場内植栽木の樹種転換への技術的助言
- 連携による地域づくりへの参加
- 江の島や海岸域のさらなる（新たな）観光利活用のあり方
- 普及啓発の拠点としてのあり方

<教育>

- 子どもたちへの体験活動機会のさらなる設定による地元の自然を大切にする心の醸成
- 子どもたちを起点とした大人（保護者や「おやじの会」など地域の大人たち）への生物多様性の普及啓発及び連携の体制構築
- 北部と南部の子どもの野外体験の相違の解消による相互の環境への理解の醸成
- 歴史ある理科教育を継続するための教育文化センターなどのあり方、及び若手教職員の自然に触れ合う機会のさらなる設定

<観光>

- 江の島の昔からの自然の保全
- 昔多かったマツやサクラの保全
- 外国人客が増えてきていることへの対応
- 観光と環境保全の両立

<市民活動団体>

- 藤沢市自然環境実態調査や自然観察ガイドなど既存資料の活用不足
- 標本や生きもの情報などを管理する生物多様性情報拠点の不在
- 活動団体の担い手の不足
- 子どもたちへの体験・学習の場、機会の欠如

※詳細は資料編「6. 市民ヒアリング（聞き取り調査結果）」を参照

情報コーナー④：市民参加のグループワークの実施

この戦略を市民とともに作り上げるために、市民発案の重点プログラムを立ち上げることを目指して、公募市民及び市民ヒアリング対象者によるグループワークを実施しました。全2回のワークでは活発な議論が行われ、重点プログラムの3つの方向性が提案されました。また、戦略を構築していく上で重要なキーワードも多数出されました。

市民参加のグループワークの実施

実施回数	全2回（2017年（平成29年）8月9日及び8月25日）
参加者数	第1回：21名（傍聴者3名）、第2回：20名（傍聴者2名）
実施内容	・3グループ編成で実施（1つのグループに多様な主体の人が参加するよう編成） ・あらかじめグループごとのテーマを提示し、「課題解決のための重点プログラムの案を作ること」を最終ゴールとした ・課題の対象とする事項は、戦略の柱から「子ども」「農業」「観光」とした
テーマ	1：【子ども】子どもたちが生物多様性への認識を高めるには、どうすればよいか 2：【農業】生物多様性で農業振興を進めるには、どうすればよいか 3：【観光】生物多様性を江の島や湘南海岸の観光に活用するには、どうすればよいか

◆グループワークから出された重点プログラムの3つの方向性◆

- 1：テーマ【子ども】
スムーズな情報発信と関係者のつながりを構築するために、
「新しい拠点や組織を活用した情報発信 ～連携（行政・地域・家庭）を生み出す～」
 - 2：テーマ【農業】
農家とのつながりをつくり、広げ、「農」を学び体験することによって、生物多様性への理解を深める。
 - 3：テーマ【観光】
既存の観光ビジターセンターを活用し、ボランティアガイド制度の充実、資料の提供、地元学生の発表など「生物多様性観光情報拠点を整備する」
- 3つのテーマに共通するものとして、「連携、つながり」「拠点」が重点プログラムのキーワードであると考えられました。
 - 既にあるものや人材を活かしながら、生物多様性への理解を深めるような新たな展開の方法・仕組みをつくるという方向性が見出されました。



※詳細は資料編「7. 市民参加のグループワーク」を参照

(3) 土地の特性と災害発生の関係

藤沢市では、過去に多くの水害に見舞われており、中でも引地川、境川、柏尾川は豪雨や台風などの影響で、たびたび氾濫していました。現在では、河川改修などによって水害は減少しましたが、梅雨や台風の時期の集中豪雨時には氾濫することがあり、道路が冠水するような場所もあります。

神奈川県津波想定によると、藤沢市南部の海岸沿い、江の島地域、境川・引地川河口部で、津波による浸水が予測されています。特に片瀬・鵠沼地区では、境川・引地川沿いを中心に津波の浸水予測範囲が内陸部に広がっています。

市の南部は、現在は開発が進み市街地が広がっていますが、もとは砂丘列間の湿地や河川沿いの低湿地であった場所です。自然災害の多くは、地形と密接に関係しています。その土地が台地か低地か、あるいは、人工的に改変しているかなど、土地の条件や成り立ちなどを理解し、今後起こりうる災害に対して有効な対策を講じていくことが必要です。

藤沢市の主な災害と被害状況等

発災日	災害の種類	名称	藤沢市内の被害状況等
1910年(明治43年) 8月8日	豪雨、洪水	-	8月1日～11日までの連日降雨の後、13日、14日の台風により、神奈川県内のほとんどの河川を決壊させ、流域全般にわたって大洪水をおこし未曾有の大被害を出した
1923年(大正12年) 9月1日	地震	関東大震災	・最大震度7(当時は6)、本震M7.9、3分後に余震M7.2、4～5分後に余震M7.3。4～5分後の余震は神奈川県、静岡県、山梨県の県境で発生 ・鵠沼一帯で死傷者60人以上、最大7mの津波により行方不明者150人(詳細不明)以上 ・勝越を除き、火事は発生せず ・藤沢駅、辻堂駅、藤沢郵便局(現本町郵便局)、私立藤沢中学(現藤沢学園)、遊行寺は全壊 ・藤沢警察署(南消防署本町出張所)、藤沢町役場(現藤沢公民館)、県立湘南中学(現湘南高校)は半壊 ・江の島の海岸は約1m隆起
1958年(昭和33年) 8月15日	台風	台風11号	江の島海水浴場組合理事長、台風11号による被害復旧に要する資金融資について陳情提出
1966年(昭和41年) 6月28日	台風	台風4号	柏尾川氾濫、川名で水害発生
1981年(昭和56年) 10月23日	台風	台風24号	床上・床下浸水294棟、道路冠水14(川名など村岡地区に集中)、崖崩れ3
1982年(昭和57年) 9月12日	台風	台風18号	床上・床下浸水2323世帯(村岡地区で最多、次いで鵠沼地区、藤沢地区、片瀬地区など)、堤防決壊(境川・金沢橋上流右岸、田畑の冠水100ha以上)、道路冠水25、崖崩れ11
1988年(昭和63年) 8月11日	集中豪雨	-	床上・床下浸水58棟(藤沢地区38、他5地区)、道路冠水1、道路冠水16、水田冠水21.3ha(西俣野、用田、宮原)
1989年(平成元年) 4月8日	集中豪雨	-	床上・床下浸水80棟(鵠沼・藤沢地区に集中)、道路冠水12、堤防崩落、道路一部損傷(引地川・竜宮橋上流右岸)
1990年(平成2年) 8月9日	台風	台風11号	藤沢橋客橋
1990年(平成2年) 9月30日	台風	台風20号	床上・床下浸水492世帯(善行地区180、村岡地区144など市内8地区)、道路冠水46、崖崩れ7、鵠沼橋客橋、河川の氾濫7(境川・西俣野～立石)
1991年(平成3年) 9月19日	台風	台風18号	床上・床下浸水100世帯(ほとんどが善行地区)、道路冠水26、護岸決壊2(境川・西俣野)、河川の氾濫2(境川・西俣野、白旗川)
1997年(平成9年) 8月25日	集中豪雨	-	県内で夕方から集中豪雨。市では1時間最大44ミリの降雨量を記録。市内全域で民家の床上浸水5件、床下浸水14件、道路冠水10件の被害
2004年(平成16年) 10月9日	台風	台風22号	下水道の排水処理能力を上回る雨が市街地に降ったことにより浸水被害、床上浸水311戸、床下浸水148戸

資料：藤沢市文書館ホームページ 市史編さん 年表

<http://digital.city.fujisawa.kanagawa.jp/introduction/history/list.php>

藤沢の自然4 ふじさわの大地 一人々の暮らしと自然ー(藤沢市教育文化センター、2002年(平成14年))

神奈川県藤沢市鵠沼海岸 5丁目の取り組みー水害をテーマに、マップ・シナリオ・ドラマづくりー

ホームページ <https://risk.ecom-plat.jp/fbox.php?eid=11484>

(4) 子どもたちと地域の自然

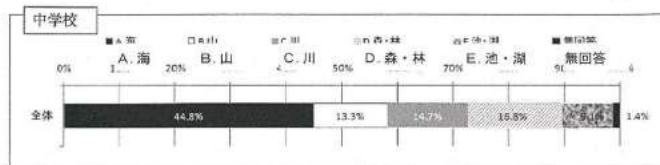
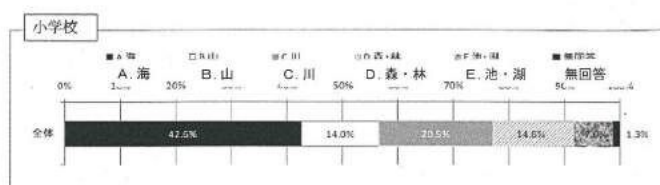
2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災を受け、藤沢市では2017年(平成29年)3月に、小・中・特別支援学校の教員による研究成果として「やってみよう!防災教育 ～地域の自然の中で生きていくために～」と題した冊子を発行し、新たな防災教育が始まりました。この冊子の中では、子どもたちの防災や自然に関する経験と意識の現状を知るために、地域の環境と自然に対する親しみの関連性や親しみの度合いについて、小中学生を対象に行ったアンケート調査の結果が示されており、小中学生が自然をどのようにとらえているかを知ることができます。

【自然に関する質問】

⑩一番好きなおところ(よく行くところ)はどこですか？

【質問の意図】居住地域の自然環境と自然に対する親しみの関連性を探る。

アンケート調査では、地域の環境と自然に対する親しみの関連性については、「海」「川」の順で回答が多く、「山」「森・林」の割合は低いという結果が示されました。この理由として、藤沢市が海に面していたり身近に川遊びができる場がある一方、普段、山や森林にふれ合う機会や遊び方を教わる場面が少ないことが考えられます。



地域の環境と自然に対する親しみの関連性に関するアンケート結果

自然に対する親しみの度合いについては、小学生は84.3%、中学生は70.0%の割合で「とても好き」「どちらかという好き」と回答しています。しかし、中学生になると、「とても好き」の割合が小学生よりも低くなり、「あまり好きではない」「好きではない」の割合が高くなっています。年齢が進むに連れて自然にふれる機会が減少するなど、生活の変化が自然に対する親しみの度合いに影響していると考えられます。

⑪自然の中で遊ぶのは好きですか？

【質問の意図】自然に対する親しみの度合いを調べる



自然に対する親しみの度合いに関するアンケート結果

このことから、藤沢市の子どもたちにとっては、海や川での自然との親しみが多くある一方で、山や森林(里山環境)での自然体験が少ないため、里山環境を活かした自然との親しみの場・機会をつくり増やしていくことが大切です。

出典: やってみよう! 防災教育 ～地域の自然の中で生きていくために～(防災と自然研究部会、藤沢市教育文化センター、
2017)防災と自然に関するアンケート(小学校5・6年生及び中学校2年生を対象に実施より)

情報コーナー⑤：生態系が有する機能の活用と防災・減災 ～グリーンインフラ、Eco-DRR（IJ・ディー・アール・アール）～

◆グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めることをいうものです。

※グリーンインフラの定義はさまざまな議論がありますが、ここでは国土交通省の当面の考え方「グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～」(2017年(平成29年)3月時点、国土交通省資料))を示しました。

＜グリーンインフラの事例：これまでの藤沢市の取組＞

藤沢市ではこれまでに、大庭遊水地や裏門公園のビオトープ、多自然型親水護岸の整備など、防災・減災と自然環境保全との両立に取り組んできました。

今後は、これらの事例に加え、例えば健康と文化の森地区の浸水対策の一つとして、遠藤笹窪谷(谷戸)の活用を図るなどの検討をしています。



大庭遊水地
出典: 藤沢市みどり保全課

◆Eco-DRR（IJ・ディー・アール・アール）：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction（生態系を活用した防災・減災）

Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction（生態系を活用した防災・減災）とは、自然災害に脆弱な土地の利用を避けて災害へのばく露を回避するとともに、生態系が持つ多様な機能を活かすことで、自然災害に強く持続可能な社会を構築しようとする手法のことをさし、グリーンインフラを構成する手法の一つです。自然と人間との関係性を再度見つめ直し、より地域の生物多様性や生態系サービスを上手に活かしていく手法が求められます。

＜Eco-DRRの事例：円山川の治水対策の取組＞

兵庫県豊岡盆地はその成り立ちなどから頻繁に水害が発生する地域であり、2004年(平成16年)の台風23号により甚大な被害が発生しました。この大災害を機に、同規模の洪水に対する「浸水被害の軽減を図る治水対策」と併せて「河川環境の整備」を行い、過去に損なわれた湿地や環境推移帯などの良好な河川環境の再生を目指しています。

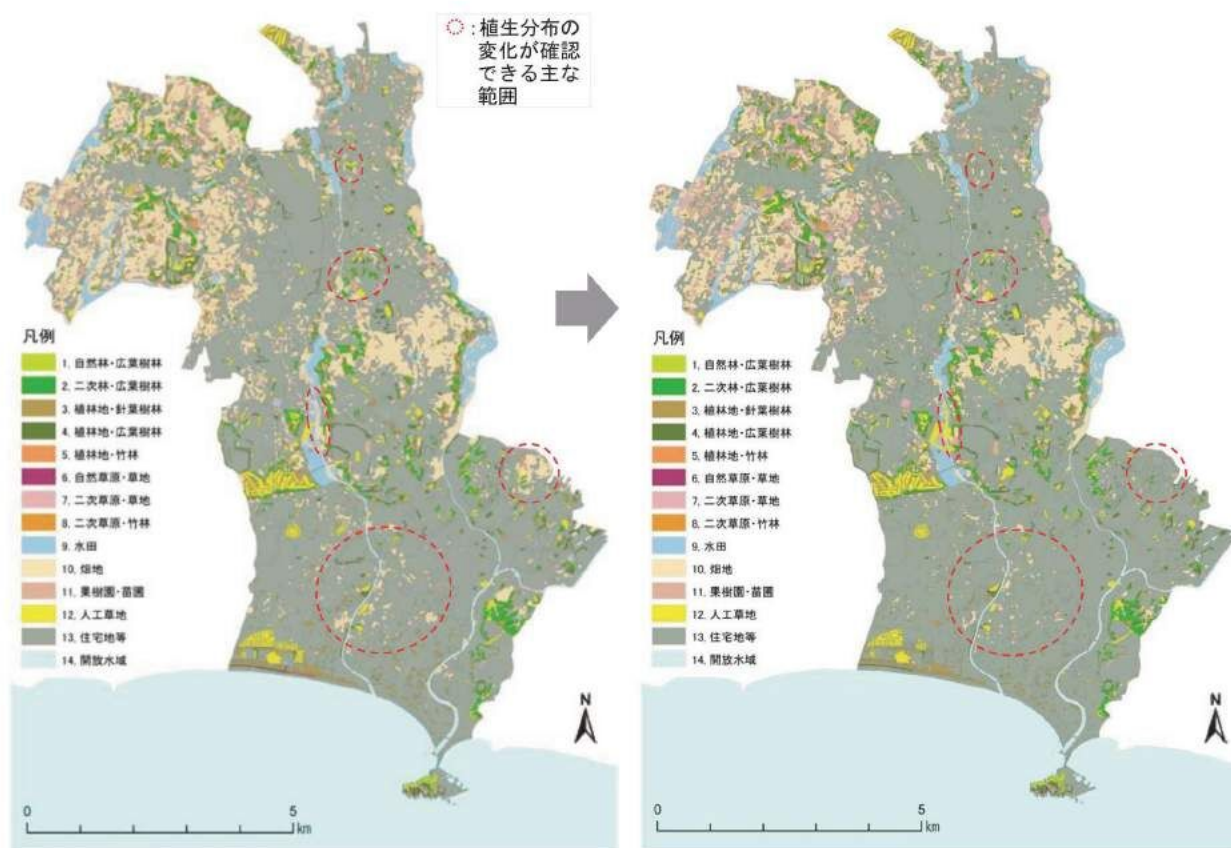


出典: 国土交通省ホームページ, 2017年(平成29年)3月
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_mn_000034.html

(5) 2度の藤沢市自然環境実態調査結果からみる自然

1) 植生の変化からみた緑地の減少

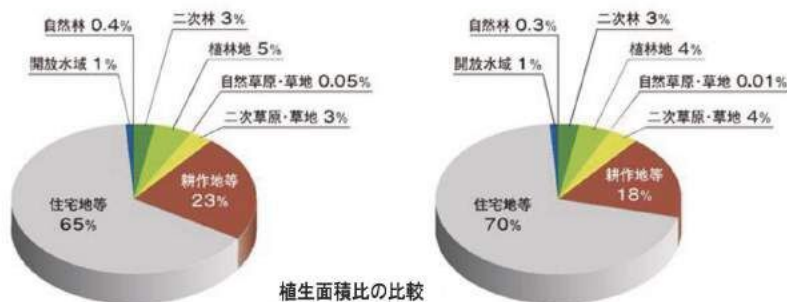
藤沢市が平成10年度～13年度及び平成23年度～25年度に実施した藤沢市自然環境実態調査の結果から、近年の植生分布の変化を把握しました。植生の分布状況を比較すると「市街化区域」を中心に樹林や農地などの面積が減少し、住宅地などが増加していることがわかります。「市街化調整区域」の樹林や農地は比較的变化なく維持されていますが、藤沢市全域としては市街化が進み緑地が減少しているといえます。



1998年(平成10年) 第1回調査時

2011年(平成23年) 第2回調査時

植生分布の変化(1998年(平成10年)と2011年(平成23年)の比較)



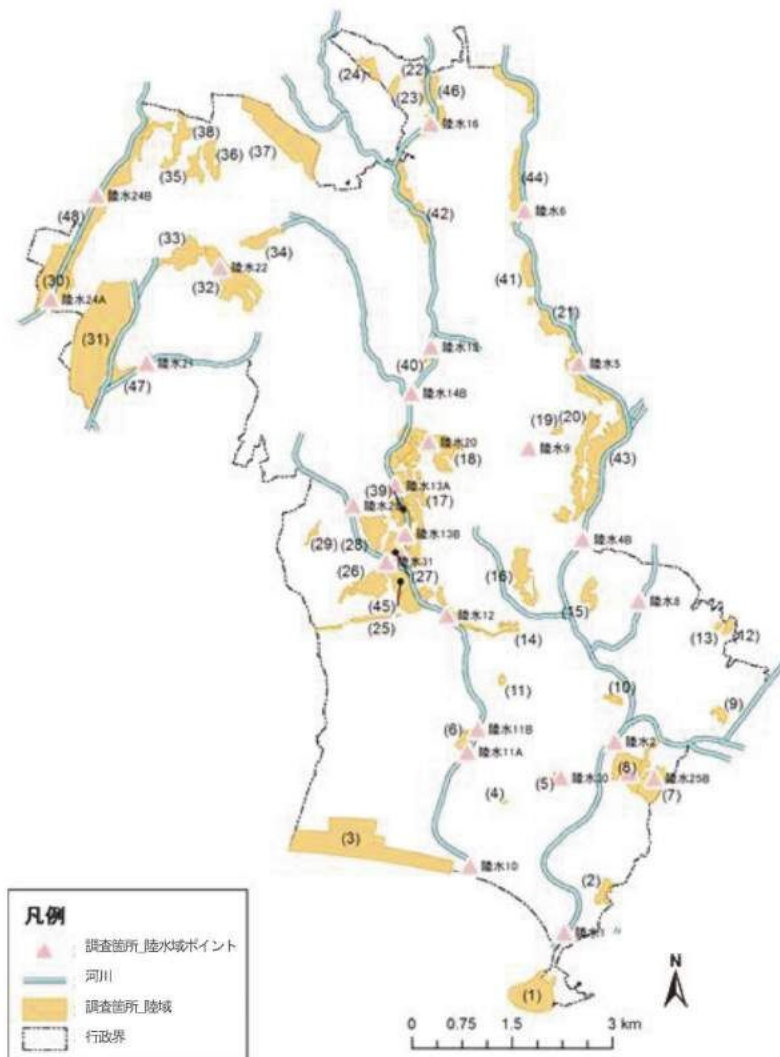
藤沢市の植生面積の変化(1998年(平成10年)と2011年(平成23年)の比較)

図及び資料：藤沢市の自然環境 調査結果の概要 平成23年度～25年度 藤沢市自然環境実態調査 藤沢市をもとに作成

情報コーナー⑥：第2回藤沢市自然環境実態調査

第1回藤沢市自然環境実態調査（平成10年度～13年度）をもとに、藤沢市ビオトープネットワーク基本計画が策定されました。このことを受けて、第2回藤沢市自然環境実態調査（平成23年度～25年度）ではビオトープネットワークの重要性を反映した調査となっています。第1回の調査箇所を継承するとともに、水田地域を加えたり、河川や海のような水域にも目を向けた内容となりました。

さらに、藤沢市の自然に日常的に接している市民などが調査全般に関わり、中心的に参加しました。



地点番号	調査箇所
(1)	江の島
(2)	片瀬山公園周辺
(3)	辻堂海岸周辺
(4)	鶴沼松が岡5丁目
(5)	鶴沼池
(6)	長久保公園
(7)	川名緑地
(8)	新林公園
(9)	喜前御霊神社周辺
(10)	藤沢市役所周辺
(11)	鳥森神社
(12)	二成寺周辺
(13)	浅内周辺
(14)	伊勢山周辺
(15)	西郷隆盛の森周辺
(16)	聖光女学院周辺
(17)	引地川新林公園
(18)	石川丸山谷戸周辺
(19)	総合体育館周辺センター
(20)	西俣野新緑地周辺
(21)	寺田新緑地周辺
(22)	長後緑地北側1
(23)	長後緑地北側2
(24)	長後緑地北側3（緑いの森）
(25)	城南新緑地周辺
(26)	谷戸周辺
(27)	大庭遊水地
(28)	大庭緑地公園
(29)	小糸台公園周辺
(30)	宮原周辺
(31)	鶴沼池
(32)	遠藤菅谷（健康の森）
(33)	少年の森周辺
(34)	葛原谷戸周辺
(35)	用田公園周辺
(36)	奥平寺周辺・北側配水池
(37)	新産業の森周辺
(38)	用田周辺（松葉・中島周辺）
(39)	引地川親水公園
(40)	多摩大学周辺
(41)	寺田遊水池（*1）
(42)	下土相遊水池（*1）
(43)	横川流域・西俣野水田
(44)	横川流域・高倉水田
(45)	引地川流域・石川・大庭・稲荷水田
(46)	引地川流域・長後・下土相水田
(47)	小出川流域・打屋水田
(48)	長久保川流域・用田・宮原水田

地点番号	調査箇所
陸水01	横川河口
陸水02	奥田橋
陸水04	立石橋下流
陸水05	上俣野橋
陸水06	渡戸橋
陸水08	中町橋
陸水10	引地川河口
陸水11A	長久保緑地
陸水11B	富士見橋
陸水12	柏山橋
陸水13A	引地川親水公園（大庭橋上流）
陸水13B	引地川親水公園（天神橋上流）
陸水14	石川間田橋
陸水15	南渡橋
陸水16	長後橋
陸水20	石川丸山谷戸
陸水21	新道橋
陸水22	遠藤菅谷（健康の森）
陸水24A	久保田橋
陸水24B	市田橋下流
陸水25A	川名大池（新林公園）
陸水25B	川名清水谷戸
陸水26	大庭遊水地
陸水28	大庭裏門公園
陸水30	鶴沼池
陸水31	引地川流域・石川・大庭・稲荷水田

出典：第2回藤沢市自然環境実態調査 調査箇所、調査箇所リスト（陸域、陸水域）

2) 第2回藤沢市自然環境実態調査で確認された動植物の種数

第2回藤沢市自然環境実態調査では、植物 1,088 種、ほ乳類 13 種、鳥類 101 種、は虫類 17 種、両生類 9 種、昆虫類 473 種、魚類 53 種、魚類以外の水生生物 13 種を確認しました。植物、ほ乳類、は虫類、両生類は、外来種などの種数が確認種数の 27～41% と比較的高い割合で確認されました。

藤沢市の生きものの状況（第2回藤沢市自然環境実態調査）

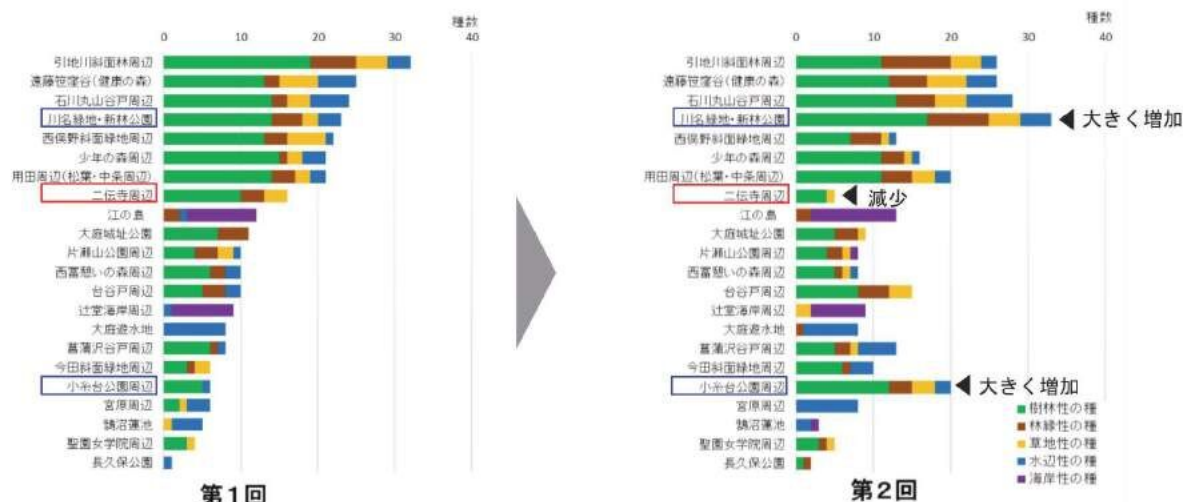
分類群	確認種数	在来種数	外来種などの種数	外来種などの割合
植物	1,088	798	290	27%
ほ乳類	13	9	4	31%
鳥類	101	98	3	3%
は虫類	17	10	7	41%
両生類	9	6	3	33%
昆虫類	473	462	11	2%
魚類	53	48	5	9%
魚類以外の水生生物	13	12	1	8%

3) 植物種の変化からみた緑地の状況

地域の自然や生態系の基盤となる植物について、これまでに 2 度実施した調査の結果を比較してみました。次のグラフは樹林、林縁、草地、水辺、海岸といった環境要素の指標となる種の確認種数を緑地ごとに示したものです。約 10 年の間に大きく増減した緑地や変化の少ない緑地が分かります。特に二伝寺（藤沢市渡内）周辺では樹林・林縁の指標種の減少が目立ちました。これは、土地の改変により緑地が分断されたことによる影響と考えられます。

一方で、川名緑地・新林公園や小糸台公園周辺では、樹林・林縁・草地の指標種の数が大きく増加しました。この要因として、それらの公園では、市民による緑地の手入れが継続的に行われており、そのような活動が生物多様性に関する第2の影響（自然に対する働きかけの縮小）などの回避につながり、緑地の質を高め、良好な状態を維持することに貢献したと考えられます。

※動物については第1回と第2回で調査方法や調査地点等が大きく異なるため、植物結果のみの比較としました。



2度の調査の結果比較（植物、指標種の確認種数）

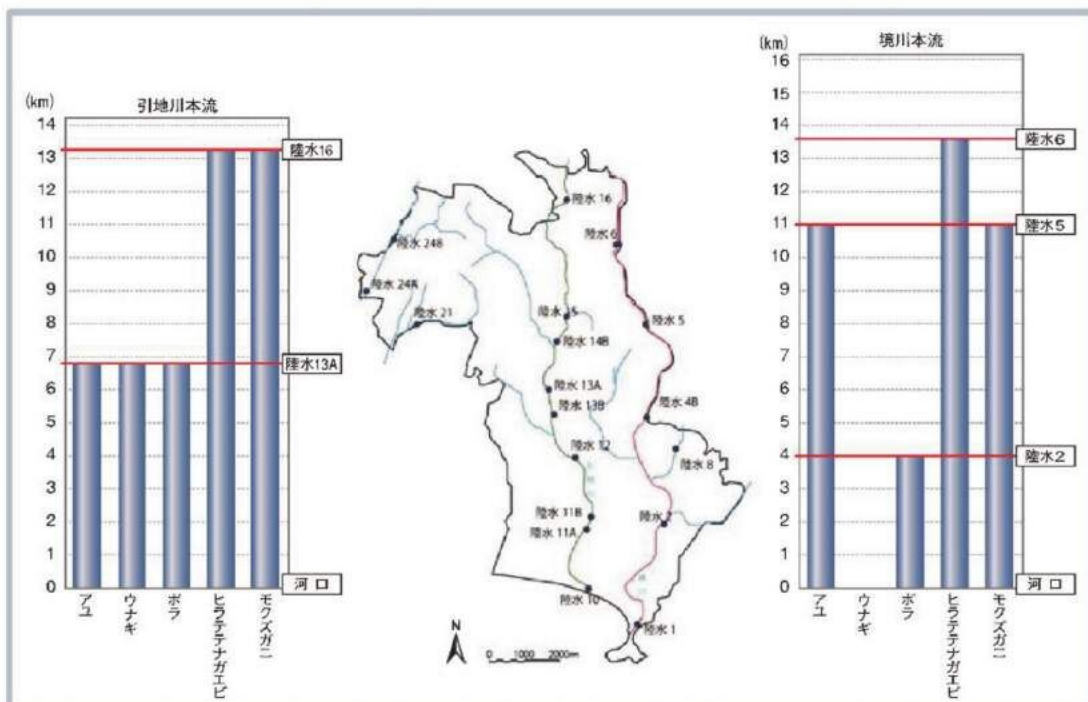
情報コーナー⑦：河川と海のつながり

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画では、河川や海を市域全体の生きもののつながりの軸として位置づけています。そこで、第2回藤沢市自然環境実態調査では、水域を対象とした調査が行われています。

アユ、ウナギ、ボラ、ヒラテナガエビ、モクズガニは、河川と海を往来して生活し、両方の環境を必要とする生きものです。これらの種が確認できる場所では、河川と海の連続性が保たれていることがわかります。もし、途中に行き来の障害となる堰や水質の問題があれば、これらの生きものを確認することができません。下の図は第2回藤沢市自然環境実態調査の陸水域の調査結果を示しています。

ヒラテナガエビとモクズガニは、今回調査を行った最上流までの区間（渡戸橋（調査箇所陸水6）及び長後橋（調査箇所陸水16））で確認され、ボラは、それより下流域で確認されました。

アユは、境川では上俣野橋（調査箇所陸水5）まで、引地川では引地川親水公園（大庭鷹匠橋下流）（調査箇所陸水13A）まで確認でき、ウナギは、引地川親水公園（大庭鷹匠橋下流）（調査箇所陸水13A）でのみ確認できました。



河川と海とを往来する生きもの及びその確認地点

4) 調査箇所の生態学的評価

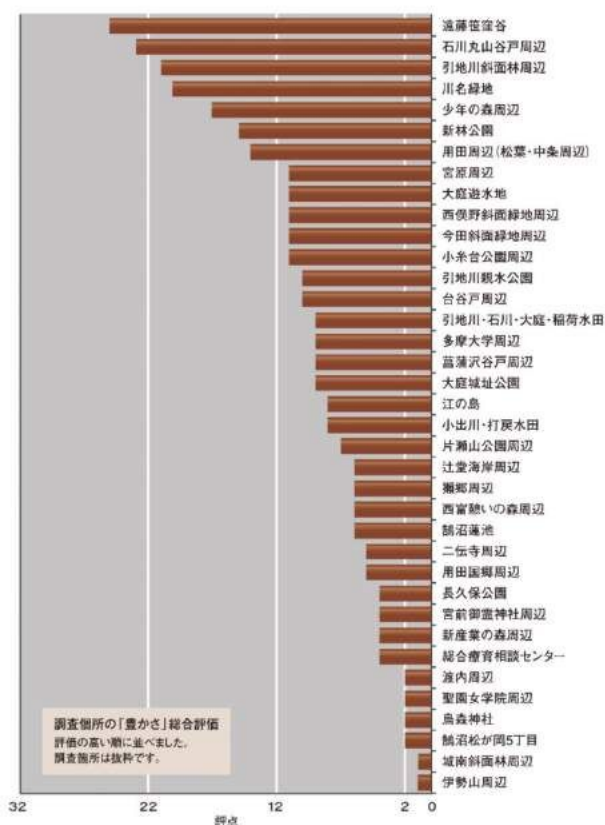
第2回藤沢市自然環境実態調査では、その結果を活用して各調査箇所を総合的に評価するため、生態学的評価の検討をしました。生態学的評価は「豊かさ」と「重要性」の2つの視点で行いました。併せて、「豊かさ」では評価できない固有性の視点からも行いました。

① 生態学的評価

◆「豊かさ」

樹林、草地、水辺などの環境要素をいくつも有する緑地では、その多様な環境を利用する多くの生きものが見られます。そこで、生きものの多様性を支える多様な環境が存在することを緑地の「豊かさ」ととらえ、全ての調査箇所において、環境要素の指標となる生きものの種数が多い箇所などを高く評価するといった点数化を行い「豊かさ」の評価を行いました。

下のグラフは評点の高い順に調査箇所を並べて示しています。三大谷戸をはじめ谷戸や斜面林を含む場所で評価が高く、特に水辺があることによって「豊かさ」が増すことがわかりました。



遠藤笹窪谷



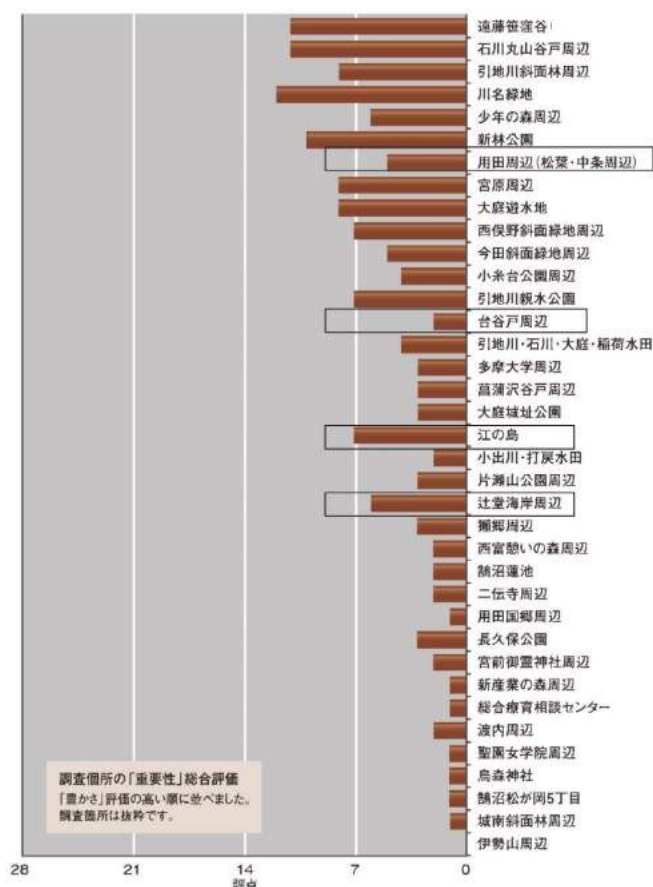
石川丸山谷戸と引地川斜面林周辺

「豊かさ」の評価結果
※上から評点の高い地点順に配列

◆「重要性」

希少な種や環境の影響を受けやすい種は、良好な環境が保たれている緑地でしか生きていくことができません。そのような種を「重要種」とし、これらの種が確認できることが藤沢市の自然にとってかけがえのない場所であることを示す「重要性」ととらえ、全ての調査箇所において、確認された重要種の種数を点数化し「重要性」の評価を行いました。

下のグラフは「豊かさ」の評価が高い順に調査箇所を並べた「重要性」の評価結果です。全体の傾向として、「豊かさ」が高評価な場所は、「重要性」でも比較的高評価となることがわかります。しかし、「豊かさ」で高評価であっても「重要性」では評価が低かった場所として、用田周辺（松葉・中条周辺）や台谷戸周辺などが挙げられますが、これらの場所では何らかの理由で良好な環境が損なわれていることが示唆されます。一方、含まれる生態系が単一であり、「豊かさ」の評価が高くない場所でありながら、環境が特殊であることから、そこでしか見ることでできない「重要種」がいることによって「重要性」が高い評価となった場所として江の島、辻堂海岸などが挙げられます。



川名緑地



新林公園

「重要性」の評価結果
※「豊かさ」の評価の高い地点順に配列

② 固有性の評価

海岸は環境要素が少ないために「豊かさ」で高く評価されることはありません。しかし、他にはない特殊な環境であるために、そこでしかみられない生きものが暮らす場所であり、そこが損なわれると代替地がありません。特殊な環境であることを、固有性を有する場所として、地史・地質・植生の視点から江の島と辻堂海岸周辺が抽出されました。

<江の島>

- 江の島は、藤沢市内では最も古い地層である葉山層群(約1,500万年前・新生代第三紀)を基盤としています。
- 島の南側の海食崖は、潮風を強く受けるため、海岸断崖地特有の風衝低木林や風衝草原が生育しています。
- 島内の常緑広葉樹林は、市内で最もまとまった群落です。
- 海岸風衝地や常緑広葉樹林には、伊豆半島以西や伊豆諸島の暖地性の植物が生育しています。

南側
磯と海食崖常緑
広葉樹林

<辻堂海岸周辺>

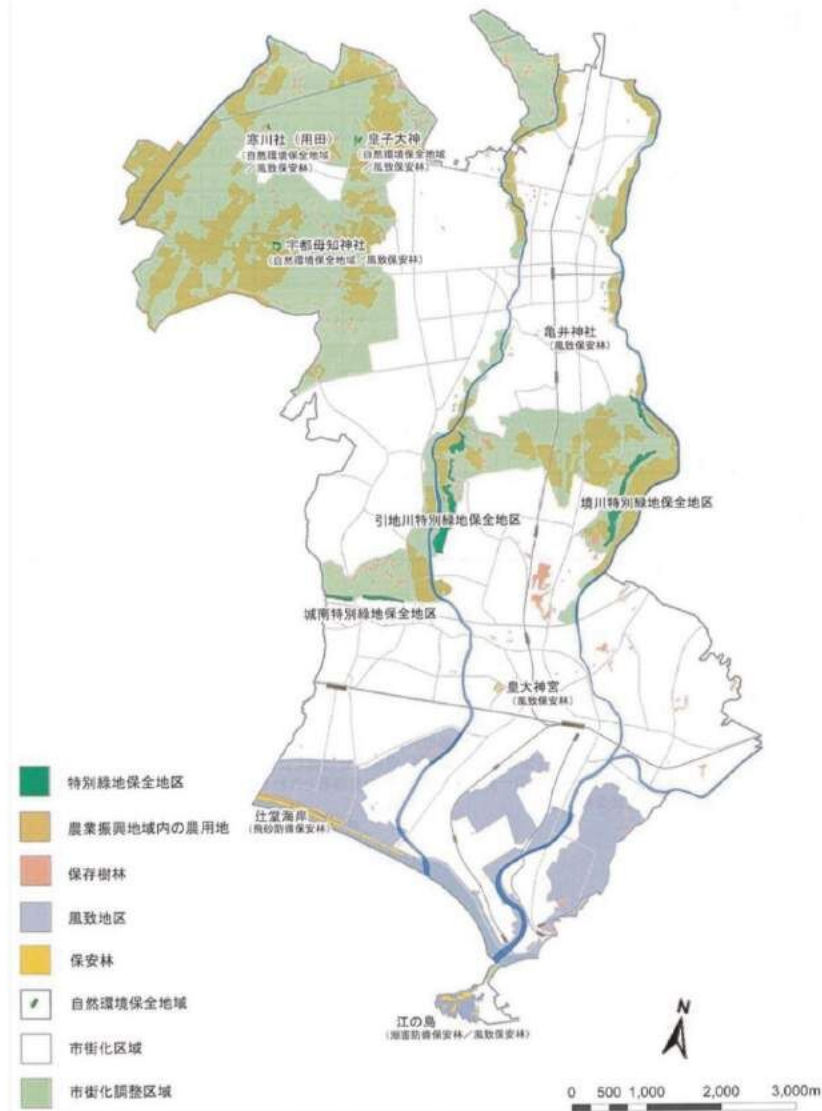
- 辻堂海岸周辺は、藤沢市南部の低地本来の特徴である砂丘が残る地域です。
- 砂丘の海側の最前部には、飛砂や潮風の影響を強く受け、その環境に適応した植物による特有な植生である砂浜植生²⁵が生育し、辻堂海岸には、コウボウムギ、ハマゴウなどの砂浜草原が見られ、相模湾に面した大磯付近から逗子市にかけての砂浜海岸に断続的に分布する砂浜植生の一部を成しています。
- 辻堂海岸は、波打際から砂防林までの距離が長く、砂浜植生の立地が幅広く存在しており、神奈川県下で最も規模の大きい砂浜植生がみられます。

砂浜
草原ハマ
ゴウ

²⁵ **砂浜植生**：海岸の砂浜は陸と海の境界に現れる独特な環境であり、砂浜に成立する植生を砂浜植生という。

情報コーナー⑧：制度によって緑地を守る ～地域制緑地²⁶の状況～

藤沢市は市域全体が都市計画区域となっていますが、そのうち藤沢市の北西部及び中央部などは「市街化調整区域」に指定されています。市街化調整区域とは市街化を抑制する区域のことで、原則として建築物を建築または増改築することはできません。この区域には境川及び引地川の周辺に特別緑地保全地区が分布するほか、自然環境保全地域や農業振興地域内の農用地が分布しています。これらの生物多様性の保全上重要な自然は、その範囲を地域制緑地に指定することで開発を回避し守られてきたともいえます。このように、都市域では制度によって大切な自然を守るということも、生物多様性の保全上重要な取組といえます。



藤沢市の地域制緑地の状況

²⁶ **地域制緑地**：一定の土地の区域に対して、法律などでその土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的として指定する緑地のこと。法に基づくものとして特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、農業振興地域内の農用地区域、保安林区域及び地域森林計画対象民有林などがある。また条例などに基づくものとして自然環境保全地域、樹林地の保存契約による緑地（保存樹林・保存樹木・保存生垣）、協定による工場の植栽地などがある。

5) 外来種の実態

第2回藤沢市自然環境実態調査では、第3章3(5)2)の「第2回藤沢市自然環境実態調査で確認された動植物の種類」で示すように植物、ほ乳類、は虫類、両生類は、外来種などが全体の27～41%と比較的高い割合で確認されました。

また、外来生物法で「特定外来生物²⁷⁾」に指定されている外来種の生息・生育状況も明らかになってきており、アライグマ、クリハラリス（台湾リス）、ウシガエル、オオクチバス、ブルーギルなどのほかに、カミツキガメや植物のオオキンケイギク、アゾラ・クリスタータなどの定着が確認されました。



◆藤沢市の実態に合わせた外来種対策

藤沢市ではこれまでにさまざまな外来種の対策を行ってきました。例えば特定外来生物であるアゾラ・クリスタータについては除去活動や指導、アライグマやクリハラリス（台湾リス）などによる生活被害²⁸⁾については、捕獲檻の無料貸出しによる防除を行っています。

しかし、藤沢市の生物多様性にとって大きな影響を及ぼす外来種は、かならずしも特定外来生物に指定された生きものだけではありません。例えば特定外来生物には指定されていないトキワツユクサ（生態系被害防止外来種²⁹⁾）は、もともと園芸植物ですが、逸出したものが自然性の高い樹林地の中まで入り込み生育地を広げ、在来種の生育に影響を与えていることからその防除が急務とされている植物の一つです。

外来種の対策は、費用対効果などの面から、すべての種に対して行うことはできません。藤沢市内における影響の程度を見極め、地域の実態に合わせた形で対策の優先順位を定め、実施することが大切です。

²⁷⁾特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）で指定されている。特定外来生物は、生きているものに限り、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。特定外来生物に指定されたものは、飼育、栽培、保管及び運搬をはじめ、輸入すること、野外へ放つこと、植えることや蒔くこと、販売は原則禁止。

²⁸⁾生活被害：アライグマによる生活被害としては、家屋の天井裏侵入、フン害、庭木や飼育魚の食害などが挙げられる。またクリハラリス（台湾リス）による生活被害としては、庭木被害、家屋の天井裏や戸袋などへの侵入のほか、木材・電線や電話線をかじるなどの物的被害などが挙げられる。

²⁹⁾生態系被害防止外来種：正式名称は「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種」。外来生物法による規制の対象外であるが、日本国内で生態系や人、農林水産業に悪い影響を及ぼす恐れのある生きもののこと。

6) 藤沢市内で拡大する生物多様性への4つの影響

2度にわたる藤沢市自然環境実態調査を実施したことにより明らかになった藤沢市の緑地などでおこっている「生物多様性への4つの影響」について、下表のとおり整理しました。

調査で確認された生物種や2度の調査に携わった調査員の知見から影響の拡大が続いていることが分かりました。

藤沢市内で拡大する「生物多様性への4つの影響」

4つの影響	具体的な要因	市内の事例
第1の影響 開発など人間活動による影響	●土地利用の変化による緑地の減少 ●前回調査地の分断(二伝寺・波内緑地) ●調査地の孤立化(南部の調査箇所等) ●開発による影響(西富緑地等)	二次草原・草地※1が増加 住宅地が増加 自然草原・草地※2が減少 畑地※3が減少 自然林※4・二次林※5が減少
第2の影響 自然に対する働きかけの縮小による影響	●樹林地における遷移の進行 ●湿地における遷移の進行 ●竹林の放置・拡大 ●耕作地の管理法の変化による影響	良好な環境を指標する動植物種の減少を確認 (例) 確認されなくなった指標種・重要種 ・遠藤笹窪谷:両生類2種、流水性トンボ1種 ・草地環境の減少:ジャノメチョウ確認地1箇所に減少等
第3の影響 人間により持ち込まれたものによる影響	●外来種の侵入・逸出とその増加	特定外来生物の定着 アライグマ、クリハリス(タイワンリス)、オオクチバス等のほか、カミツキガメ、オオキンケイギク、アゾラ・クリスタータ等の定着が確認された。
第4の影響 地球環境の変化による影響	●南方種の定着	南方種の定着と増加が確認された。 (ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモン、ムラサキツバメなど)

- ※1 二次草原・草地 樹林を伐採した跡地、耕作地の周辺、造成等によってできた空地など、人間によって作り出された環境にみられる草原・草地。藤沢市では、ススキ、アズマネザサなどの在来種による草原・草地のほか、セイタカアワダチソウ、オオバタササなどの外来種による草原・草地も見られる。
- ※2 自然草原・草地 海岸の風当たりの強い崖地や砂浜、河川の周辺や低湿地など、樹林が形成されにくい厳しい自然環境に形成される草原・草地。藤沢市では、江の島の海岸断崖地や、辻堂海岸の砂浜に見られる。
- ※3 畑地 窒素過多で定期的な耕起や除草等が管理が行われている畑周辺には、作物のほかにもメヒシバ、スベリヒユ、シロザなど小型の一年生草本植物が生育している。
- ※4 自然林 気候や地質・地形などの自然環境に応じて形成されるその土地本来の樹林。藤沢市の場合、スダジイ林、シラカシ林、タブ林などの常緑広葉樹林である。
- ※5 二次林 自然林を伐採した跡に形成された樹林であり、以前は薪炭林、農用林として利用され、管理の下で持続してきた樹林。藤沢市の場合、コナラ、クヌギ、ミズキなどの落葉広葉樹林である。

出典：藤沢市の自然環境 調査結果の概要 平成23年度～25年度 藤沢市自然環境実態調査 藤沢市

さらに、第2章4で示したとおり、4つの影響が拡大している背景には、その根底に生物多様性に対する認識不足があると考え、それを本戦略では「第0の影響」と位置づけることとしました。

「第0の影響」

4つの影響	具体的な要因	事例
第0の影響 4つの影響の根底にある認識不足	○生物多様性に対する認識不足	「生物多様性」に関する認知度 ・内閣府調査(平成26年度) 16.7% ※平成24年度より2.7%減少 ・神奈川県調査(平成28年度) 28.3%

(6) これから取り組むべき課題

本章で振り返った藤沢市の変遷と生物多様性の変化から、さまざまな課題が抽出されました。これらの課題を「第1の影響」～「第4の影響」そして「第0の影響」の視点から、「これから取り組むべき課題」として整理しました。

これから取り組むべき課題

第1の影響 ・生きものの生息・生育地の消滅や環境の変化 ・緑地の分割や分断・孤立化 ・緑地周辺の土地利用の変化 など	第2の影響 ・管理放棄に伴う樹林地の大木化、常緑樹林化、林床環境の変化 ・管理放棄に伴う湿地の乾燥化・陸地化 ・管理放棄に伴う竹林の荒廃と拡大 ・耕作地とその周辺の生態系の劣化 ・農林水産業者の高齢化、担い手不足 など
第3の影響 ・特定外来生物などの侵入・増加 ・外来種や園芸種の侵入・逸出・蔓延 など	第4の影響 ・南方種の出現・増加・定着 ・都市型災害などの増加 など
第0の影響 ・自然の仕組みの理解不足 ・自然体験の不足 ・身近な自然の認識不足 ・ペットや園芸植物の放逐や逸出による影響の認識不足 ・生態系を考慮した防災・減災の視点不足 ・インフラ整備における生態系への配慮不足 ・生態系サービスの認識不足 ・行政が有する既存資料の周知・提供・利活用不足 ・観光客への生物多様性情報の提供不足 など	

情報コーナー⑨：市民自治の風土の継承 ～市民活動団体によるさまざまな活動～

藤沢市の特徴の一つとして「市民自治の風土」があります。市民自ら地域づくりに参加する土壌があり、市民の市政への参加・市民自治の取組が30年以上にわたって進められています。ボランティアやNPOなどの団体も多く、さまざまな地域活動が盛んです。

藤沢市市民活動推進センター登録団体データベースに登録された活動分野別の団体数は下表に示すように300団体余りあり、「環境の保全」をメインの活動分野としている登録団体は32団体あります（2016年（平成28年）11月現在）。

市民活動推進センターデータベースへの登録団体数

活動分野	登録団体数	
	メイン ^{注1}	サブ ^{注2}
社会教育の推進	24	135
まちづくりの推進	38	78
観光の振興	1	20
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	0	5
学術・文化・芸術・スポーツの振興	119	91
環境の保全	32	75
子どもの健全育成	77	110
科学技術の振興	2	13
経済活動の活性化	4	35
活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	6	64
活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0	4
合計	303	630

注1：メインの活動分野として、該当活動分野を選択した団体の数

注2：サブの活動分野として、該当活動分野を選択した団体の数

なお、NPO法人については、藤沢市が所管する団体は197団体、神奈川県が所管する団体は12団体あります（2016年（平成28年）11月現在）。また、学術関係では、藤沢市は4つの大学を擁する学園都市であり、これまでもさまざまな形で市の施策に関わってきました。さらに、「藤沢市教育文化センター」では小中学校の教員の研修を行ったり、市内の自然環境を解説した小冊子を発行するなどの活動を行っています。

◆ふじさわこどもまちづくり会議

小学生を対象に、自分たちの生活する「まち」について考えるきっかけを提供するワークショップです。1988年（昭和63年）開始以来、毎年一回、藤沢市内の一地区を選定し、行われています。

参加者がまちの自然や歴史を実際に見聞きし、それをもとに理想のまちをみんなで考え、模型制作でまとめます。

市民ボランティアと市内外在学の大学生がスタッフとなって市民活動団体、行政などの枠を越えたコラボレーション事業として行われ、市内外から高い評価を受けています。



第4章 基本方針

これまで整理してきた藤沢市における生物多様性に関する現状と課題や取組などを踏まえ、本戦略の将来像と基本方針を以下のとおり定めました。

1. 将来像（目標）

生きものの恵みを感じるまち藤沢

藤沢市民の暮らしは、かつて、多様な生きものが生きる自然と今よりはるかに密接でした。農業を生業とした日々の暮らしは、身近な自然から恵みを^{なりわい}得て、自然と密接につながっていなければ成り立ちませんでした。

しかし、かつて密接で身近であった自然とのつながりは、都市化が進む中で物心両面から遠ざかり、自然からの恵みも恐れも日常的に感じるものが難しくなっています。

今日では、経済の発展やグローバル化に伴い、自然からの恵みは国内外の遠方からも手に入るようになり、また、インフラ整備などの進展により自然災害からの安全も確保できるようになってきました。

遠い外国から輸入されるものが手に届くまでの過程（サプライチェーン）は見えづらいものですが、日々の暮らしが遠い国の「自然の恵み（生物多様性を基盤とする生態系サービス）」に依存していることは、今でも私たちと自然とのつながりが決して途切れていないことを示していると言えるでしょう。

自然の恵み（生物多様性を基盤とする生態系サービス）や恐れを日常的に感じるものが難しくなっていますが、私たちと自然とのつながりは途切れていないことから、市内外の多様な生きものが生存する自然、生物多様性の意味や重要性を、今一度、感じられる藤沢市とするために、本戦略の将来像を「生きものの恵みを感じるまち藤沢」と決めました。

この将来像の実現に向け、小さくてもできることから取り組むことによって、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を目指します。

2. 基本方針

I. 生物多様性を守り、創ります。

藤沢市では、これまで「藤沢市緑の基本計画」などに基づき、生物多様性の保全の取組を進めてきましたが、経済と社会が持続可能であるためには、生物圏が有する自然資本がその必要条件であるといった SDGs（持続可能な開発目標）の考えを踏まえ、藤沢市の生物多様性の保全・創出につながるこれまでの取組を継続するとともに「第2の影響（自然に対する働きかけの縮小による影響）、第3の影響（人間により持ち込まれたものによる影響）」への対策を強化します。

II. 暮らしや活動のなかで生物多様性に取り組みます。

生物多様性に関する根本的な課題として、認知度が低いことや生物多様性に関する周知活動が不十分であることが挙げられます。そのため、生物多様性について自分のこととして考えにくく、積極的な行動へとつながっていない現状があります。今後は、私たちの暮らしが生物多様性の恵み（生態系サービス）によって成り立っていることへの理解を醸成し、ライフスタイルの改善を促すことで、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を図ります。

III. 産業経済活動のなかで生物多様性に取り組みます。

藤沢市の代表的な産業である「商工業（観光）」「農業・水産業」においては、これまで、環境に対して、市の既存計画や企業のCSR（企業の社会的責任）*活動あるいは事業活動として、それぞれ取り組んできましたが、生物多様性については十分浸透しておらず、さらなる事業活動における配慮が求められている状況です。今後は、各産業の状況に対応した施策や取組により、生物多様性に関する理解の醸成と浸透を図り、事業活動における生物多様性への配慮を促します。

IV. 生物多様性と子どもたちの関わりを増やします。

藤沢市では、以前から子どもを対象とした自然科学教育への取組が盛んに行われていました。また、藤沢市の自然環境は子どもたちを通して将来に受け継がれていくものでもあります。そこで本戦略では、子どもたちをターゲットにあらゆる角度から生物多様性への理解を深めることを進めます。特に「啓発」活動の対象を「子ども」たちとし、自然に親しみ、生物多様性の大切さを理解してもらえるような施策を、家庭・地域・学校とともに展開していきます。

第5章 施策

1. 施策体系



第4章で掲げた将来像(目標)を達成するため同章で定めた「4つの基本方針」に沿って「12の施策の方向性」とそれらに基づく「13の施策」を定めました。さらに、第2章5で本戦略策定の「ねらい」として「啓発」と「協働」によって進めることとしたことから、全ての施策の方向性に「普及啓発」と「協働」を共通する考えとして示し、生物多様性に配慮したまちづくりの実現に向けて43万市民で取り組むものとしします。

※71～72ページの施策体系図参照

(1) 基本方針と施策の方向性

1) 基本方針Ⅰ：生物多様性を守り、創ります。

施策の方向性1：緑地・水辺環境の保全・再生・創出

これまでの2度にわたる「藤沢市自然環境実態調査」の実施により、藤沢市における自然環境の客観的な評価とその実態の明確化などが図られましたが、今後も、本調査の継続的な実施により、本市の生物多様性の保全状況をモニタリングし、必要に応じて対策を講じることが必要です。

また、生物多様性の重要性の観点から、緑地に限らずその周辺の良好な環境を構成する水田などの水辺空間を保全するとともに、「藤沢市都市マスタープラン」に基づき、湘南海岸と引地川、境川を中心とした水と緑の軸線と拠点の整備などに取り組むことで、多様な生きものが生息・生育する空間としての緑地・水辺環境の質の向上を図ります。

施策の方向性2：保全活動の持続と発展

これまで、大学や市民、青年会議所、自治会、企業、NPO法人など多様な主体の協働により実施してきた保全事業は、「引地川の清掃活動」、「三大谷戸の竹林拡大防止作業」、「ホタル保全活動」など多数ありますが、団体間の交流不足、地域への周知不足に伴う地域住民の保全活動への理解不足、団体構成員の高齢化、固定化などが課題となっています。

そこで、情報交換や交流の場の設置や、保全活動へ、より多くの参加を促す講座のありかたの検討などを通じて、多様な主体との協働の仕組みを継続・発展させます。



施策の方向性3：生物多様性に配慮した都市づくり

これまでも、遊水地の整備や多自然型護岸の整備など、生きものに配慮したインフラ整備事業を実施してきましたが、今後の整備事業においては、生物多様性へのさらなる配慮が課題となります。そこで、課題への対応策の一つとして、グリーンインフラの取組を推進するとともに、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の考え方の浸透を図り、人と自然環境とのより良い関係の構築を図ります。

施策の方向性4：侵略的な外来生物の防除と管理

藤沢市では、有害鳥獣の捕獲や侵略的な外来生物の除去作業などを実施していますが、対策を取るべき外来種の種類、防除方策、役割分担が定まっていないことが課題となっています。また、ペットの遺棄なども課題の一つです。そこで、市内の在来種や緑地・水辺環境に負荷を与える侵略的な外来生物の防除と管理方針の作成などに取り組めます。

2) 基本方針Ⅱ：暮らしや活動のなかで生物多様性に取り組みます。**施策の方向性5：43万市民への情報発信**

生物多様性に関する根本的な課題として、認知度が低いことや生物多様性に関する周知活動が不十分なことが挙げられます。そこで、シンポジウム開催やパンフレットの配布、アンケートの実施などとともに、本戦略の趣旨や市民活動団体・企業など多様な主体の活動情報を発信し、43万市民に対して生物多様性への理解と浸透を図ります。

施策の方向性6：拠点機能の構築

藤沢市では、多くの活動団体によるさまざまな自然環境保全の取組が行われていますが、個々の活動に横のつながりがなく波及効果が低い、あるいは生きものの情報などが分散保管されていて利用しにくいなどの課題があります。そこで、これらの課題解決に資する拠点機能の構築を図ります。拠点機能を整備することで市民や企業などの生物多様性に関する自発的な行動や取組の促進、生物多様性の保全に加え持続可能な利用のための取組の早期発現につなげていきます。

施策の方向性7：ライフスタイルの改善

生物多様性については、自分のこととして考えにくく、積極的な行動へつながっていないという課題があります。そこで、誰もが気軽にできる生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する取組事例を示すことで、ライフスタイルの改善を促進します。

3) 基本方針Ⅲ：産業経済活動のなかで生物多様性に取り組めます。

施策の方向性8：農業・水産業における取組の共有

農業・水産業における生物多様性の保全に関する取組については、農業関連計画において位置づけています。さらなる農業・水産業に対する市民の理解を深める取組を進めます。

施策の方向性9：商工業における取組の理解と浸透

これまでに市内の一部の企業ではCSR（企業の社会的責任）活動を通じた緑の保全活動などを実施していますが、サプライチェーンの全てにおいて、生物多様性に対する適切な配慮がなされるように事業展開をする必要性の理解と浸透が不足していると考えられます。そこで、研修会などを実施するとともに、環境省「生物多様性民間参画ガイドライン 第2版」に即した企業の事業活動を促進します。

施策の方向性10：観光業における取組の拡大

藤沢市は、以前から江の島や湘南海岸を中心とした観光産業が盛んであり、観光客も増傾向にあります。藤沢市の観光は生態系サービスの一つである文化的サービスなどに支えられていることを理解し、生態系サービスに依拠した多様な魅力を発見する観光のあり方を検討します。

4) 基本方針Ⅳ：生物多様性と子どもたちの関わりを増やします。

施策の方向性11：子どもたちを中心とした生物多様性を学ぶ場の充実

藤沢市の子どもたちと地域の自然との関わりについては、海や川での自然との親しみが多くある一方で、山や森林（里山環境）での自然体験が少ない、という現状があるため、里山環境を活かした多様な自然との親しみの場・機会をつくり、増やしていく必要があります。

そこで、山・森・林（里山環境）など身近な自然を日常的に体験できる場や機会の創出を図ります。また、学校が進める生物多様性に関する取組の支援や表彰制度の検討を通じて、子どもたちが生物多様性を身近に感じ、より深く関わるような仕組みづくりを行います。

施策の方向性12：守り・伝える人の発掘・充実

生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するためには、多様な主体が生物多様性を守り、未来に伝える担い手を発掘し、その知識や経験を活用しながら生物多様性の恵みを将来にわたって引き継ぐ必要があります。そこで、観察会やイベントなどを通じて、生物多様性に関わる人材を発掘します。さらに、担い手が培った知識や経験を広く活かし、また、スキルアップできるように、多様な主体間の交流を通じて、「守り・伝える人」の充実化を図ります。

（２） 施策

「12の施策の方向性」に基づき、次の「13の施策」を定めました。

- ① 藤沢市自然環境実態調査の継続的な実施
- ② 緑の確保と緑地・水辺環境の質の向上
- ③ 生物多様性の保全活動に関するマルチパートナーシップの推進
- ④ 生物多様性に配慮したインフラ整備の推進
- ⑤ 侵略的な外来生物の防除と管理方針の作成
- ⑥ 生物多様性に関する情報発信
- ⑦ 生物多様性に関する拠点機能の構築
- ⑧ 43万市民が少しずつ楽に取り組むことができる事例の提示
- ⑨ 都市農業・水産業の取組を市民が共有・支援する仕組みづくり
- ⑩ 生物多様性に配慮した事業活動の推進
- ⑪ 生物多様性を基盤とした観光魅力の発掘
- ⑫ 生物多様性を学ぶ場と機会の創造
- ⑬ 地域の生物多様性を「守り・伝える人」の発掘・充実



（３） 主な取組（事業）

「13の施策」の「主な取組（事業）」を提示しました（72ページ）。各取組は、藤沢市だけではなく、市民や事業者など多様な主体が協働・連携し、役割を分担して進めていく必要があります。



（４） 重点プログラム

前項「（３）主な取組（事業）」の実現に向けて、各取組全てと密接に関連し、各取組を最小の経費、労力で、成果を最大限発揮できる取組を、重点プログラムとして位置づけます。

重点プログラムは、本戦略の将来像の早期発現に向け、必要不可欠な取組として先行的に進めます。

◆藤沢市ビオトープネットワーク基本計画の戦略への統合について

自然共生や生物多様性の課題に取り組む計画として、藤沢市には「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」がありましたが、この計画の目的などは本戦略の目的などに極めて近いことから、この計画は本戦略に統合することとしました。

統合するにあたり、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」で掲げた施策内容を精査し、以下に示すような施策内容として再整理を行い、藤沢市生物多様性地域戦略に統合することとしました。

＜「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」の施策内容から本戦略の各施策への統合対応表＞

「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」から戦略へ統合する施策内容	「藤沢市生物多様性地域戦略」の施策
継続的な生物調査及び解析の実施	①藤沢市自然環境実態調査の継続的な実施
藤沢市生物多様性地域戦略に基づく具体的計画の立案	②緑の確保と緑地・水辺環境の質の向上
生物多様性の保全・再生・創出の推進	③生物多様性の保全活動に関するマルチパートナーシップの推進
生物多様性の保全・再生・創出の仕組みづくり	④生物多様性に配慮したインフラ整備の推進 ⑤侵略的な外来生物の防除と管理方針の作成
生物多様性に配慮したインフラ整備	⑥生物多様性に関する情報発信 ⑦生物多様性に関する拠点機能の構築
情報の集約・発信とそれらを支えるシステムの構築	⑧43万市民が少しずつ楽に取り組むことができる事例の提示 ⑨都市農業・水産業の取組を市民が共有・支援する仕組みづくり
農業や農業関連施設整備における生物多様性への配慮	⑩生物多様性に配慮した事業活動の推進
生物多様性に関するインセンティブの検討	⑪生物多様性を基盤とした観光魅力の発掘
生物多様性に関する生涯学習の推進	⑫生物多様性を学ぶ場と機会の創造
生物多様性を学ぶ場の整備	⑬地域の生物多様性を「守り・伝える人」の発掘・充実

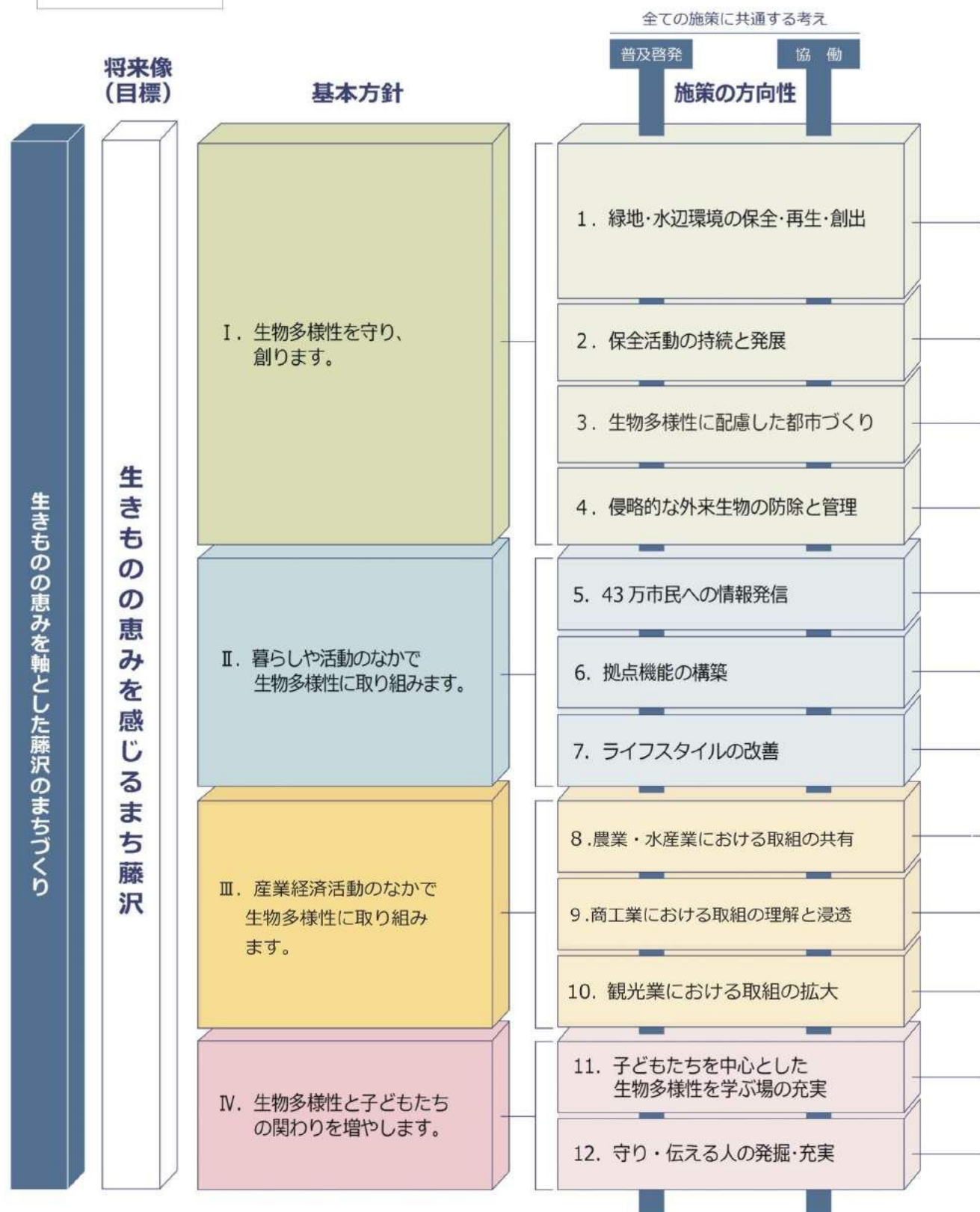
※精査と再整理の詳細は資料編「8. 藤沢市ビオトープネットワーク基本計画から統合する施策内容」を参照

後述の「2. 施策の展開」では、本戦略で示す施策が「愛知目標」及び「SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標」のどの目標の達成に寄与するかを、以下のアイコンを用いて施策ごとに示しています。

愛知目標			
◆戦略目標A：根本的な要因への取組			
目標1  普及啓発 みんなが、生物多様性は大切なんだと知ろう。その気持ちをもって、行動しよう。	目標2  各種計画への取り組み 国や地方は、生物多様性を大切にする計画を立てよう。	目標3  補助金・奨励措置 生物多様性に悪い制度はやめよう。やめさせよう。いい制度をすすめよう。	目標4  生産と消費 環境に無理をさせず続けられる生産と消費を行おう。
◆戦略目標B：直接的な要因への取組			
目標5  生息地の破壊 森など、生き物が暮らす場所が失われるスピードを半分まで抑えよう。ゼロを目指そう。	目標6  過剰漁獲 魚や貝など水産資源は、これからも無理なく続けられるように漁獲しよう。	目標7  農業・林業・畜産業 農業・養殖業・林業が行われる地域を、長く無理なく活動できるよう管理しよう。	目標8  化学汚染 化学物質・肥料・農薬は、生物多様性に有害でない範囲まで抑えよう。
目標9  外来種 環境に害をあたえる外来種が増えるのを防ごう。入ってこないようにしよう。	目標10  脆弱な生態系の保護 サンゴ礁など、環境の変化に特に弱い生態系を守ろう。		
◆戦略目標C：生物多様性の状態の維持・改善			
目標11  保護地域 陸地の17%、海の10%は、なにがあっても守る場所に決めよう。	目標12  種の保全 絶滅危惧種を絶滅から防ぎ、ふつうの種に戻していこう。	目標13  遺伝的多様性 一つの種のなかでも、多様さを大事にしよう。	
◆戦略目標D：自然の恵みの強化			
目標14  生態系サービス 生態系を守り、自然の恵みが子どもや貧しい人々にも届くようにしよう。	目標15  復元と気候変動対策 傷ついた生態系を、15%以上回復させよう。それによって気候変動や、砂漠化の問題に貢献しよう。	目標16  ABS 生物多様性から得られる利益は、国や地域を超えて公正に分配しよう。	
◆戦略目標E：実施の強化			
目標17  効果的・参加型戦略 みんなで参加しながら作戦を立て、みんなで実現しよう。	目標18  伝統的知識 生き物や自然にまつわる伝統的な知識を大切にしよう。	目標19  知識・技術の向上と普及 生物多様性に役立つ知識や技術を豊かにしていこう。	目標20  人材・資金 活動を支えるために大切な人材と資金を、協力を集め増やしていこう。

SDGsの17の目標			
目標1  あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	目標2  飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	目標3  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	目標4  すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5  ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	目標6  すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	目標7  すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	目標8  すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産の完全雇用およびディーセント・ワークを推進する
目標9  レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	目標10  国内および国際間の不平等を是正する	目標11  都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	目標12  持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標13  気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	目標14  海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	目標15  陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	
目標16  持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	目標17  持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

施策体系図



施 策

主な取組（事業）

① 藤沢市自然環境実態調査の継続的な実施

- 定期的・継続的な藤沢市自然環境実態調査の実施
- 多様な主体の参加と人材育成

② 緑の確保と緑地・水辺環境の質の向上

- ビオトープネットワークの形成
- 緑地内の水辺環境保全
- 緑の保全制度の活用による緑地空間の確保
- 「藤沢市都市マスタープラン」に基づく各種取組の推進

③ 生物多様性の保全活動に関するマルチパートナーシップの推進

- 多様な主体による情報交換の場の設置
- 保全活動に対する地域の理解と協働の促進
- 人材育成講座の充実
- 多様な主体による生物多様性に貢献の高い活動促進と支援

④ 生物多様性に配慮したインフラ整備の推進

- グリーンインフラの取組推進
- Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の考え方の浸透
- 「藤沢市都市農業振興基本計画」に基づく水田の保全の推進
- 「藤沢市都市マスタープラン」に基づく各種取組の推進

⑤ 侵略的な外来生物の防除と管理方針の作成

- アライグマなどの捕獲の継続
- 侵略的な外来生物に関する管理方針の作成
- 外来生物に関する正しい知識の普及啓発

⑥ 生物多様性に関する情報発信

- シンポジウムの開催、パンフレットの配布、アンケートの実施による市民への情報発信と生物多様性に関する認知度の向上

⑦ 生物多様性に関する拠点機能の構築

- 生物多様性に関する拠点機能の構築

【重点プログラム】
(仮称) 生物多様性センター
機能の構築による連携、つながりの創出

⑧ 43 万市民が少しずつ楽に取り組むことができる事例の提示

- 市民一人ひとりができる行動を示した事例集の作成

⑨ 都市農業・水産業の取組を市民が共有・支援する仕組みづくり

- 藤沢市の農業・水産業に係る取組を市民が共有し支える仕組みの構築
- 農地の多面的機能の理解促進

⑩ 生物多様性に配慮した事業活動の推進

- 環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」などに即した事業活動の推進
- 生物多様性に関する CSR 活動の拡大
- 商工会議所・企業等環境緑化推進協議会などと連携した研修会などの実施

⑪ 生物多様性を基盤とした観光魅力の発掘

- 多様な主体による新たな観光魅力づくり
- 地域産品振興、地産多消の促進
- 外国人観光客の受け入れ体制整備

⑫ 生物多様性を学ぶ場と機会の創造

- 子どもたちが日常的に遊べる山・森・林(里山環境)の創出
- ボランティア活動拠点の拡充とイベント開催や情報の発信
- 企業緑地などの活用検討
- 小中学生向けの生物多様性表彰制度の検討

⑬ 地域の生物多様性を「守り・伝える人」の発掘・充実

- 生物多様性に関わる人材の発掘・充実
- 主体間交流による「守り・伝える人」の発掘・スキルアップ
- アンケートなどの実施とフィードバックによる「守り・伝える人」の充実

2. 施策の展開

ここでは、施策ごとに「趣旨」、「施策をとりまく現状と課題」、具体的な「取組内容」を示しました。また、取組を進めるうえで関連する主体とその役割を整理しています。



基本方針Ⅰ：生物多様性を守り、創ります。

施策の方向性 1. 緑地・水辺環境の保全・再生・創出

施策①：藤沢市自然環境実態調査の継続的な実施

◆趣旨

藤沢市における生物多様性保全の状況をモニタリングし、必要に応じて対策を講じることができるよう、「藤沢市自然環境実態調査」を定期的・継続的に実施します。調査及び解析は、前回までの調査を通じて構築した協働の仕組みを活かし、これまでと同様に市民や大学などの研究機関、市民活動団体との協働により行います。

◆施策をとりまく現状と課題

- これまでの2回の調査を通じて、地域の生物多様性の現状と経年変化を把握し、客観的評価をもとに生物多様性の実態の明確化が図られたとともに、多様な主体による協働の仕組みを構築することができました。
- 今後、調査に関わる人材を育成し、継続した調査が実施できる体制を構築することが課題です。

◆取組内容

- 藤沢市自然環境実態調査を、おおむね10年毎にマルチパートナーシップにより定期的・継続的に実施します。
- 多様な主体が調査に参加するとともに調査に参加する人材の育成を行います。

◆関連する主体と役割

関連する主体	役 割
市民	調査への参加
事業者	調査・評価への参加
大学などの研究機関	調査・評価・解析への参加
市民活動団体	調査・評価への参加
藤沢市	調査の実施



基本方針Ⅰ：生物多様性を守り、創ります。

施策②：緑の確保と緑地・水辺環境の質の向上

◆趣旨

生物多様性の重要性の観点から、緑地に限らずその周辺の良い環境を構成する水田などの水辺空間を保全するとともに、多様な生きものが生息・生育する空間の確保に努めます。

◆施策をとりまく現状と課題

- これまで、市内の緑の確保と緑地・水辺環境の質の向上については、「藤沢市緑の基本計画」「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を中心に進めており、一定の成果をあげています。
- 今後は、生物多様性の観点を、より意識した取組を進める必要があります。

◆取組内容

- ビオトープネットワークの形成を図ります。
- 緑地内の水辺環境の保全を促進します。
- 緑の保全制度の活用により緑地空間を確保します。
- 「藤沢市都市マスタープラン」に基づく次の取組を推進・促進します。
 - 〈自然空間の保全と再生〉に関する取組例
 - ・湘南海岸と引地川、境川を中心とした水と緑の軸線と拠点の整備－都市計画緑地（引地川・境川）の整備
 - ・藤沢市風致地区条例による規制・誘導の実施
 - ・農地の自然的空間・交流空間としての保全・活用－農地活用の支援
 - ・湘南海岸の保全－養浜事業との情報共有・調整
 - ・河川の親水性確保と河岸部の自然回復－親水性を考慮した川づくりや引地川大庭鷹匠橋上流部の整備検討
 - ・下水道整備などによる河川と海の水質保全－污水处理施設整備や公共用水域の水質調査
 - 〈循環型社会の形成や低炭素型の都市整備の推進〉に関する取組例
 - ・湘南の風が通る都市づくり－大規模土地利用転換の際の地区計画などの推進

◆関連する主体と役割

関連する主体	役 割
市民	取組内容への理解
事業者	取組内容への理解
大学などの研究機関	取組への助言、協力
市民活動団体	保全・再生・活用活動への参加
藤沢市	取組の推進



基本方針Ⅰ：生物多様性を守り、創ります。

施策の方向性 2. 保全活動の持続と発展

施策③：生物多様性の保全活動に関するマルチパートナーシップの推進

◆趣旨

生物多様性の保全に関わる活動を推進するため、市民をはじめとするさまざまな個人・団体が協働・連携するマルチパートナーシップにより、これまで進めてきた協働の仕組みを継続・発展させます。

◆施策をとりまく現状と課題

- 多様な主体との協働で実施してきた事業
 - ・ 藤沢市自然環境実態調査（全2回）：大学、市民、藤沢市などとの協働
 - ・ ビオトープ管理者養成講座：大学と藤沢市との協働
 - ・ 引地川の清掃活動：青年会議所、自治会、企業、藤沢市などとの協働
 - ・ 市内22緑地における保全活動や里山ボランティアリーダー養成講座の開催など：NPO法人と藤沢市との協働
 - ・ 三大谷戸の竹林拡大防止作業やホタル保全活動：NPO法人などと藤沢市との協働
 - ・ 緑の保全・緑化推進活動：「藤沢市みどりいっぱい市民の会」や「藤沢市企業等環境緑化推進協議会」、藤沢市などとの協働
- 団体間の交流不足、地域への周知不足に伴う地域住民の保全活動への理解不足、団体構成員の高齢化、固定化などが課題となっています。

◆取組内容

- 多様な主体によるマルチパートナーシップを構築するため、情報交換する場を設けます。
- 保全活動に対する地域の理解と協働を促進します。
- 人材育成に向けた講座を充実します。
- より多くの参加を促す講座のあり方を検討します。
- 企業や市民活動団体などによる生物多様性保全に貢献の高い活動の促進と支援を行います。

◆関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	活動への理解と協力・参加
事業者	CSR（企業の社会的責任）活動の推進
大学などの研究機関	活動への助言・協力・参加
市民活動団体	活動の推進
藤沢市	活動の促進・支援



基本方針Ⅰ：生物多様性を守り、創ります。

施策の方向性 3. 生物多様性に配慮した都市づくり

施策④：生物多様性に配慮したインフラ整備の推進

◆趣旨

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を活用し持続可能な地域づくりなどを進めることをいいます。（参考：国土交通省ホームページ）（例：遊水地の上部をビオトープとしてボランティアなどによって保全を行うなど）。このようなグリーンインフラの取組を推進するとともに、グリーンインフラの概念をあらゆる主体に広め、人と自然環境のより良い関係の構築につとめます。

◆施策をとりまく現状と課題

- これまでに、生きものに配慮した「河川沿いの遊水地の整備」、「引地川親水公園における多自然型護岸の整備」などを実施するとともに、それらを生きものの生息・生育地として市民活動団体などの保全活動の場として活用してきました。
- 海浜の植生（砂浜植生や保安林等）はグリーンインフラとしての機能を有していますが、踏み荒らしなどの人為的かく乱の危険が潜在しています。
- 河川、道路などの都市インフラ施設の整備にあたっては、生物多様性に配慮した整備が欠かせない時代となっています。
- 今後はさらに、グリーンインフラの考え方を広め、積極的に活用していくことが必要です。

◆取組内容

- あらゆる主体によるグリーンインフラの取組（整備・普及啓発・保全と持続可能な利用に向けた合意形成など）を推進します。
- グリーンインフラを構築する手法の一つである Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の考え方を広めます。
- 「藤沢市都市農業振興基本計画」に基づき水田の保全（生物多様性の保全）を推進します。
- 「藤沢市都市マスタープラン」に基づく次の取組を推進・促進します。

- (例) ・市街地における緑の回廊づくり－街路樹の適正な維持管理
- ・遊水地や河道などの河川整備の促進－「かながわの川づくり計画（神奈川県）」に基づく河川整備（下土棚遊水地や引地川護岸整備事業）の促進、区画整理事業における遊水地の整備及び下土棚遊水地の上部利用の検討
 - ・雨水貯留浸透施設の設置促進や雨水の流出を抑制する土地利用誘導促進など、水害に強い流域づくりの推進－民間の事業における雨水貯留浸透施設の設置を促進
 - ・準用河川や水路などの維持・改修による治水対策の推進－準用河川や水路などの改修工事や小規模改善時において、可能な限り生物多様性に配慮した（多自然型）整備の実施

◆関連する主体と役割

関連する主体	役 割
市民	グリーンインフラへの理解、取組への参加
事業者	グリーンインフラへの理解と取組の導入
大学などの研究機関	グリーンインフラへの取組への助言・協力・参加
市民活動団体	グリーンインフラへの理解と活用
藤沢市	グリーンインフラの整備推進と普及啓発



基本方針Ⅰ：生物多様性を守り、創ります。

施策の方向性 4. 侵略的な外来生物の防除と管理

施策⑤：侵略的な外来生物の防除と管理方針の作成

◆趣旨

市内の在来種や緑地・水辺環境、人の生活や産業経済活動に大きな負荷を与える生きものを、侵略的な外来生物として、防除と管理方針の作成などを行ない、対策を講じます。

◆施策をとりまく現状と課題

- 藤沢市では、特定外来生物であるアライグマなどの捕獲を実施しています。
- これまで、侵略的な外来生物としてトキワツユクサ、ツルニチニチソウ、ヒメヒオウギズイセン、カミツキガメについて、NPO 法人などが除去を試行しています。
- 対策を取るべき外来生物の種類、防除方策、役割分担が定まっていないという課題があります。
- ペットの遺棄などが外来生物の分布拡大の一因となっています。
- 藤沢市においては、特定外来生物であっても侵略的でない生きものがいる一方で、特定外来生物でなくても侵略的な外来生物が存在することから、地域の実情に適した効率的な対策を講ずることが必要です。

◆取組内容

- アライグマなどの捕獲を継続します。
- 侵略的な外来生物に関する管理方針を作成したうえで、対策を進めます。
- ホームページや各種広報、小冊子などにより、外来生物に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

◆関連する主体と役割

関連する主体	役 割
市民	外来生物への正しい理解・ペットの責任ある管理の推進
事業者	外来生物の防除活動への協力
大学などの研究機関	外来生物の調査・解析
市民活動団体	外来生物の防除活動への参加
藤沢市	外来生物に関する普及啓発、管理方針の作成



基本方針Ⅱ：暮らしや活動のなかで生物多様性に取り組みます。

施策の方向性 5．43 万市民への情報発信

施策⑥：生物多様性に関する情報発信

◆趣旨

生物多様性の普及啓発や生物多様性に関わる取組を実施するにあたっては、生物多様性に関わる情報に市民の誰もが容易にアクセスできることが重要です。このことから、藤沢市生物多様性地域戦略の趣旨や市民活動団体・企業などの活動情報などをさまざまな手段を用いて発信していきます。

◆施策をとりまく現状と課題

- 現在、市が行っている生物多様性に関する周知活動としては、長久保公園都市緑化植物園運営事業をはじめ緑を中心とした情報の発信にとどまっています。
- 外来生物に関する普及啓発はホームページなどにより行っていますが、生きもの全体、生物多様性に関する発信は不十分な状況です。
- 生物多様性の認知度は、内閣府の調査で 16.7%（平成 26 年度）と低く、さまざまな手段による認知度の向上が急務な状況です。

◆取組内容

- シンポジウムの開催、パンフレットの配布、アンケートの実施などにより、市民へ情報を発信し、生物多様性に対する認知度の向上を図ります。

◆関連する主体と役割

関連する主体	役 割
市民	生物多様性への理解
事業者	生物多様性への理解、CSR（企業の社会的責任）活動の発信
大学などの研究機関	生物多様性への研究活動の発信
市民活動団体	生物多様性への活動の発信
藤沢市	生物多様性に関する情報の整理・発信



基本方針Ⅱ：暮らしや活動のなかで生物多様性に取り組みます。

施策の方向性 6．拠点機能の構築

施策⑦：生物多様性に関する拠点機能の構築

◆趣旨

生物多様性に関する普及啓発やマルチパートナーシップの拡充を推進するため、生物多様性に関する拠点機能の構築を図ります。

機能構築により、これまで個別に行ってきた生物多様性に関する「情報の集約・発信」や「企業や市民活動団体などの交流支援」「調査研究」などの機能を一元化することで、これらの機能が有機的につながり、市民や企業などの生物多様性に関する自発的な行動や取組が促進されます。

◆施策をとりまく現状と課題

- 藤沢市には多くの活動団体があり、これまで個々にさまざまな取組が実施されてきましたが、それぞれの活動につながりがなく、その成果の波及と相乗効果が不足している状況にあります。
- 個々の主体が有する情報が、集約できておらず、必要な情報に容易にアクセスできないことが課題です。

◆取組内容

- 自然科学分野における博物館的機能も有し、市民などのニーズや課題を解決できる生物多様性に関する拠点機能を構築します。

◆関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	拠点機能の利活用、情報提供
事業者	拠点機能の利活用、情報提供
大学などの研究機関	調査・研究、専門家派遣などの協力
市民活動団体	拠点機能の利活用、情報提供
藤沢市	拠点機能の構築



基本方針Ⅱ：暮らしや活動のなかで生物多様性に取り組めます。

施策の方向性 7. ライフスタイルの改善

施策⑧：43 万市民が少しずつ楽に取り組むことができる事例の提示

◆趣旨

限られた 1000 人で 10 個のことに実践するより、43 万人が一人おの 1 個のことに実践する方が、一人の負担は小さいながらも大きな効果を生み出すことができることから、43 万市民の誰もが、少しずつ楽に取り組むことができる事例の提示を行い、ライフスタイルの改善を促すことで、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を図ります。

◆施策をとりまく現状と課題

- 生物多様性に対する認知度が低く、積極的に活動を行っている市民などもごく一部に限られていることから、市民一人ひとりが自分のこととして十分考え、行動することができていないと考えられます。
- 行動へのハードルが高い状況にあると考えられます。
- 改善につながる取組内容がわかりにくいと考えられます。

◆取組内容

- 私たちの暮らしが森・里・川・海などの多様な生態系に支えられて成り立っていることをわかりやすく伝え、自分の行動を振り返り考えてもらうため、一人ひとりの市民ができる行動を提示した事例集を作成します。

(例) 松本市で進める 30・10 運動³⁰

◆関連する主体と役割

関連する主体	役 割
市民	事例集の実践
事業者	取組への理解・推進
大学などの研究機関	取組への助言
市民活動団体	取組への理解・推進
藤沢市	事例集の作成・広報

³⁰30・10 運動：2011 年（平成 23 年）に長野県松本市が始めた宴会時の食品ロス削減の運動。「乾杯後 30 分間」「お開き 10 分前」は自席に戻って料理を楽しみましょうと呼びかけることから 30・10 運動と呼ばれている。わかりやすく皆でできる行動の例として示したもの。



基本方針Ⅲ：産業経済活動のなかで生物多様性に取り組みます。

施策の方向性 8. 農業・水産業における取組の共有

施策⑨：都市農業・水産業の取組を市民が共有・支援する仕組みづくり

◆趣旨

農業・水産業は食を通じ私たちの暮らしに身近な産業であるとともに、生物多様性と密接に関わる分野でもあることから、市民が農業・水産業についてさらなる理解を深めることが必要かつ重要と考えます。そこで、2017年（平成29年）3月策定の「藤沢市都市農業振興基本計画」や2016年（平成28年）4月策定の「藤沢市地産地消推進計画」に基づき農業・水産業が取り組む施策を、市民が共有・支援できる仕組みづくりを進めます。

◆施策をとりまく現状と課題

- 「藤沢市都市農業振興基本計画」、「藤沢市地産地消推進計画」では生物多様性の保全と持続可能な利用に関する多くの取組を位置づけていますが、生物多様性の側面での各主体間や主体内部における情報共有が希薄となっています。

◆取組内容

- 「藤沢市都市農業振興基本計画」や「藤沢市地産地消推進計画」の取組を市民が共有し支える仕組みを構築します。
- 農地の多面的機能の理解促進に関する取組例
 - ・ 農業者と里山保全団体などのマッチング
 - ・ 農水産業への理解促進（西俣野ゴム堰生きもの観察会の開催、地引網漁業体験学習イベントなどを通じ、生産者と消費者の交流を促進）

◆関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	取組の共有・支援
事業者	取組の共有・支援
大学などの研究機関	仕組みづくりに対する助言
市民活動団体	取組の共有・支援
藤沢市	仕組みづくり



基本方針Ⅲ：産業経済活動のなかで生物多様性に取り組めます。

施策の方向性 9. 商工業における取組への理解と浸透

施策⑩：生物多様性に配慮した事業活動の推進

◆趣旨

藤沢市における生物多様性の持続可能な利用を進めるにあたっては、商工業のサプライチェーンなどにおける生物多様性への配慮が必須です。環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」に即した事業活動の推進に努めます。

◆施策をとりまく現状と課題

- これまで藤沢市内の一部企業では、CSR（企業の社会的責任）活動として市有緑地の保全活動などを実施しています。
- 企業などが自社の事業に関するサプライチェーンのあらゆる段階において、生物多様性に対して適切な配慮がなされるように事業展開する必要がありますが、理解と浸透が不足していると考えられます。
- ISO14001 の 2015 年（平成 27 年）規格改訂による新要求事項として「生物多様性」への対応が位置づけられています。（市内 ISO14001 取得事業者数 44 社のうち 2015 年版取得 10 社）

◆取組内容

- 環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」などに即した事業活動の推進
- 生物多様性に関する CSR（企業の社会的責任）活動の拡大
- 商工会議所・企業等環境緑化推進協議会などと連携した研修会等の実施
- 2017 年（平成 29 年）4 月改定の「藤沢市産業振興計画」に基づく「環境・健康医療の成長分野への支援」や「環境活動の推進」の取組を実施

◆関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	ガイドラインに即した事業活動への理解と支援
事業者	ガイドラインに即した生物多様性に配慮した事業活動の推進
大学などの研究機関	研修会などへの協力
市民活動団体	ガイドラインに即した事業活動への理解と支援
藤沢市	ガイドラインに即した事業活動の促進



基本方針Ⅲ：産業経済活動のなかで生物多様性に取り組みます。

施策の方向性 10. 観光業における取組の拡大

施策⑪：生物多様性を基盤とした観光魅力の発掘

◆趣旨

藤沢市の観光は、生態系サービスの一つである文化的サービスなどに支えられていることの認識を深め、生態系サービスに依拠した魅力を発見する多様な観光のあり方を検討します。

◆施策をとりまく現状と課題

- 藤沢市では以前から江の島や湘南海岸を中心とした観光産業が盛んに行われており、観光客は現在も増加傾向にあります。
- 2017年（平成29年）10月に見直しを実施した「藤沢市観光振興計画」では、①藤沢の観光魅力づくり ②藤沢発・魅力あふれる情報発信の促進 ③地域の特性を活かした観光客の誘致 ④観光客を迎えるおもてなしの体制づくり ⑤外国人観光客誘致の推進 ⑥東京2020大会の開催地としてのおもてなしの体制づくり ⑦ふじさわシティプロモーションの活用 の7つの基本方針に即した戦略プログラムを定め観光振興に取り組んでいます。
- 藤沢市の観光は、生態系サービスのうち文化的サービスなどに支えられています。

◆取組内容

- 藤沢市観光振興計画のプログラム（〈 〉内）と連携した取組を推進します。
 - 〈① 3多様な主体による新たな観光魅力づくり－歴史を活用した事業の推進など〉に関する取組例
 - ・ 江の島が有する歴史性、自然の固有性など、生態系サービスに依拠した多様な魅力を発見できる観光のあり方を考えます。
 - 〈③－1 地域産品振興、地産多消などの促進－地域資源の活用の促進など〉に関する取組例
 - ・ 江の島以外の藤沢市域においても、農産物やさまざまな自然資源を利用した新たな観光のあり方を考えます。
 - 〈⑤－1 外国人観光客の受入体制整備－外国人観光客おもてなしプログラムなど〉に関する取組例
 - ・ 海外からの観光客に、藤沢市の自然や環境に関する魅力を伝える方策を検討します。

◆関連する主体と役割

関連する主体	役 割
市民	多様な魅力の認識
事業者	多様な魅力の発掘と発信
大学などの研究機関	魅力発見に際しての助言、発信への協力
市民活動団体	多様な魅力の発見、発信への協力
藤沢市	多様な魅力の発見方策の検討



基本方針Ⅳ：生物多様性と子どもたちの関わりを増やします。

施策の方向性 1 1. 子どもたちを中心とした生物多様性を学ぶ場の充実

施策⑫：生物多様性を学ぶ場と機会の創造

◆趣旨

藤沢市の子どもたちは海・川に比べ山・森・林（里山環境）環境での自然体験が少なくなっています。山・森・林（里山環境）など身近な自然を日常的に体験できる場と機会の創出を図ります。

◆施策をとりまく現状と課題

- 第3章3（4）に示すように、藤沢市の子どもたちと地域の自然については、海や川での自然との親しみが多くある一方で、山や森林（里山環境）での自然体験が少ない、という現状にあり、里山環境を活かした自然との親しみの場・機会をつくり増やしていく必要があります。

◆取組内容

- 山・森・林（里山環境）などで、子どもたちが日常的に遊べる場と機会の創出を図ります。（例：三大谷戸、保安林）
- ボランティア活動拠点の拡充により、イベント開催や情報発信などを行います。
- 地域内交流や活動の場として企業緑地などの活用を検討します。
- 学校が進める生物多様性に関する取組を支援します。
- 小中学生たちが生物多様性を身近に感じるための表彰制度を検討します。

◆関連する主体と役割

関連する主体	役 割
市民	子どもの体験の支援
事業者	体験緑地の場を提供
大学などの研究機関	イベントなどへの協力
市民活動団体	イベントの開催や情報発信
藤沢市	イベントの開催や情報発信



基本方針Ⅳ：生物多様性と子どもたちの関わりを増やします。

施策の方向性 1 2. 守り・伝える人の発掘・充実

施策⑬：地域の生物多様性を「守り・伝える人」の発掘・充実

◆趣旨

生物多様性の恵みを将来にわたって引き継ぎ、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するためには多様な主体が生物多様性を守り、未来に伝える担い手を発掘し、担い手の知識や経験などを活用していく必要があります。そこで、生きものをはじめとした生物多様性についての知識や経験をもつ多様な世代と分野にわたる人材の発掘・充実化を図ります。

◆施策をとりまく現状と課題

- 子どもたちと生物多様性の関わりを増やすには、地域の生物多様性に精通した人が分かりやすく伝えることが必要です。
- これまで実施してきたさまざまな観察会やイベントにおいては、伝える側の人材を発掘するという意識がなく、発掘のきっかけとなるアンケートの実施などが不十分でした。
- さまざまな専門家はいますが、団体内部の情報交換にとどまっており、「守り・伝える人」として位置づけ、活用することができていませんでした。

◆取組内容

- 観察会やイベントなどを通じて、生物多様性に関わる人材を発掘し充実させます。
- 主体間交流を通じて、「守り・伝える人」の発掘・スキルアップを図ります。
- アンケートなどを実施し、伝えられる側のニーズを把握するとともに、伝える側にフィードバックし、「守り・伝える人」の充実を図ります。

◆関連する主体と役割

関連する主体	役 割
市民	観察会やイベントへの参加、主体間交流への参加
事業者	観察会やイベントへの参加、主体間交流への参加
大学などの研究機関	観察会やイベントの協力、主体間交流への参加
市民活動団体	観察会やイベントへの参加、主体間交流への参加
藤沢市	人材の発掘・充実

3. 重点プログラム

重点プログラムは、本戦略に掲げた13の施策の各取組全てと密接に関連し、最小の経費や労力で、その成果を最大限発揮できる取組を位置づけるものです。

本戦略では、1. 施策体系の中で「普及啓発」と「協働」を全ての施策に共通する考えとしています。一方、施策⑦に位置づけた「生物多様性に関する拠点機能の構築」の取組は、情報の集約と容易なアクセス環境の創出による「普及啓発」の向上や、各活動団体等のつながりの創出による「協働」の実現に寄与する取組であり、全ての施策の各取組と密接に関連するとともに、先行的に実施することで各取組の成果を最大限発揮できる取組といえることから重点プログラムに位置づけるものです。

本プログラムを進めることで、ヒアリングやグループワークで、市民などとの合意形成の結果から導き出された「拠点」「連携、つながり」というキーワードの実現を図ります。

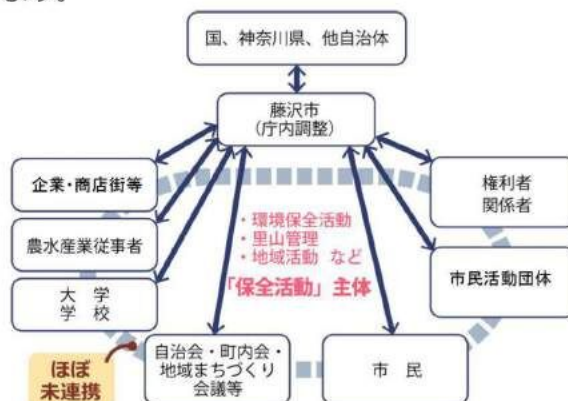
◆重点プログラム

(仮称) 藤沢市生物多様性センター機能の構築による連携、つながりの創出

(1) 普及啓発と協働の推進にあたっての取組の方向性

これまでの協働体制は、図Aのとおり市と各主体が「1対1」の関係で、相互のつながりが希薄なため、協働の範囲が限定されるといった課題がありました。そこで、本戦略では、拠点機能を構築し、主体間の相互理解や各主体の自立化、活性化を進め、図Bのような各主体が「1対多数の主体」の関係の形成を図ります。このことにより、生物多様性に関するマルチパートナーシップを推進します。

図A 今までの協働



図B 拠点で取り組むマルチパートナーシップ



（２）（仮称）藤沢市生物多様性センター機能の目的

本センター機能は、これまで個別に行ってきた生物多様性に関する「情報の集約・発信」や「企業や市民活動団体などの交流支援」「調査研究」などの機能を一元化し各機能を有機的につなげることにより、各事業間または事業を推進する各主体間の連携を強化します。

このことにより、市民や企業などの生物多様性に関する自発的な行動や取組が促進されるとともに、これまでの「保全」に加え、新たな課題である「持続可能な利用」に資する施策の取組の早期発現が可能となります。

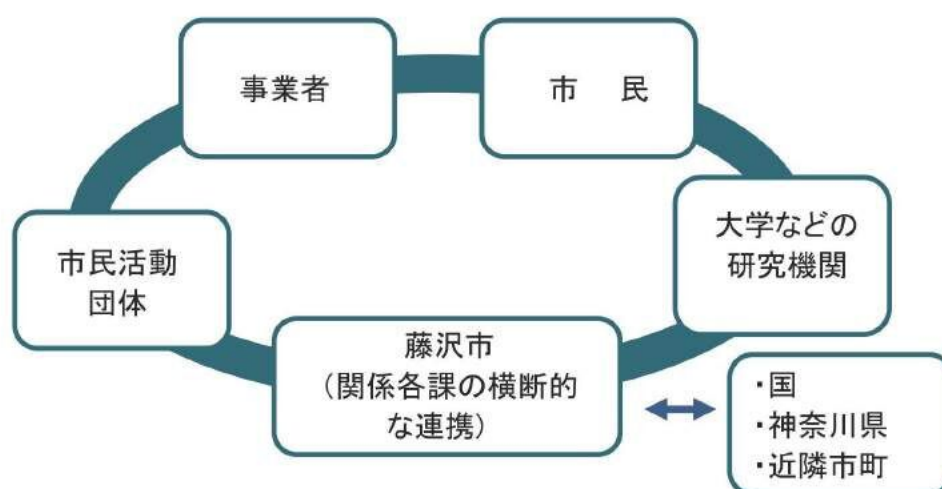
（３）（仮称）藤沢市生物多様性センター機能の役割

- 生物多様性に関する情報の集約と発信
（例）生物多様性に関する各種情報を収集し、提供する。藤沢市、神奈川県、国あるいは企業などが保有する生物多様性に関する既存情報を集約・整理し、地理情報システム（GIS）などを用いて一元管理するとともに更新を行う。これらの情報は、生物多様性の保全などに活用するとともに、広く公開する。
- 企業や市民活動団体などの交流支援
（例）一元化した情報をもとに企業と市民活動団体などのマッチング、活動場所の提供、各主体間の連携促進などの調整等を行い、CSR（企業の社会的責任）活動や市民活動を支援する。
- 生物多様性に関する調査研究
（例）藤沢市自然環境実態調査を継続的に実施するとともに、情報を集積し、収集した既存情報などを反映し解析を行い、藤沢市における生物多様性の保全などに活用する。
- 生物多様性に関する教育普及
（例）生物多様性及び藤沢市生物多様性地域戦略の普及啓発を図るため、収集した調査研究、解析資料をもとに図書の作成や研修会・講座、イベント、展示会などの開催を、市民・市民活動団体・企業などと連携したマルチパートナーシップにより実施する。
- 生物多様性に関する現場指導やシンクタンク機能
（例）上記の成果を実際の現場での活動へ活かすため、生物多様性保全活動・生物保護管理・外来生物防除などの指導、施策や活動などの助言、評価、提言を行う。

第6章 体制、進行管理

1. 体制

藤沢市生物多様性地域戦略の取組を着実に進めていくために、庁内の関係各課と横断的に連携を図ります。併せて、市民や事業者、大学などの研究機関、市民活動団体など多様な主体による推進体制を構築し、相互に協働・連携することで、一体的に取組を進めていきます。



2. 進行管理

戦略の進捗状況は毎年度、点検・評価を行い、継続的な改善を図ります。

戦略の進捗状況は、平成30年度以降に策定する（仮称）藤沢市生物多様性実行プランによって環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCAサイクル」を用いて把握し、そこで生じた課題に対する改善策をその後の取組に反映していきます。

なお、評価分析にあたっては、個々の施策の効果の把握とともに生きものの恵みを軸とした藤沢のまちづくりへの効果についての評価分析の実施についても検討します。



資料編

1. 生物多様性条約

本条約は、前文、本文 42 条、末文及び 2 つの附属書から成っており、その主たる規定は、次のとおり。

(1) 第 1 条 目的

「この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。」

(2) 第 6 条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること」を行う。

(3) 第 7 条 特定及び監視

締約国は、「生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定」し、また、そのように「特定される生物の多様性の構成要素を監視する」。

(4) 第 8 条 生息域内保全

締約国は、「(b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること」を行う。

締約国は、「(g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること」を行う。

締約国は、「(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」を行う。

締約国は、「(k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること」を行う。

(5) 第 9 条 生息域外保全

締約国は、「(a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること」を行う。

(6) 第 14 条 影響の評価及び悪影響の最小化

締約国は、「生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続きを導入」する。

「締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む。）についての問題を検討する。」

(7) 第 15 条 遺伝資源の取得の機会

「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。」

「締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。」

「遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする」。

「締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため」、「適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる」。

(8) 第 16 条 技術の取得の機会及び移転

締約国は、開発途上国に対し、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術」の取得の機会の提供及び移転について、公正で最も有利な条件で行い、又はより円滑なものにする。

「特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う」。

(9) 第 18 条 技術上及び科学上の協力

「締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する」。

また、「締約国会議は、第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報交換の仕組み（a clearing-house mechanism）を確立する方法について決定する」。

(10) 第 19 条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

「締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続（特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの）を定める議定書の必要性及び態様について検討する。」

(11) 第 20 条 資金

「先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する」。

(12) 第 21 条 資金供与の制度

「この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるもの」とする（There shall be a mechanism for ～）。

(13) 第 22 条 他の国際条約との関係

「この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。」

(14) 第 39 条 資金供与に関する暫定措置

国際連合開発計画（UNDP）、国際連合環境計画（UNEP）及び国際復興開発銀行（IBRD＝世界銀行（World Bank））の地球環境ファシリティ（GEF）は、締約国会議が第 21 条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的組織となる。

出典：外務省ホームページ 生物多様性条約

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>

2. 生物多様性基本法

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経てさまざまな環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、さまざまな生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内にさまざまな差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様

性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法（以下「持続可能な方法」という。）により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

（基本原則）

第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

（国民及び民間の団体の責務）

第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その

日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

- 2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（施策の有機的な連携への配慮）

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（年次報告等）

第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 生物多様性戦略

（生物多様性国家戦略の策定等）

第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。

- 2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針

二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。

- 6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

（生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係）

第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画（次

項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

- 2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
 - 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(地域の生物の多様性の保全)

第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の種の多様性の保全等)

第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国土及び自然資源の適切な利用等の推進）

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（生物資源の適正な利用の推進）

第十八条 国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生物の多様性に配慮した事業活動の促進）

第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（地球温暖化の防止等に資する施策の推進）

第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等）

第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

第二十二條 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十三條 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十四條 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五條 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六條 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十七條 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全

に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）」を「、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）及び生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）」に改める。

出典：e-Gov ホームページ 生物多様性基本法

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=420A

C1000000058

3. 生物多様性国家戦略 2012-2020（愛知目標）

生物多様性国家戦略 2012-2020（愛知目標）		
戦略目標 A： 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	目標 1	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。
	目標 2	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。
	目標 3	遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
	目標 4	遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
戦略目標 B： 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	目標 5	2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
	目標 6	2020 年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。
	目標 7	2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
	目標 8	2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。
	目標 9	2020 年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。
	目標 10	2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。

生物多様性国家戦略 2012-2020（愛知目標）		
戦略目標 C： 生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。	目標 11	2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。
	目標 12	2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。
	目標 13	2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。
戦略目標 D： 生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する。	目標 14	2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
	目標 15	2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
	目標 16	2015 年までに、遺伝資源の取得の機会（アクセス）及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。
戦略目標 E： 参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する。	目標 17	2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
	目標 18	2020 年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。
	目標 19	2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。
	目標 20	遅くとも 2020 年までに、戦略計画 2011-2020 の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。

4. 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）

（目的）

第一条 この法律は、生物の多様性が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることの重要性にかんがみ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。

2 この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

（地域連携保全活動基本方針）

第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項
- 二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項
- 三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項
- 四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

（地域連携保全活動計画の作成等）

第四条 市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができる。

2 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域連携保全活動計画の区域
- 二 地域連携保全活動計画の目標
- 三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの（以下「特定非営利活動法人等」

という。)が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項

四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項

五 計画期間

- 3 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。
- 4 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができる。
- 5 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならない。
- 6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。
 - 一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（第六条において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの
 - 二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可又は同法第二十八条第一項の届出を要する行為
 - 三 自然環境保全法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為
 - 四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第四項の許可又は同法第三十九条第一項の届出を要する行為
 - 五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為
 - 六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の国指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの
- 7 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議し、当該行為が第一号から第三号までに掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。

- 一 自然公園法第二条第三号に規定する国定公園（第六条において「国定公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの
 - 二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項の都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの
 - 三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第一項の届出又は同法第十四条第一項の許可を要する行為
 - 四 都市緑地法第八条第七項後段若しくは第十四条第四項の規定による通知又は同条第八項後段の規定による協議を要する行為
- 8 前項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。
- 9 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、次条第一項の地域連携保全活動協議会が組織されているときは、当該地域連携保全活動計画に記載する事項について当該地域連携保全活動協議会における協議をしなければならない。
- 10 生物多様性基本法第十三条第一項の生物多様性地域戦略を定めている市町村は、地域連携保全活動計画を作成するに当たっては、当該生物多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければならない。
- 11 地域連携保全活動計画は、第二項第三号に掲げる事項に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林における森林の施業が含まれるときは、当該森林の施業に係る部分について、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。
- 12 市町村は、地域連携保全活動計画を作成したときは、遅滞なく、当該地域連携保全活動計画を公表するよう努めなければならない。
- 13 第三項から前項までの規定は、地域連携保全活動計画の変更について準用する。
（地域連携保全活動協議会）
- 第五条 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村は、地域連携保全活動計画の作成に関する協議及び地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「地域連携保全活動協議会」という。）を組織することができる。
- 2 地域連携保全活動協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村
 - 二 地域連携保全活動計画に記載しようとする地域連携保全活動を行うと見込まれる特定非営利活動法人等
 - 三 前二号に掲げる者のほか、第十三条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他の市町村が必要と認める者
- 3 地域連携保全活動協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の第十三条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者及び関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域連携保全活動協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、地域連携保全活動協議会の運営に関し必要な事項は、地域連携保全活動協議会が定める。

（自然公園法の特例）

第六条 地域連携保全活動計画において地域連携保全活動の実施主体として定められた者（以下「地域連携保全活動実施者」という。）が国立公園又は国定公園の区域内において当該地域連携保全活動計画に従って自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

- 2 地域連携保全活動実施者が国立公園又は国定公園の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
（自然環境保全法の特例）

第七条 地域連携保全活動実施者が自然環境保全法第二十二条第一項の規定による自然環境保全地域（次項において「自然環境保全地域」という。）の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

- 2 地域連携保全活動実施者が自然環境保全地域の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然環境保全法第二十八条第一項及び同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例）

第八条 地域連携保全活動実施者が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定による生息地等保護区（以下「生息地等保護区」という。）の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第三十七条第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

- 2 地域連携保全活動実施者が生息地等保護区の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十九条第一項及び第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例）

第九条 地域連携保全活動実施者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定による特別保護地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って同条第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

（森林法の特例）

第十条 地域連携保全活動実施者が地域連携保全活動計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項の規定は、適用しない。

（都市緑地法の特例）

第十一条 地域連携保全活動実施者が都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定による特別緑地保全地区（次項において「特別緑地保全地区」という。）の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、同法第八条第一項、第二項及び第七項後段並びに第十四条第四項及び第八項後段の規定は、適用しない。

- 2 地域連携保全活動実施者が特別緑地保全地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って都市緑地法第十四条第一項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

(生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進等)

第十二条 国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

- 2 環境大臣は、次に掲げる区域内の土地を国民、民間の団体又は事業者から寄附により取得したときは、当該土地における生物の多様性の保全について、当該寄附をした者の意見を聴くものとする。

一 自然公園法第二十条第一項の規定による特別地域のうち、同法第二十一条第一項の規定による特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

二 生息地等保護区のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第一項の規定による管理地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の国指定鳥獣保護区のうち、同法第二十九条第七項の国指定特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

(地域連携保全活動支援センター)

第十三条 地方公共団体は、地域連携保全活動を行おうとする者、その所有する土地において地域連携保全活動が行われることを希望する者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあっせん並びに生物の多様性の保全に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（次条第二項において「地域連携保全活動支援センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(国等の援助等)

第十四条 国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者は、地域連携保全活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(主務大臣等)

第十五条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
- 3 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(附則 省略)

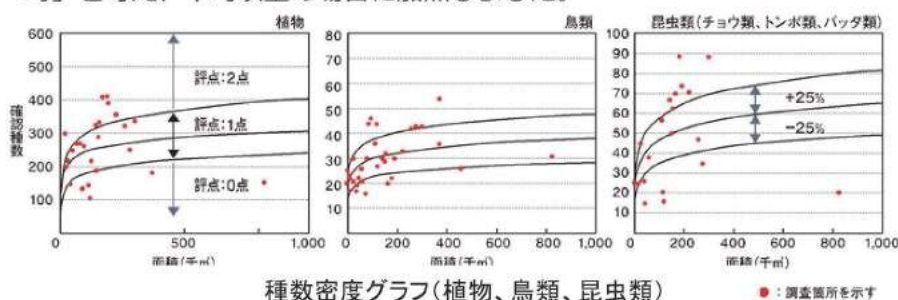
出典：e-Gov ホームページ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=422
AC0000000072

5. 第2回藤沢市自然環境実態調査結果（概要）

「豊かさ」の評価について

- 「豊かさ」は、良好な樹林、草地、水辺などの環境要素を示す「指標種」がどの程度みられるかで評価し、多く見られる箇所を高く評価しました。
- 面積が狭くても多くの生きものが確認できれば「豊かさ」を示すと考え、各調査箇所の単位面積当たりの確認種数（外来種などを除く）を「種数密度」として評価に加えました。対象は、植物、鳥類、昆虫類としました。
- 「種数密度」については、分類群別に調査箇所ごとに単位面積あたりの確認種数を求め、それらの平均値を算出し、その上下25%の範囲を「平均」と考え、平均以上の場合に加点しました。



種数密度グラフ(植物、鳥類、昆虫類)

● : 調査箇所を示す

評価に用いた指標種

植物 (72種)	アカガシ、イヌザクラ、ケンボナシ、エビネ、オカタツナミソウ、キツネノカミソリ、キンラン、クロモジ、コウヤボウキ、コクラシ、コマユミ、シュンラン、ツクバトリカブト、ハダカホオズキ、ハンショウヅル、ヒトリシズカ、フジカンゾウ、ムラサキニガナ、メギ、ヤブタバコ、ヤマコウバシ、イヌショウマ、オオバウマノスズクサ、コバノカメヅル、ソクズ、ツルニンジン、ヒトツバハギ、マルバスマシ、ヤマネコノメソウ、クマヤナギ、ジロボウエンゴサク、マルバウツギ、キジムシロ、クサボケ、ナンテンハギ、ネコハギ、フユノハナワラビ、ワレモコウ、アマナ、イヌゴマ、コガマ、シロバナサクラタデ、セトガヤ、タコノアシ、ミズタカモジグサ、ミズワラビ、ミジコウジュ、カササゲ、ボントクタデ、ミミナグサ、ウキヤガラ、チダケサシ、ヒメジソ、ヒメシダ、イソアオスゲ、イソギク、クサスギカズラ、スカシユリ、タイトゴメ、ツルオオバマサキ、ハマボウ、ヒゲスゲ、ヒトモトススキ、ボタンボウフウ、ラセイタソウ、オカヒジキ、ケカモノハシ、コウボウシバ、コウボウムギ、ハマエンドウ、ハマボウフウ、マルバアカザ
ほ乳類 (5種)	カヤネズミ、ハタネズミ、ノウサギ、イタチ、タヌキ
鳥類 (13種)	ヤマガラ (繁殖期のみ)、アオゲラ (非繁殖期のみ)、ヒバリ、セッカ、アマサギ (繁殖期のみ)、タヒバリ、セグロセキレイ (非繁殖期のみ)、バン (非繁殖期のみ)、オオタカ、ホオジロ (繁殖期のみ)、モズ (非繁殖期のみ)、ハヤブサ、ミユビシギ
両生類 (5種)	アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル、ツチガエル、トウキョウダルマガエル、ニホンアカガエル
魚類 (1種)	ホトケドジョウ
昆虫類 (46種)	ウスタバガ、エゾカタビロオサムシ、オナガアゲハ、クツワムシ、クロカナブン、クロマダボタル、コマダラウスバカゲロウ、センノカミキリ、タンザワフキバッタ、トゲナナフシ、ニホントビナナフシ、ヒナカマキリ、ヒメマイマイカブリ、ヤマタタマムシ、ヨツスジハナカミキリ、オナガササキリ、カンタン、ギンイチモンジセセリ、キンヒバリ、コガネムシ、コバネササキリ、ジャコウアゲハ、ジャノメチョウ、スズムシ、ツノトンボ、ヒガシキリギリス、アサヒナカワトンボ、オニヤンマ、ケラ、シオヤトンボ、シマアメンボ、ニホンカワトンボ、ネグロセンブリ、ヘイケボタル、ミカドガガンボ、ミルンヤンマ、モノサシトンボ、ヤマサナエ、オサムシモドキ、シロスジコガネ、ハマベエンマムシ類、ルリエンマムシ、マメハシミョウ、キアシヒバリモドキ、ヒゲナガハナノミ、ハンノキハムシ

「重要性」の評価について

次のような生きものを「重要種」として、分類群ごとに選定し、各調査箇所を確認された種数を点数化しました。

- 元々個体数が少ない種
- 近年個体数が減少している種
- 生息・生育地が限定的である種
- 環境の劣化・悪化によって失われる可能性が高い種

評価に用いた重要種

植 物 (96種)	ニセジュズネノキ、キツリフネ、クリハラン、タニギキョウ、シバヤナギ、ケイワタバコ、ハイホラゴケ、カントウカンアオイ、アキザキヤツシロラン、イチリンソウ、オオバギボウシ、オオバノトンボソウ、ギンラン、クゲヌマラン、クマガイソウ、クロヤツシロラン、コバノガマズミ、サイゴクベニシダ、サイハイラン、ササバギンラン、シロバナハンショウヅル、セントウソウ、チゴユリ、ツクバキンモンソウ、ツリバナ、ハカタシダ、ヒトツバ、フモトカグマ、ホウライカズラ、ヤブデマリ、ヤブムグラ、ヤマアジサイ、ヤマニガナ、ツチアケビ、ヒメイタチシダ、オオツツラフジ、アオイスマレ、イラクサ、イワガラミ、オオツクバネウツギ、カデンソウ、アカネスミレ、フデリンドウ、ウワバミソウ、ミツバウツギ、オケラ、ヤブサンザシ、ウラジロ、ホタルカズラ、リュウノウギク、チョウセンガリヤス、カキラン、トモエソウ、ナンバンギセル、ノハラアザミ、ヒメハギ、ヤマラッキョウ、リンドウ、アキノキリンソウ、イヌアワ、オカトラノオ、カワラナデシコ、キジカクシ、コシオガマ、シシウド、タカトウダイ、タムラソウ、ハマウド、アカバナ、アゼテンツキ、アブラガヤ、オニスゲ、クサネム、シラコスゲ、ツリフネソウ、ハンゲショウ、ヒメコウガイゼキショウ、ミコシガヤ、ミゾホオズキ、タウコギ、ミズニラ、ミズマツバ、アブノメ、キクモ、サガミトリゲモ、マコモ、イヨカズラ、オリヅルシダ、ハマナデシコ、トウオオバコ、ハマカキラン、セイコノヨシ、オニシバ、ハマニガナ、ビロードテンツキ、ワセオバナ
ほ乳類 (5種)	カヤネズミ、ハタネズミ、ノウサギ、イタチ、タヌキ
鳥 類 (10種)	オオタカ、フクロウ、アオバズク(繁殖期のみ)、アオゲラ(繁殖期のみ)、オオヨシキリ(繁殖期のみ)、オオジュリン、タゲリ(非繁殖期のみ)、セグロセキレイ(繁殖期のみ)、バン(繁殖期のみ)、モズ(繁殖期のみ)
両生類 (5種)	アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル、ツチガエル、トウキョウダルマガエル、ニホンアカガエル
魚 類 (1種)	ホトケドジョウ
昆虫類 (7種)	ウラゴマダラシジミ、ウラナミアカシジミ、マツムシ、ムモンチャイロテントウ、カトリヤンマ、ヤマトセンブリ、クロマメゾウムシ

確認された重要種（抜粋）



クマガイソウ



トウキョウダルマガエル



ヤマトセンブリ

6. 市民ヒアリング（聞き取り調査結果）

農 業

<現状>

- ・ 後継者不足問題はあるが、経営が健全であれば後継者は育つ。
- ・ 冬水田んぼは、ハウスの存在や春の耕起がしにくい点から、難しい。
- ・ 境川での中干し・生きもの調査は流域を対象とした取組である。県との協働でもある。
- ・ 飼料に起因する今まで見たことのないような雑草が頻繁に出てきている。
- ・ 境川遊水地公園にアカミミガメポストが欲しい。
- ・ 俣野では除草剤・アトマイヤーの影響でアキアカネがいなくなった。生物多様性を保全するためには農業についても指導してもらえるといい。
- ・ 俣野では圃場整備によって水の利用期間に制限がかかったことで、カエルの産卵期に水がないため、アマガエルしか見られなくなった。
- ・ 農業を継続することで俣野にはテナガエビやスジエビ、ボウズハゼなどの自然が戻った。

<課題>

- ・ 後継者不足、新規参入者に関する問題。
- ・ 飼料に起因する外来雑草の侵入。
- ・ 外来生物（ミシシippアカミミガメ）の効果的な防除を後押しする仕組み構築。
- ・ 農薬の使用による生物多様性保全への影響。

商 工

<現状>

- ・ 工場緑化は行っているが、植栽木の老齢化や従業員の憩い場がないという課題がある。植栽木については、樹種転換したいがどうすればよいかわからない。かつて事業所内にビオトープを造り藤沢メダカを飼育していたが、管理が行き届かず撤去した。工場なので開発行為は必ず出てくるため、今後も環境配慮を常に考え取り組みたい。また事業所は地域の一員なので、地域づくりを連携して行いたい。[大規模製造業]
- ・ 藤沢市は何でもそろっていて、暮らしやすい街である。また、江の島をはじめ景観が素晴らしい場所である。[船舶免許など代行業]
- ・ 観光事業として修学旅行生の受け入れも行っている。コースは多岐に渡り、海でも陸（江の島など）でも活動は可能である。[船舶免許など代行業]
- ・ 海岸のクリーンアップなどの活動は継続的に実施している。[船舶免許など代行業]
- ・ できる範囲で環境配慮を行っている。また、社員への意識啓発などは呼びかけられる。[大規模小売店]
- ・ 生物多様性の普及啓発の拠点として、場の提供はできる。[大規模小売店]

<課題>

- ・ 工場内植栽木の樹種転換への技術的助言。
- ・ 連携による地域づくりへの参加。
- ・ 江の島や海岸域のさらなる（新たな）観光利活用のあり方。
- ・ 普及啓発の拠点としてのあり方。

教育

<現状>

- ・さまざまな生きものを大事にしなければいけないということを学ぶことは、人権教育につながる。
- ・子どもたちには、実体験を積ませる・風景を残す・感じさせることが一番大事である。学校ビオトープは生徒が自然と親しむだけでなく、おやじの会との協力関係が築ける点で、幅広く効果的な取組である。
- ・明治小では、北側の水田地帯で考えるコメ作りを行っている。ここは自然が豊富でホウネンエビが毎年発生する。また、片瀬小では、総合的な学習で地元の漁師さんの協力を受け、ワカメの養殖をしている。
- ・北部の子と南部の子では、暮らしの環境が異なり、野外体験の状況も異なる。野外体験は親のライフスタイルに左右される。
- ・現代は、自然が好きな人はいるが山や名勝地など遠い自然であることが多い。本来は泥臭い地元、足元の自然を知ることが最も大事である。明治小の子は、カエルを見るとトウキョウダルマガエルというように、地元の生きものをきちんと認識している。
- ・藤沢は理科教育が盛んで、教育文化センターがその役割を担ってきたが、時代とともに最近は変わりつつある。若い世代の教員が自然や生きものに触れた体験が少なく、虫などを嫌がる教員も増えている。
- ・引地川と境川は排水路機能が強く、身近な河川とはいえない。川遊びができて多様な生きもの（ウナギやアユ、ハゼ類など）がいる場所は引地川親水公園くらいである。
- ・海は危ないという感覚があり、学習の中であまり利用できない。
- ・近代科学の発祥の地、また自然観察の対象として、江の島の価値は高い。

<課題>

- ・子どもたちへの体験活動機会のさらなる設定による地元の自然を大切にする心の醸成。
- ・子どもたちを起点とした大人（保護者や「おやじの会」など地域の大人たち）への生物多様性の普及啓発及び連携の体制構築。
- ・北と南の子どもの野外体験の相違の解消による相互の環境への理解の醸成。
- ・歴史ある理科教育を継続するための教文センターなどのあり方、及び若手教職員の自然に触れ合う機会のさらなる設定。

観光（江の島）

<現状>

- ・昔は自然にたくさんのマツが生えてきていたが、今は生えなくなり、大きいマツも枯れてきている。
- ・江の島は、観光客に楽しんでもらうために、植栽などで外来種を入れなくてはならない時もある。
- ・江の島には畑はほとんどないが、農家から仕入れられたから、昔も十分生活はしのげた。
- ・江の島の自然は大事である。自然が昔から作ってくれたものは、残していけないといけない。
- ・岩殿にはハヤブサがおり、サムエルコッキング園の鐘の下に巣がある。長い間、そこを使っている。
- ・トビが増えた。腐ったものなど何でも食べてしまうから、そして餌付けをする人がいるからだろう。
- ・外来種では、ハクビシン、アライグマはいる。リスは、クリハラリス（台湾リス）ともう1種がいる。
- ・昔、江の島の旅館でそれぞれが持っている文化的価値のあるものを展示する構想があった。
- ・我々が子どもの頃（60～70年前）はお玉1個で魚がすくえた。タツノオトシゴなども網に引っ掛かった。
- ・捕れる魚の種類は昔とあまり変わらないが、数は少なくなっている。カツオなどが新たに入ってくるようになったものもいる。江の島は黄色いアジが多いが、多くは捕れない。その一番の原因は、環境ではなく巻き網だろう。大きく巻いて、一度にたくさんとってしまう。
- ・漁師は、今は遊覧船に乗ってしまった者がほとんどである。
- ・漁期は、6月～10月がカマスで、8月からイセエビである。11月～4月はヒラメである。
- ・シラスは漁の仕方が他と違う。カマス・ヒラメ・シラスは県の許可制である。少し深いところで捕れる魚は、みな許可制である。そのような魚は船も機械も大きくし、設備も整えなければならないので、江の島ではあまりやらない。今、江の島でシラス漁をしているのは3人である。
- ・ここ5年ぐらいで、ハマグリが戻ってきた。もう少し戻ってくれば、みんなとり出すのではないか。江の島側だけにしかいなかったが、橋の向こうにも出るようになってきた。

- ・昔はウミガメの産卵もあった。

<課題>

- ・江の島の昔からの自然の保全。
- ・昔多かったマツやサクラの保全。
- ・外国人客が増えてきていることへの対応。
- ・観光と環境保全の両立。

市民活動団体

<現状と課題>

- ・藤沢市には鳥や昆虫など色々な自然観察ガイドがある。外にはあまり知られておらず、残念である。
- ・藤沢市自然環境実態調査の結果（冊子）が活用されていない。実態調査をせっかくやっても、市民向けの講座・発表会のようなものが何もない。そういうことをやるのも大事ではないか。内容が濃いもので、皆さんにせっかくだったら報告したい。次回の調査の担い手確保のためにも必要である。
- ・藤沢市は、博物館などが全くない。近い将来、植物の標本庫はできると聞いたが、そのような拠点がこれだけの市で全くないのはおかしい。子どもや大人が生きものを見つけこれは何だろうと疑問が沸いた時に、それに答えられるような施設が欲しい。
- ・今、市との協働事業で緑地の保全協働事業と里山保全ボランティアリーダーがある。里山保全の協働事業はない。この里山保全ボランティアリーダーを生物多様性保全活動リーダーとした方が分かりやすいのではないか。緑地保全も生物多様性の保全の取組のなかに入れ、市民の学習会も実施したら良い。
- ・善行タケノコ林のような市民が入れない場所と、市民が遊んだり観察できる安全な緑地と分けたい。市民が入れる場所は倒木処理や枯れ枝処理をして安全を確保し、観察会もできるようにする。市民が入れない場所では生物多様性が十分育まれている、という整理する必要がある。
- ・市との協働事業では多少のお金が出るが、活動内容は運営管理する人と気ままに活動する人とで相違がある。よって、支払いも差をつけた方が実態に沿うのではないかという話も出ている。
- ・市で小学校高学年から中学生を対象に、生物多様性について分かりやすく解説したテキストを作って、市立の学校に使ってもらってはどうか。保全の実行部隊については、生物多様性の保全を図っていく区域を、ここは水生生物とか、森林の多様化をはかる場所など、ある程度設定してはどうか。
- ・ボランティア団体は、その周辺に住む人から募集をするなり、来ていただくのが継続性があってよい。
- ・活動を継続するためには、参加者の考えやペースもあるので、急がずにやっていくのが大事である。
- ・同じ場所を活動先にしている団体間で、色々活動にしがらみがあり、団体以外の人が入り込めないシステムになっている。それらをカバーするにはどうしたらいいかを、今回の戦略のなかにも入れてほしい。
- ・主義主張の異なる団体間で、一緒に現場を見たり管理したりできるようにするため、市の方に間に入ってもらうことを要望として出させていただいている。
- ・啓発活動として、子どもや一般市民に分かるような続き物のコラムなどを広報誌に載せたり、パンフレットで出すとよい。
- ・稲荷の森では、農家の人と話をして農薬を使わないようにしてもらい、ホタルを育てたりメダカを復活させたりトンボや水生昆虫が増やすなど、豊かな森にしていくことを考えてほしい。
- ・日本大学生物資源科学部くらしの生物学科では、ボランティア活動で単位もらえる仕組みがある。大学で学生ボランティアを受け入れてくれる団体の募集も行っている。その仕組みで参加する学生もいて、レポートづくりのため熱心に取り組んでいく。
- ・企業は何かやらなければと考えているが、どこで、どうしたらよいのかわからない。何かやりたいという意思は持っている。一方で市民レベルで活動している方々は場所やノウハウは持っているが資金面の課題がある。そこをうまくマッチングできる仕組みがあるとよい。マッチングについては、市で既にある仕組みを参考にやっていただくことは考えられないか。

- ・ 観察会の機会が少ないので、機会を市につくってほしい。
- ・ 活動場所での保全の方針ややり方はさまざまで、団体間で意見が相いれないことが多い。
- ・ 緑地といわれているところには、トキワツクサとかヒメヒオウギズイセンがかなり入り込んでいる。保全は、まずはそのようなところをやっていくのがよいのではないか。一見きれいに見える植物が、実は（特定）外来生物に指定されている植物である場合や防除の対象にされている場合には、それを市民に知らせる必要がある。そして、それが自然にとって良いものではないということ、それを見つけたらどうしたらいいのか、処理は市役所の〇〇課へ、とお知らせできるような仕組み作りをしてほしい。
- ・ 実際に活動する側から今の問題点を考えると、高齢化の問題がある。
- ・ 活動の拠点がなく、確保できないことが課題である。例えば、拠点があればそこでミーティングができ、道具類を保管でき、車を使用し機材の運搬を行うことができる。
- ・ 実際に藤沢市で子どもたちと何かできるフィールドは本当に少ない。それに合わせて先進的に、ここに現場の教師と子どもたちがくれば何かできるという場所を創る必要がある。教師が組立てをして、現場の授業も教師がまかなってとなると、現実的にはとても無理な話である。
- ・ 三大谷戸を保全するといっても、例えば三大谷戸を学校の授業で使えるだろうか。川名清水谷戸についても、石川丸山谷戸も笹窪笹窪谷（谷戸）もそうだが、例えば入口が限られている、時間も限られているというような場所にすればいいのではないか。誰が来ても、ここを通れば地図がもらえて、必要なことが聞けて、疑問が解けてというような場所がとにかく必要である。大事なことはアメニティである。子どもを連れていくのに、手を洗う場所がない、トイレもないでは連れていくことができない。
- ・ 藤沢市全体を考えた場合には、民有地の自然がどんどん減少している現状をどうするか、課題である。生物多様性の保全という視点から、今までの土地買収に関しても生物多様性に重要な場所を優先的に買収するなどが必要ではないか。これまでは、緑地は遺産相続になった場合に買収するという定例があるが、これでは管理されず手つかずで荒廃した場所ばかりが市の緑地になっていく。生物多様性の保全について藤沢市全体で考えた時に、残したい場所が必ずしも残らなくなる恐れがある。
- ・ 例えば藤沢市は江の島があって、観光大使というようなシステムがある。観光はお金になりやすいからではあるが、他の職業でもマイスターのような色々なシステムがある。自然についても市全体で人を認定するシステムが欲しい。市には博物館がないので、その資格があれば例えば生きものを見つけた時に聞ける方ができるというイメージである。
- ・ ビオトープネットワーク基本計画や〇〇保全計画などが藤沢市内にたくさんあるが、それを実効あるものにするにはどうしたらいいかという部分が欠けている。

＜藤沢市生物多様性地域戦略について＞

- ・ 個人的には藤沢市に愛知目標や名古屋議定書はあまり関係がないと思っている。生産緑地を戦略のなかにどう位置づけるのかという農地の問題について、戦略で行政的な施策ができるかどうかということが、重要なことと思われる。その他の課題については、緑の基本計画やマスタープランに十分記載してあるので、それを組み替えればよい。
- ・ 藤沢市で一番重要な農業は、高座豚などの養豚業である。それをどうやって育てていくか、課題と考えている。生物多様性の保全について材料は既にそろっているので、今ある施策を使えばよい。
- ・ 「生物多様性」という用語は難しく、皆にわからないことが一番大きな課題である。例えば「いろんな生物がいます。それと楽しく仲良く暮らしていける知恵をつくりましょう。」「生きものと人間が仲良く暮らしていける仕組みづくり」というような言い方にしてはどうか。また、「藤沢市生物多様性地域戦略」なのだから、藤沢市らしい戦略にしてほしい。
- ・ まず子どもにフィールドに出させる、何か経験をさせる機会を行政が音頭をとってやる、ということが必要である。例えば、各市民センターでやっている推進会議があるが、そういうところで生物多様性を認識してもらうなど、地域的に子どもたちにそういう機会を与える仕組みを作っていく。行政の中で、横に広げていかないと、縦割りでは仕方がない。
- ・ 子どもがたくさん行っても、普通に使える場所になっていないので、そこを変えるということを戦略に書けないか。また、江の島の保全についても何か書けないか。

7. 市民参加のグループワーク

◆重点プログラムの方向性◆

課題1：【子ども】子どもたちが生物多様性への認識を高めるには、どうすればいいか。

方向性：スムーズな情報発信と関係者のつながりを構築するために、
「新しい拠点や組織を活用した情報発信 ～連携（行政・地域・家庭）を生み出す～」

- ・ 子どもたちに伝えたい生物多様性は、「自然豊かな場所」や「生きもの」という意見が、多数出された。
- ・ 子どもたちに生物多様性を伝える理由は、「藤沢市の豊かな自然を理解して欲しい、知って欲しい」という想いが、多数出された。
- ・ 生物多様性を理解するために必要な「きっかけ」はたくさんあるが、子どもたちには十分に生物多様性が伝わっていない。機会づくりや伝え方に課題。
- ・ 子どもの参加をうながす方法としては、学校単位でイベントのチラシ配布、市広報への掲載などがあがった。
- ・ 生物多様性に関連する情報を一元管理し発信する新しい組織、関係者の横断的な取組を推進するための連携体制の構築が必要。博物館など拠点となる施設がこれらの役割を担うことが望ましい。



課題2：【農業】生物多様性で農業振興を進めるには、どうすればよいか。

方向性：農家とのつながりをつくり、広げ、「農」を学び体験することによって、生物多様性への理解を深める。

- ・ 「農」を感じる場面として、農作物そのものに関わる場面のほか、虫の声などの日常や収穫体験などの体験・遊び、農家と地域の人々との交流など。暮らしのさまざまな場面の「農」と関わる機会に気づく。
- ・ 「農」の魅力には、「つくる楽しみ」「食べる楽しみ」のほか、「日常」で感じられる「快適・いやし」、「体験・遊び」を通して得られる「豊かな経験」や「遊び・趣味」など。「交流」によって生まれる「出会い・きずなづくり」や農業者の「家族のつながり・協力」など、人と人とのつながりやコミュニケーションを深める効果があることも再認識した。
- ・ 市民レベルでできる取組としては、農業体験や自然体験、教育や観光に活かすなど。市民ができることを一方的に考えるのではなく、農業者が抱える問題を解決する方向で、何が必要かを考えることを重視した意見が多かった。
- ・ 重点プログラムの具体案は、産学連携による農作物のブランド化、草刈りなどの管理作業も含めた課題解決型の農業体験、生産者との交流を重視した農業体験・自然体験・地産地消などがあがった。
- ・ 行動のアイデアをより具体化していくうえでは、生産者も含めたさまざまな主体が参加・連携して行動する仕組み（活動組織）づくりと、取組を行う場所（拠点・モデル地域など）の設定が課題とされた。



課題3：【観光】生物多様性を江の島や湘南海岸の観光に活用するには、どうすればよいか。

方向性：「江の島いいところボ」の設置

既存の観光のビジターセンターを活用し、ボランティアガイド制度の充実、資料の提供、地元学生の発表など「生物多様性観光情報拠点を整備する」。

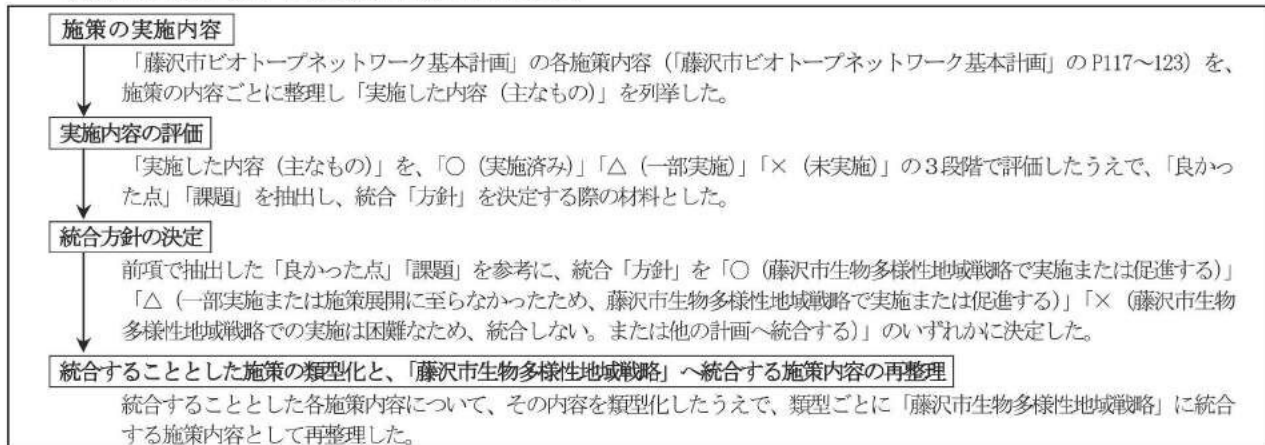
- ・ 導入として、藤沢市全体のイメージについて意見出しを行った。藤沢市の観光と魅力は、「江の島」、「代表的な生きものや食べ物」、「農村環境」の3つに区分された。
- ・ 藤沢市の自然や文化の活用法については「江の島」では、海やビーチにおけるアクティビティ、江の島の自然環境、生きものの自然観察、インバウンド向けの外国語版の自然情報資料の作成など。「代表的な生きものや食べ物」では、ハヤブサやタゲリといった貴重な鳥類の活用による藤沢産作物のブランド化やカブトムシを活用した子どもたちへの普及啓発など。「農村環境」では、グリーンツーリズムや藤沢産を味わう体験農業など。
- ・ 地域の活性化のため、道の駅やシティープロモーションとの連携、自然エネルギーの活用も課題とされた。
- ・ 藤沢市北部から南部にかけて連携して、市場を開催することによって地場野菜の販売をするのもよい。



(表は見開きで一連)

8. 藤沢市ビオトープネットワーク基本計画から統合する施策内容

藤沢市生物多様性地域戦略への統合を図るため、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」の各施策内容を、以下のような手順で整理した。



評価の段階設定 ○：実施済み △：一部実施 ×：未実施

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容				
方向性	整理番号	内容	実施した内容（主なもの）	評価
1. 事業推進に向けた役割の認識と連携構築	1) 市民、企業、行政の役割認識と連携構築	1 【行政】生物データの継続的な調査、各ビオトープエリアでの保全指標の明確化	・自然環境実態調査（2回目）の実施 ・大庭遊水地保全計画、石川丸山緑地保全計画、遠藤笹窪緑地保全計画の策定	○
		2 【行政】きめ細かな施策の展開、関係部局が連携した保全、再生事業の推進	・一部の緑地（稲荷の森、大庭遊水地ほか）で実施	△
		3 【市民】身近な自然環境に関わる調査や観察会への参加	・「セミの羽化」観察会等複数実施	○
		4 【民間企業】自然環境や生物の生息・生育環境に配慮した開発、整備に際しての環境に配慮した工法の選定	・新産業の森における生態系の保全	○
		5 【学校・研究者・NPO】生物データの継続調査の協力、保全指標の検討協力	・自然環境実態調査（2回目）で実施	○
		6 【学校・研究者・NPO】エリア内での公共事業における配慮事項や事例の提案	・川名緑地における都市計画道路の自主的な環境アセスメント（「川名緑地環境影響評価検討委員会」）での提案・参加	○
	創出型ビオトープネットワークの具体化に向けた動き	7 【行政】きめ細かな施策の展開、関係部局が連携した創出、再生事業の推進	・一部の都市公園内（小糸台公園、長久保公園ほか）で実施	△
		8 【市民】学校・公園等でのビオトープ整備の参加	・小糸台公園及び長後第一公園でのワークショップによる整備 ・六会及び村岡中学校での学識経験者・PTA・行政等による整備	△
		9 【市民】住宅地・街並み全体でのエコアップの推進	・（建物）緑化推進、地区計画等の拡大	△
		10 【民間企業】工場・事業所周辺でのビオトープ整備の推進	・ヒアリング等から一部企業でビオトープの整備及び市民への観察会が実施されたが、現在維持管理できず撤去された。	△
		11 【学校・研究者・NPO】公共事業での配慮事項の提案	・下土棚遊水地上部利用計画地域懇談会への提案 ・希少種の保護の提案等	○
		12 【学校・研究者・NPO】市民、民間企業等のビオトープ整備支援	・ビオトープ管理者養成講座の実施 ・裏門公園のカワセミ保護等の支援（アドバイス） ・学校ビオトープ整備の支援	○

(その1)

藤沢市生物多様性地域戦略への統合方針の段階設定

○：戦略での継続実施をする。

△：一部実施または施策展開に至らなかったため、戦略で実施または促進する。

×：戦略での実施は困難のため、引き継がない。または他の計画へ統合する。

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容		藤沢市生物多様性地域戦略への統合	
○良かった点と ●課題	類型	方針	統合する内容
○環境基本計画への位置づけをしたこと及び各種計画への活用、市民等による結果活用	a	○	
○市にビオトープ管理士資格保持者の職員や自然生態専門員がいること	c	○	・実施場所の拡充 ・関係部局の連携強化
○参加者からは概ね好評をいただいている。 ●観察会のニーズは高く、生きものの身近なふれあいは普及啓発に繋がるため機会を増やす必要がある。 ●観察会を継続していく仕組みとして農家との連携、多様な主体と連携した取組が必要	a	○	・マルチパートナーシップによる自然観察会の拡充 ・行政支援による参加促進 ・関心の低い人への啓発 ・農家との連携
●自発的な取組を拡大していく必要がある	j	△	・企業への啓発・発信
○自然環境実態調査は多様な主体で取り組むことにより成立した。 ●1回目の反省を踏まえ2回目活かしたので、この仕組みを次回へ継続することが必要。	a	○	・仕組みを活かした継続実施 ・進行管理への反映
○自然環境に関する専門家による公共事業への提案 ○市民団体等の生物調査への参加	j	○	
○小規模ビオトープは、新設・撤去を簡単にできる所が利点のため、公園等一部へのビオトープ要素の導入は可能 ●市民等が維持管理に係る仕組みを構築する必要がある。	c	○	・ビオトープの創出推進 ・維持管理の仕組みや支援の検討
●小規模ながら、市民参加の整備は実施してきたが、フィールドや維持管理の仕組みが構築困難 ●学校も教諭の異動によって継続できないケースがある	e	△	
●市民の取組は普及啓発により拡充していく必要がある。	c	△	・普及啓発による促進
●整備時に維持管理計画を立案する必要がある。（誰が何をするのか） ●整備・公開への企業側の利益の構築等が必要	d	△	
●専門家等の派遣や支援システムの構築が望まれる。 ●提案の蓄積が必要	i	○	・支援の仕組みづくり ・情報の管理
●行政と連携した支援システムの構築が必要	d	○	・活動や支援の仕組みづくり

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容							
方向性			整理 番号	内容	実施した内容（主なもの）	評価	
1. 事業推進に向けた役割の認識と連携構築	1) 市民、企業、行政の役割認識と連携構築	協働での事業推進、適切な維持管理に向けた動き	13	【行政】保全・再生・創出に係わる具体的計画の立案	・大庭遊水地保全計画、石川丸山緑地保全計画、遠藤笹窪緑地保全計画の策定	△	
			14	【行政】市民参加での維持管理計画の立案	・小糸台公園、裏門公園、鶴沼松が岡5丁目緑地ビオトープの維持管理計画作成	○	
			15	【行政】ビオトープネットワーク推進組織の設立	・養成講座の実施、推進組織の設立及び支援	○	
			16	【行政】ビオトープの活用に関する詳細計画の立案	・裏門公園「カワセミプロジェクト」の立案	○	
			17	【市民】保全・再生・創出に係わる計画立案への参加	・長後第一公園、長久保公園ビオトープ、鶴沼松が岡5丁目緑地、裏門公園整備計画への参加	○	
			18	【市民】ビオトープネットワーク推進組織への参画	・市民主体による「ビオトープ管理者の会」が設立された。	○	
			19	【市民】ビオトープ空間の活用、維持管理活動への参加	・裏門公園観察会への参加 ・「ビオトープ管理者の会」やNPO法人「ふじさわグリーンスタッフの会」等による維持管理活動の実施。	○	
			20	【民間企業】環境保全や環境再生技術に係わる研究協力	・雨水還元・循環システムのあるビオトープの整備及びそのシステムの観察会の実施。	○	
			21	【民間企業】ビオトープネットワーク推進組織への参画	・緑化協同組合によるビオトープ管理者養成講座への参加	○	
			22	【民間企業】ビオトープ空間の活用、維持管理活動への参加	・稲荷の森等数カ所の緑地でCSR活動	△	
			23	【学校・研究者・NPO】保全・再生・創出に係わる具体的計画や維持管理計画立案への協力	・自然環境実態調査参画、養成講座への協力、小糸台公園、長久保公園具体及び維持管理計画立案、裏門公園等維持管理計画立案、西北部谷戸保全、オオタカ保護計画、学校ビオトープ整備支援等	○	
			24	【学校・研究者・NPO】ビオトープネットワーク推進組織への参画	・小中学校教諭によるビオトープ管理者養成講座への参画、NPO法人による推進組織への参画	○	
			25	【学校・研究者・NPO】ビオトープ空間に係わる活用計画立案への協力	・SST附属公園ビオトープ、六会中学校、村岡中学校ビオトープ整備協力、裏門公園「カワセミプロジェクト」の立案	○	
	2) 具体化に向けた施策展開と関係部局	保全型ビオトープネットワークの具体化に向けた動き	都市公園	26	・保全型ビオトープ核エリアに隣接する都市公園は身近な自然とのふれあい・環境教育の活動拠点として位置づける	・都市公園でのビオトープ整備は一般利用者や近隣住民との合意形成が必要であり、ビオトープは理解が得にくいケースがあるが、可能な限りビオトープ要素の導入を実施してきた。	△
			都市緑地等	27	・保全型ビオトープ核エリアの拡大、基本軸の連続の手段として、緑の基本計画に加え新規指定を推進	・ビオトープネットワーク基本計画、三大谷戸や保全すべき一段の緑地を緑の基本計画に位置づけた。	○
		創出型ビオトープネットワークの具体化に向けた動き	都市公園	28	・ビオトープ要素の導入を検討する	・小糸台公園、長後第一公園等6カ所に整備	○
			道路事業	29	・道路環境施設帯の整備・拡充 ・現況の街路樹は連続する緑地帯の整備を検討。街路樹整備の困難な道路は環境ポット又はバスケット（コンテナ植栽）の設置を検討 ・環境に配慮した法面の整備	・道路環境施設帯の整備・拡充実施（H22年度15.6ha→H28年度19.7ha） ・未実施 ・壁面緑化、植樹ブロックによる擁壁構築等	△
			河川事業	30	・多自然型環境整備の河川改修を促進 ・港湾・海岸事業については海辺の水生物との共生を図った港湾事業の促進。砂防林の保全、育成	・神奈川県と連携し境川、引地川の遊水地等での多自然型環境整備を実施 ・市による片瀬漁港改修において市場設備を備えた本格的な漁港として朝市、漁港の学校の開催 ・神奈川県による湘南港再整備において磯の生きものを観察できるタイドプール（潮だまり）の整備 ・神奈川県による砂防林の保全、育成	△

(その2)

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容		藤沢市生物多様性地域戦略への統合	
○良かった点と ●課題	類型	方針	統合する内容
○多様な主体との共通認識、役割分担、維持管理方針等を定めることができた。 ●保全計画の定期的な見直しが必要	b	○	
○多様な主体との連携を図る上で人ごとにしなないためにも協働での作成ができた。	b	○	
●組織の設立以降、その維持が困難である。 ●拡充・世代交代等が可能な仕組みを構築する必要がある。	d	○	・組織の拡充 ・活動の継続
○整備・維持管理方針、活用方法、役割分担等について生きものの生息サイクルを踏まえ計画を立案することができた。 ●取組みを拡充する必要がある。	b	○	
○戦略策定時からの市民参加（ヒアリング・グループワーク）へ繋がっている。	b	△	
●行政による市民参加がしやすい環境づくりや世代交代等が可能な仕組みを構築する必要がある。	d	△	・活動支援
●市民の参加ニーズはあるので行政の支援とともに、市民側もNPO等をバックアップする気持ちや活動が必要	d	△	・活動・取組への機会促進
●取組実績の紹介や普及啓発等により、企業側の取組を促進する必要がある。	d	△	・取組の評価 ・広報などへのバックアップ
●ビオトープに対する理解が深まった。	d	△	・活動や支援の仕組みづくり
●企業の参加へのニーズはあるので企業に対するNPO団体の窓口紹介、フィールド紹介などマッチングシステムの構築が必要	d	△	・NPOやフィールド紹介などマッチングシステムの構築
●個別に対応している状況のため、協力システムの構築が望ましい。	b	△	・NPOやフィールド紹介などマッチングシステムの構築
●個別に対応している状況のため、参画システムの構築が望ましい。	d	△	・NPOやフィールド紹介などマッチングシステムの構築
●個別に対応している状況のため、協力システムの構築が望ましい。	b	△	・NPOやフィールド紹介などマッチングシステムの構築
●長久保公園のビオトープは都市部の都市公園のビオトープとしては成功事例のため環境教育活動拠点の位置づけを検討する。	e	○	・拠点の整備
●新規指定については、人口増で開発が続いているため、エリア拡大は困難なため、質の向上を図るものとする。	b	○	・核エリアの質の向上
●都市公園でのビオトープ整備は一般利用者や近隣住民との合意形成が必要であり、ビオトープは理解が得にくいケースがあるが、ビオトープ要素の導入を検討する。	j	○	
●道路構造例の改正により緑地帯の確保が困難	j	△	
○引地川親水公園内の護岸を多自然型に改修後、生物種が増加した。 ●多自然型環境整備には、用地や安全面の確保等の課題がある。	j	△	・関係自治体や国との連携

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容							
方向性			整理番号	内容	実施した内容（主なもの）	評価	
1. 事業推進に向けた役割の認識と連携構築	2.) 具体化に向けた施策展開と関係部局	協働での事業推進、適切な維持管理に向けた動き	学校教育機関	31	・小中学校は環境保全活動の啓発の場として位置づけを検討すると共にビオトープ要素の導入を図る。	・六会中学校及び村岡中学校で多様な主体によるビオトープ整備を実施した。	△
			その他公共施設	32	・市内ビオトープネットワークの軸として外周部への緑化を推進	・市庁舎や市民センター等の改築に併せ実施（緑化基準・緑のカーテン等）	○
			開発行為等	33	・緑化基準による緑化の推進	・条例改正を行い、緑化基準を強化した。	○
			工場等	34	・藤沢市工場等環境緑化推進協議会を通じ敷地内に多様性のあるビオトープ要素の導入、外周部への緑化を促進	・一部企業で整備したが、現在、維持管理ができず撤去 ・外周部への緑化は「新産業の森」の工場等で実施	△
			商業業務地	35	・大規模開発時の屋上緑化の義務づけ等新規施策の展開	・商業・近隣商業地域の開発行為等に伴う建物緑化の義務化を制度化	○
			地域制緑地	36	・特別緑地保全地区、生産緑地地区、保安林、地域森林計画対象民有林、農業振興地域農用地区域等の維持保全 ・条例等による緑地の保全・再生・創出施策に基づきビオトープの保全と活用の促進（憩いの森設置制度など）	・特別緑地保全地区等の維持保全を実施 ・保存樹林、憩いの森、奨励金制度等により維持保全と活用を実施	○
			大学キャンパス	37	・敷地内における樹林、草地水辺等多様性のあるビオトープ要素の導入、地域への公開、外周部への緑化を促進	・日本大学、慶応大学実施、湘南工科大学及び多摩大学敷地周辺緑化の実施	○
			住宅地	38	・緑化基準による緑化、生垣整備（苗木配布）等の推進 ・敷地内へのビオトープ要素の導入を奨励（植樹提供、技術指導、「藤沢市みどりの保全奨励金交付」制度の活用を検討） ・住宅地内の小規模遊休地へのビオトープ整備促進	・実施 ・藤沢メダカの提供、SSTにおけるビオトープ整備の技術指導 ・未実施	△
			地域制緑地	39	・ビオトープネットワーク形成上重要な農地は農業における生態系の保全策の提案 ・農道・農業施設（水路、堆肥化施設等）整備などへビオトープ要素の導入を提案	・未実施	×
2. 協働での事業推進に向けた仕組みづくり	1) ビオトープネットワーク推進組織の設立	40	市民、民間企業、学校、研究者、NPOなどが参画し、ビオトープの保全・再生・創出に向けての技術的サポート、継続的な維持管理、身近な自然とのふれあいや環境教育に係わる人材育成、ビオトープ活用計画の立案・情報提供を行う推進組織の設立を図る	・ビオトープ管理者の会設立	○		
		2) ビオトープネットワーク活動拠点の整備	41	ビオトープネットワーク推進組織の活動拠点や事業推進の技術拠点として、フィールドを併設した施設の整備を目指す	・未実施	×	
		3) 専門技術者の育成と派遣システムの構築	42	市民や民間企業などの活動において、ビオトープの技術指導、助言、関係者との調整を図るため、ビオトープコーディネーターの育成を目指す。ビオトープ管理士などの活用を踏まえ、人材バンクを設立し、市民や民間企業などへ紹介・派遣できるシステムの構築を検討する。	・コーディネーター的な人材が出現した。 ・紹介・派遣できるシステムの構築は未実施	×	
		4) ビオトープ創出に向けての行政支援	43	公共工事に伴い発生する残土や石材・樹木の提供や建設資材メーカー及び建設会社との連携を図り資材・労力をサポートするなど支援システムの構築を目指す	・未整備	×	
3. 事業の積極的なアピール	1) ビオトープ整備事業の積極的な広報	44	市民、企業などに対し普及・啓発を図るため、パンフレットの作成・配布、ホームページなどによる広報活動を実施する	・藤沢自然ガイド（新林、カワセミ等）作成 ・CATVを通じた広報活動の実施	△		
	2) ビオトープ認定制度の導入の検討	45	ビオトープネットワーク整備事業について積極的に市民に紹介する。また、市内におけるビオトープに関する整備や活動に対し、ビオトープネットワーク推進組織がその成果を評価し認定を行い「ビオトープフラッグ」を推進するなど市民に対しての事業推進とともに活動団体の貢献をアピールする等の仕組みを検討する	・組織の設立維持に課題があり、認定制度の導入まで至らなかった。	×		
	3) 学校、工場、住宅などを対象としたビオトープコンクール制度の導入の検討	46	児童、生徒や教員、一般市民、企業などへの普及・啓発を図るため、学校・工場・住宅・屋上・軒下ビオトープなどを対象としたコンクールを実施する仕組みを検討する	・ビオトープに特化したものはないが「緑と花のまちづくり賞」は実施	△		

(その3)

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容		藤沢市生物多様性地域戦略への統合	
○良かった点と ●課題	類型	方針	統合する内容
●学校ビオトープは継続して実施しており、今後、拡充を図るためには多様な主体との連携が必要である。 ●学校安全面で小中学校のビオトープの活用は限界がある。	e	○	・学校（ビオトープ）との連携
○公共施設の緑化は先導的に実施した。	c	△	・質を高めることを検討
○神奈川県建築士事務所協会藤沢支部ほか関係3団体との合意形成を行い緑化基準の強化を図ることができた。	c	△	・質を高めることを検討
●行政による取組み実績の紹介や普及啓発等により、企業側を促進する必要がある。 ●整備・公開による企業側の利益の構築等が必要	c	△	
○神奈川県建築士事務所協会藤沢支部ほか関係3団体との合意形成を行い緑化基準の強化を図ることができた。	c	○	
●生産緑地地区、地域森林整備計画対象民有林、農業振興地域の農用地区域、保存樹林の減少	c	○	
○日本大学、慶応大学では大学敷地にとどまらない市域での活動の実施	c	△	
●市民の取組は普及啓発により拡充していく必要がある。	c	△	・普及啓発による促進
○提案は未実施だが、農家、市民団体、市民、行政等が連携した保野堰及び県立境川遊水地公園の観察会の実施 ●生態系保全策の一つである冬期湛田は農家が困難としている。	f	○	・農業との連携を検討
●ビオトープ管理者の会の規模が小さい。 ●拡充・世代交代等が可能な仕組みを構築する必要がある。	d	○	
●これまで整備の機運が高まらなかった。	i	○	・拠点の整備
●ビオトープそのものの浸透が低いため、ビオトープのみのコーディネーターの育成は困難であり、コーディネーターによる指導は困難である ●紹介・派遣できるシステムの構築は、機運が高まらなかった。	i	○	・活動支援の仕組みづくり
●ニーズ不足。 ●一方、維持管理上伐採した樹木の活用等を検討する必要がある。	i	○	・活動支援の仕組みづくり
●市職員が行うには限界があるため、小規模な広報にとどまる。	i	○	・取組みの評価と広報の仕組み検討
●整備や活動に対するインセンティブについては市内にとどまらず広域的に実施するのが望ましい。	g	○	・認定基準等に課題があるため研究 ・取組みの評価と広報の仕組み検討
●「緑と花のまちづくり賞」の応募要件の拡大が必要	g	○	・取組みの評価と広報の仕組み検討 ※学校ビオトープは全国規模のものがあるので引き継がない

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容						
方向性		整理番号	内容	実施した内容（主なもの）	評価	
4. ビオトープネットワークの実現化に向けての提案	1) ビオトープネットワーク基本計画に基づく詳細な計画の立案と展開	47	ビオトープネットワーク基本計画に基づき事業の実現化に向けモデルとなる事例を選定し、その事例を参考に実現化を図る	・事例やノウハウを蓄積し、各ビオトープにおいて展開している	○	
	2) 地域におけるビオトープネットワーク実施計画の推進	48	ビオトープネットワーク基本計画において提示された「モデルプラン」の「保全型ビオトープ核エリア、創出型（市街地）ビオトープネットワークエリアゾーニング図」に基づき、対象となるビオトープネットワーク実施計画を推進する	・石川丸山緑地や遠藤笹窪緑地における保全計画の策定	○	
	3) ビオトープネットワーク推進のための継続的な調査・研究の推進	①事業の継続的な検証	49	実施したビオトープ事業は継続的な事後検証を行うとともに、市内ビオトープ資源マップとしてデータベース化を図るなど、その状況把握に努める	・自然環境実態調査による事後検証の実施 ・データベース化については自然環境実態調査に基づくカルテの作成を実施	○
	②ビオトープネットワークに係わる生態学的検討	50	様々な環境には様々な生物が生息・生育しており相互に作用している。その相互関係を生物の移動や捕食、交流といった生物の営みについて継続的に調査・研究を実施しその成果を参考としつつビオトープネットワーク事業の効果的な展開を図る	・自然環境実態調査により河川と海のつながりについて改正を行った。	○	
	③適正なビオトープ創出に向けたシードバンクの整備	51	新たにビオトープを造成する場合の基盤整備において、一定の要件を満たす表土をあらかじめ提供する「シードバンク」のシステム作りが必要である。提供表土は公共工事等の残土を行政でストックし市民の要望に応じて提供する等の仕組みを検討する	・仕組みは未整備であるが、新たなビオトープへ既存ビオトープの表土の活用を実施	△	
	④希少種の育成と移入種の排除	52	ビオトープは地域本来の自然環境を活かし保全・再生・創出していくことが重要である。しかし、移入種がされると希少種はもとより在来種の生息が妨げられ、生態系のバランスが大きく崩れその影響は多大である。これらは管理者・利用者の理解と協力に係わる事項であり、ビオトープネットワーク推進組織による啓発活動やビオトープコーディネーターによる指導など環境教育に努める	・ビオトープ管理者養成講座による普及啓発、環境教育を実施した。	△	

(その4)

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容		藤沢市生物多様性地域戦略への統合	
○良かった点と ●課題	類型	方針	統合する内容
●蓄積したノウハウの整理が必要	b	○	・事例情報などの整理
○対象となる緑地は、ビオトープネットワークの観点をも盛り込み保全計画を策定した。 ○川名緑地用地取得における神奈川県との共同購入においては、本計画への位置づけにより県内において優先的に実施した。	b	△	※各緑地の保全計画の策定をすることとし、藤沢市ビオトープネットワーク実施計画の策定は引き継がない
●蓄積したノウハウの取組み、活用が課題	a	○	
●解析結果を戦略へ反映することが必要	a	○	
●ニーズ不足。	d	○	
●ビオトープネットワーク推進組織単体での普及啓発活動は困難である。	h	○	

「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」の施策内容の類型と
「藤沢市生物多様性地域戦略」に統合する施策内容との対応表

「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」			「藤沢市生物多様性地域戦略」に統合する施策内容
類型	整理番号		
a	1,3,5,49,50		○継続的な生物調査及び解析の実施
b	13,14,16,17,23,25,27,47,48		○藤沢市生物多様性地域戦略に基づく具体的計画の立案
c	2,7,9,32～38		○生物多様性の保全・再生・創出の推進
d	10,12,15,18～22,24,40,51		○生物多様性の保全・再生・創出の仕組みづくり
e	8,26,31		○生物多様性を学ぶ場の整備
f	39		○農業や農業関連施設整備における生物多様性への配慮
g	45,46		○生物多様性に関するインセンティブの検討
h	52		○生物多様性に関する生涯学習の推進
i	11,41～44		○情報の集約・発信とそれらを支えるシステムの構築
j	4,6,28～30		○生物多様性に配慮したインフラ整備

9. 委員名簿

■第1回～第2回

(仮称) 生物多様性藤沢戦略策定検討委員会（藤沢市みどり保全審議会部会）

委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	役職等
委	島田 正文【会長】	日本大学生物資源科学部くらしの生物学科教授
委	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学環境情報学部教授
臨	大澤 啓志	日本大学生物資源科学部生命農学科教授
臨	小谷 幸司	日本大学生物資源科学部くらしの生物学科准教授
臨	西田 貴明	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社副主任研究員
臨	竹村 裕幸	藤沢商工会議所専務理事
臨	山口 貞雄	さがみ農業協同組合藤沢地区運営副委員長
臨	菅 章	元藤沢市立大庭中学校校長
委	藤山 素子	みどり保全審議会委員

区分のうち、委は現みどり保全審議会委員、臨は臨時委員をさします。

■第3回～第6回

(仮称) 生物多様性藤沢戦略策定検討委員会（藤沢市みどり保全審議会部会）

委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	役職等
委	島田 正文【会長】	日本大学生物資源科学部くらしの生物学科特任教授
委	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学環境情報学部教授
臨	大澤 啓志	日本大学生物資源科学部生命農学科教授
臨	小谷 幸司	日本大学生物資源科学部くらしの生物学科准教授
臨	西田 貴明	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社副主任研究員
臨	竹村 裕幸	藤沢商工会議所専務理事
臨	高橋 弘	さがみ農業協同組合藤沢地区運営副委員長
臨	菅 章	元藤沢市立大庭中学校校長
委	藤山 素子	みどり保全審議会委員

区分のうち、委は現みどり保全審議会委員、臨は臨時委員をさします。

※山口委員が、さがみ農業協同組合藤沢地区運営副委員長の任を退かれ、高橋委員と交代されました。

■庁内：（仮称）生物多様性藤沢戦略策定庁内調整会議（2017年（平成29年）4月～）
委員名簿

部	課
企画政策部	企画政策課
環境部	環境総務課
経済部	産業労働課
	観光シティプロモーション課
	農業水産課
計画建築部	都市計画課
都市整備部	都市整備課
道路河川部	道路河川総務課
下水道部	下水道総務課
教育部	教育指導課
事務局 都市整備部	みどり保全課

10. 戦略策定までの経緯

年 月 日	検討委員会	みどり保全 審議会	庁内調整会議	市議会	その他
2016年(平成28年) 8月24日		第52回			必要性等の説明
11月25日	第1回 【趣旨説明、 意見交換等】				
2017年(平成29年) 3月22日	第2回 【課題等の整理 と方針等】				
4月25日			第1回 庁内勉強会		
5月19日、26日、 30日、6月26日					グループヒアリン グ(農・商・観光 業・教育関係者等)
6月27日	第3回 【骨子案につい て等】				
7月21日、28日					グループヒアリン グ(市民活動団体)
8月9日、25日					グループワーク
7月27日		第54回			進捗報告(※第53 回は審議なし)
10月30日	第4回 【たたき台の検 討等】				
11月21日			第2回		
12月18日	第5回 【素案の検討 等】				
12月19日		第55回			進捗報告
2018年(平成30年) 2月				【素案の報告】	
2月22日～ 3月15日					パブリックコメン トの実施
3月			各課書面照会		
3月26日	第6回 【戦略(案)確定・ パブリックコメン ト反映・結果報告】				
6月				【案の報告】	
7月					戦略策定予定
2019年(平31年) 3月末					実行プラン 策定予定

用語解説

本文中に「*」で示した用語について解説しています。

ページ	用語	解説
2	生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約)	人類の生存を支え、さまざまな恵みをもたらす生物多様性に対し、世界全体でその保全などを目指す国際条約。本条約は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。2016 年（平成 28 年）12 月現在、194 か国、欧州連合（EU）及びパレスチナが締結。
5	ミレニアム生態系評価	国連の主唱により 2001 年（平成 13 年）から 2005 年（平成 17 年）にかけて行われた、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の取組。生物多様性は生態系が提供する生態系サービスの基盤であり、生態系サービスの豊かさが人間の福利に大きな関係のあることが分かりやすく示された。ミレニアム生態系評価の報告書では、生態系サービスを 4 つの機能に分類し、生物多様性の意義について紹介している。
9	生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。1995 年（平成 7 年）に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに 4 度の見直しを行っている。最新の計画は、2010 年（平成 22 年）10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けた日本のロードマップを示すとともに、2011 年（平成 23 年）3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示した「生物多様性国家戦略 2012-2020」（2012 年（平成 24 年）9 月閣議決定）である。
11	SDGs（エスディージーズ） (持続可能な開発目標)	2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 か国が 2016 年（平成 28 年）～2030 年（平成 42 年）の 15 年間で達成するために掲げた持続可能な世界を実現するための目標。気候変動やエネルギー、健康や雇用といった先進国でも深刻化している課題なども取り上げており、先進国も含めてすべての国を対象としていることが特徴の 1 つ。政府のみならず、産業界や市民社会など、地球上のすべての人を対象とした共通目標という位置づけにある。SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みや成果は、ESG 投資の評価軸としても活用されるようになりつつある。
12	ESG（イーエスジー）投資	環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字を並べた言葉で、企業の業績

		だけではなく、環境や人権などの問題にどれだけ取り組んでいるかを考慮する投資のこと。 財務諸表では分からない二酸化炭素排出量抑制や従業員の労務管理、社外取締役の独立性などへの取組姿勢も投資の判断材料とするもの。各分野への対応が、結果的に企業の長期的な成長や持続可能な社会の実現につながるという考え方にに基づき、企業の投資価値を計る新たな評価基準として注目を集めている。 国際的には、国連責任投資原則（PRI※）への著名機関の増加、EU（欧州連合）指令や持続可能な証券取引所イニシアティブ（SSEI）における ESG 情報開示の義務化などの動きを経て、ESG 投資額は 2014 年（平成 26 年）初に 2012 年（平成 24 年）比 116.6%と急激に拡大している。 日本では、「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」が 2015 年（平成 27 年）に国連 PRI に著名したことから投資家の注目が一気に高まった。また、2017 年（平成 29 年）7 月には GPIF が ESG 指数に連動した日本株の運用を 1 兆円規模で開始することが公表された。 ※PRI：（Principles for Responsible Investment：責任投資原則）とは、国連事務総長の呼びかけによって作成された自主的な投資原則のこと。機関投資家の意思決定プロセスに、環境上の問題、社会問題及び企業統治上の問題等の課題を組み込むこと等が挙げられている。
13	ISO14001（アイエスオーいちまんよんせんいち）	国際標準化機構(ISO)によって制定された「環境マネジメントに関する国際規格」のこと。この規格では、組織が環境への負荷を継続的に改善していくためのシステムについて、必要な事項を定めている。ISO14001 の基本的な構造は、PDCA サイクルと呼ばれ、(1)方針・計画（Plan）、(2)実施（Do）、(3)点検（Check）、(4)是正・見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくというものである。また、方針の策定などに最高経営層の責任ある関与を求め、トップダウン型の管理を想定していることも、この規格の特徴といえる。
14	名古屋議定書	遺伝資源の取得の機会（Access）とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）は、生物多様性の重要課題の一つで、Access and Benefit-Sharing の頭文字をとって ABS と呼ばれている。「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」は生物多様性条約の 3 つ目の目的に位置づけられ、条約第 15 条において遺伝資源の取得の機会に関して規

		定されている。 名古屋議定書（正式名称：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書）は、ABS の着実な実施を確保するための手続きを定める国際文書として、2010 年（平成 22 年）10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会合（COP10）において採択された。 日本は、2011 年（平成 23 年）5 月に名古屋議定書に署名して以降、日本の遺伝資源の利用実態及び他国の措置内容を踏まえて国内措置について検討してきた。この結果、2017 年（平成 29 年）1 月に政府において「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（以下、「ABS 指針」という。）」の案を取りまとめた。その後、2017 年（平成 29 年）5 月 10 日に第 193 通常国会において名古屋議定書の締結について承認されたことを受け、ABS 指針を公布するとともに、5 月 22 日に受諾書の寄託を行って議定書を締結した。名古屋議定書は、受諾書の寄託から 90 日後となる 2017 年（平成 29 年）8 月 20 日に、日本について効力を生じた。
16	生物多様性地域戦略	生物多様性基本法（2008 年（平成 20 年）法律第 58 号）に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。生物多様性基本法において生物多様性地域戦略は、地方公共団体の策定が努力義務とされている。 <生物多様性基本法より> （生物多様性地域戦略の策定等） 第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。 2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したとき

		は、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。
18	ビオトープ	生物を意味する bio と場所を意味する tope を合成したドイツ語。特定の生物群集が存在できる条件を備えた地理的な最小単位を意味する。日本では、都市域に残存する野生生物の生息・生育空間を特に指す用語として用いられることが多い。
19	マルチパートナーシップ	目的や課題の共有のもとに、同一の方向性をもって市民、地域団体、NPO 法人、大学、企業等の多様な主体が、役割を分かちあいながらまちづくりを進めていく協力関係をいう。
64	CSR（シーエスアール）（企業の社会的責任）	Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」と訳される。事業活動を行うだけでなく、人権やコンプライアンスの遵守、環境問題への配慮、地域社会との共存・貢献といった企業が果たすべき社会的責任を意味する用語で、企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動を指す。



藤沢市生物多様性地域戦略

～生きものの恵みを軸とした藤沢のまちづくり～

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1

TEL 0466-25-1111 (内線4351)

FAX 0466-50-8421

E-mail fj-midori@city.fujisawa.lg.jp

ホームページ <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

